

核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて

令和6年4月30日

原子力規制部

来歴

改正	発行日	改正箇所
1	2018. 03. 01	策定
2	2020. 11. 20	一部改訂（グレーデッドアプローチを適用した安全審査等の進め方、事務処理手順書の追記）
3	2022. 3. 31	一部改訂（廃止措置計画認可申請に対する審査の追記、記載の適正化）
4	2023. 5. 31	一部改訂（3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動等を参考資料として追加、記載の適正化）
5	2024. 4. 30	一部改訂（事例集に係る記載の追加、記載の適正化）

はじめに

原子力規制委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制等の事務を一元的に担う組織として、平成 24 年 9 月に設置された。

原子力規制委員会は、平成 25 年に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子力施設に関する新規制基準を施行し、適合性審査を開始した。適合性審査については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき行っており、また、審査体制や審査の具体的な進め方等については個別の業務文書を制定し対応してきたところである。

平成 28 年に実施された IAEA の我国に対する IRRS ミッションにおいて、原子力施設に係る審査ガイドの充実が課題の一つとして明らかになったことを受け、今般、核燃料物質の使用等の審査業務に携わる者が実際に審査業務を行う上で参照すべき事項について整理し、審査実務の遂行を支援するため、審査に係るそれらの既存の委員会決定及び個別の業務文書を統合し、本書を取りまとめた。

本書は、現時点での使用施設等（使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設）の審査業務についてまとめたものであり、今後も適宜見直しを行い、審査方針の変更等を踏まえた文書の更新等、必要に応じた拡充を図っていくものである。

平成 30 年 3 月 1 日
原子力規制庁原子力規制部

審査業務の流れ 目次

I	総論	1
II	グレーデッドアプローチを適用した安全審査等の進め方	5
	1. 使用施設の主な特徴と審査上の考慮	5
	2. 審査の基本的な考え方	7
	3. まとめ	9
III	申請の手続き関係	11
	1. 申請書、補正書の受理	11
	2. 申請書の補正	11
	3. 機密性情報を含む審査資料の利用及び管理	12
	4. 事業者からの照会への対応等	12
IV	審査の手続き関係	14
	1. 面談の進め方	14
	2. 使用（変更）許可申請に対する審査	15
	3. 保安規定（変更）認可申請に対する審査（令第41条該当施設）	16
	4. 合併（分割）認可申請に対する審査	17
	5. 廃止措置計画（変更）認可申請に対する審査	17
	6. その他留意事項	17

□参考資料

- 別紙 1 : 核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方
(平成 25 年 11 月 6 日 原子力規制委員会了承(平成 28 年 12 月 21 日、平成 30 年 4 月 25 日、平成 30 年 12 月 12 日部分改正))
- 別紙 2 : 日本版インフォメーション・ノーティス制度案(令和 4 年 1 月 12 日 原子力規制庁)
- 別紙 3 : 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針
(平成 24 年 9 月 19 日 原子力規制委員会決定(平成 25 年 2 月 6 日、令和 3 年 11 月 17 日、令和 5 年 1 月 25 日改正))
- 別紙 4 : 原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則
(平成 24 年 9 月 19 日 原子力規制委員会決定)
- 別紙 5 : 当面の審査会合等の進め方について(令和 2 年 4 月 8 日 原子力規制庁)
- 別紙 6 : 緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応
(令和 3 年 10 月 6 日 原子力規制庁)
- 別紙 7 : 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務
(平成 31 年 4 月 原子力規制部、放射線防護グループ)
- 別紙 8 : 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた対応状況
について(平成 30 年 9 月 5 日 原子力規制庁)
- 別紙 9 : 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討につ
いて(平成 30 年 4 月 25 日 原子力規制庁)
- 別紙 10 : 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに
おける取組強化の対応状況(令和 5 年 4 月 25 日 原子力規制庁)
- 別紙 11 : 3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動
(令和 4 年 11 月 9 日 原子力規制庁)

※ 1 : 原子炉等規制法第 76 条の規定により、国に適用する場合において、「許可」又は「認可」とあるのは「承認」とする。また、国立大学法人法施行令第 25 条の 1 項の規定に基づき、原子炉等規制法第 76 条の規定の読替え後の規定では、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は国とみなされ、「許可」又は「認可」とあるのは「承認」とする。

I 総論

核燃料物質を使用しようとする者は、原子炉等規制法第52条に基づき使用の許可を受けなければならない。ただし、表1に示す核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「原子炉等規制法施行令」という。）第39条で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合には、原子炉等規制法第52条に基づく許可を要しない。（ただし、この場合においても原子炉等規制法第61条の3に基づき、国際規制物資の使用の許可を受けなければならない。）

表1 使用の許可を要しない核燃料物質の種類及び数量

	種類	使用の許可を要しない数量
1.	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム以下
2.	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム以下
3.	1. 及び 2. を 1 または 2 種類以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 300 グラム以下
4.	トリウム及びその化合物	トリウムの量 900 グラム以下
5.	4. を 1 または 2 種類以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900 グラム以下

ここで、使用の許可を要しない核燃料物質の数量については、次に示す①または②のどちらかが表1の数量を超えている場合には、使用の許可が必要となる。

- ① 最大存在量：事業所に存在する各核燃料物質の種類ごとの合計量の最大の（予定）数量
- ② 延べ取扱量：事業所において、任意の1年間に予定される核燃料物質の受入れ、払出し、廃棄等それぞれの取扱合計数量のうち、いずれか最大の量

また、新たに核燃料物質を使用しようとするときは、工場又は事業所内に既に許可を受けた国際規制物資を所有している場合には、この国際規制物資も合算した上で、使用の許可の要否を判断する必要がある。

原子炉等規制法施行令第39条で除外されなかった表2の核燃料物質を使用する場合には、その数量に係わらず使用の許可が必要となる。

表2 数量に関わらず使用の許可を必要とする核燃料物質

	種類
1.	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物
2.	プルトニウム及びその化合物
3.	ウラン 233 及びその化合物

さらに、原子炉等規制法施行令第41条に定める核燃料物質（表3参照）のいずれかを使用する場合、あらかじめ核燃料物質の使用施設等の使用前検査や保安規定の認可が必要であるなど、より厳しい安全規制が課されている。

したがって、核燃料物質の使用者は、原子炉等規制法施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設等（以下「令第41条該当施設」という。）を持つ使用者と、同条に該当する核燃料物質を使用しない使用施設等（以下「非該当施設」という。）を持つ使用者の二つに分類される。

表3 核燃料物質の種類と数量

	核燃料物質の種類	数量
1.	プルトニウム	プルトニウム量：1g 以上 密閉されたものの場合 プルトニウム量： 450g 以上
	プルトニウム化合物	
	プルトニウム、プルトニウム化合物を含む物質	
2.	3.7 テラベクレル以上の使用済燃料	数量にかかわらず
3.	ウラン 233	ウラン 233 量：500g 以上
	ウラン 233 化合物	
	ウラン 233、ウラン 233 化合物を含む物質	
4.	ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する 比率が天然の比率を超え、100 分の 5 に達しない もの	ウラン 235 量： 1,200g 以上
	上記ウランの化合物	
5.	ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する 比率が 100 分の 5 以上のもの	ウラン 235 量：700g 以上
	上記ウランの化合物	
6	六フッ化ウラン	ウラン量：1 トン以上
7.	3.～6. の他、ウラン及びその化合物の 1 または 2 以上を含む液体状のものに限る物質	ウラン量：3 トン以上

なお、使用施設等の審査については、別紙1の「核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方」に示されているように、既許可の原子力施設にさかのぼって許可の基準を適用する、いわゆるバックフィットが法的に要求されていないが、安全性のさらなる向上の観点から、可能な限り新規規制基準（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「使用許可基準規則」という。））へ適合することを求めている。また、作為及び不作為を求めるものではないが、被規制者等による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるために周知する必要がある

ある情報について、迅速かつ柔軟に通知することを可能とする日本版インフォメーション・ノーティス制度を導入している（別紙2参照）。

□参考資料

別紙1：核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（平成25年11月6日 原子力規制委員会了承（平成28年12月21日、平成30年4月25日、平成30年12月12日部分改正））

別紙2：日本版インフォメーション・ノーティス制度案（令和4年1月12日原子力規制庁）

Ⅱ グレーデッドアプローチを適用した安全審査等の進め方

核燃料物質の使用施設は、非密封のプルトニウムを大量に取り扱う施設から少量の核燃料物質や放射性廃棄物を単に保管管理する施設まで多種多様であり、その取り扱う核燃料物質の種類、量、取扱形態等の施設の特徴や申請内容を踏まえ、グレーデッドアプローチの考え方を取り入れ、リスクの程度に応じた合理的な審査、検査等を行うことが重要である。

原子力規制委員会発足時から平成 29 年 10 月頃までは、必ずしも上記考え方が取り入れられておらず、例えば令第 4 1 条該当施設と非該当施設であっても関係条文の字面を捉え、一律で同様な審査を行っていた。具体例として、少量の核燃料物質や放射性廃棄物を単に保管管理する施設であっても、合理性を欠いた遮蔽計算や被ばく線量評価を求め、その審査に 1～2 年程度時間をかけたものもあり、使用者に過度の負担をかけるような事例も多々あった。

今後、標準処理期間を遵守しつつ審査、検査等を合理的に進めるために、使用施設に係る安全審査等の基本的考え方について整理することとする。ただし、使用施設は、多種多様であり、最終的には個別案件毎にその方針を検討する必要がある。ここでは、これまでの経験等からある程度類型化し、その考え方等を整理する。

1. 使用施設の主な特徴と審査上の考慮

使用施設は、核燃料物質の種類、量、取扱形態等の施設の特徴を踏まえると主に以下のように分類できる。審査にあたっては、主に以下の分類の組み合わせを考慮して、グレーデッドアプローチを適用することが必要である。

1) 核燃料物質の種類と量（令第 4 1 条該当施設、非該当施設）

令第 4 1 条該当施設と非該当施設における審査上の考慮については、表 4 に示す。使用許可基準規則に基づき審査することとなる。この場合、令第 4 1 条該当施設と非該当施設の両者に共通する閉じ込め、遮蔽等の審査事項について、特に非該当施設においては、どの程度令第 4 1 条該当施設と差があって良いかが論点となるが、基本的に以下考慮において異なる。

○臨界管理が不必要である。

○閉じ込めについては、主に以下の 4)～6) との関係性を踏まえ、そ

の程度を考慮することとなるが、基本的にフード程度で良い。

- 遮蔽については、以下の2)～6)との関係もあるが、基本的に特別な遮蔽は不必要であり、外部被ばく管理においても特別な配慮の必要性は小さい。
- 事故評価は必要ない。

2) 取り扱う核燃料物質（ウラン、トリウム、プルトニウム、使用済燃料等）

取り扱う核燃料物質に係る考慮については、基本的にその性質から①臨界の可能性、②被ばく線量が関係する。

臨界の可能性については、高濃縮ウラン、プルトニウムを取り扱う場合に考慮が必要であり、特に液体での取扱いは特別な配慮が必要である。一方、天然ウランやトリウムの場合は通常考慮の必要はない。

また、少量であっても使用済燃料を取り扱う場合は、高線量であり使用、貯蔵、廃棄のそれぞれの施設で閉じ込め、遮蔽、被ばくに対して特段の考慮が必要である。

3) 取扱形態（その1：核燃料物質を使用するか否か）

使用施設は、本来、使用することを前提としているが、その用途を終え、又は使用予定のない核燃料物質や放射性廃棄物のみを保管しているケースが数多くある。こうした施設と実際に核燃料物質を使用する使用施設等においては、考慮すべき事項が自ずと異なる。特に非該当施設であって核燃料物質を使用しない使用施設等では、核燃料物質や放射性廃棄物を容器に封入し、鉄筋コンクリート造の施設で保管すればその他の遮蔽は不必要である。

ただし、非該当施設であってもトリウムやウラン（廃触媒）含有の放射性廃棄物が多量にある場合は、線量が高い場合があり、遮蔽の考慮に対して注意が必要（実測するのが良い）である。

4) 取扱形態（その2：密封か非密封での使用等）

核燃料物質を密封で取り扱うか非密封で取り扱うかについては、主に閉じ込め機能に関係する。非密封であってもその種類、形態（塊、粉、液体等）、使用方法、取扱量等を踏まえて、グローブボックス、フード、セル、単なる机上等の使用場所を考慮することとなるが、一般的に非該当施設はその取扱量、使用方法等から、容易に拡散（例えば粉体、気体状）しないのであればフード程度で良いと考える。

5) 取扱形態（その3：固体 or 液体 or 気体）

取り扱う核燃料物質が固体なのか液体なのか気体なのか、固体であっても塊状なのか粉体なのかによってもその考慮が異なる。4)と同様これらの取扱いは、主に閉じ込め機能に関係する。特に拡散や漏洩した場合（主に作業員の内部被ばく）を想定して、必要な閉じ込め設備（グローブボックス、フード等）のグレードを考慮することが必要である。

6) 取扱形態（その4：使用の方法（化学的、物理的处理等）

核燃料物質の使用の方法については、化学的処理（化学反応や化学薬品の使用等）や物理的処理の実施（焼結、切削、研磨等）、市販の分析装置による測定等の多種多様な方法がある。具体的な施設では、小規模な再処理、燃料加工から極めて少量の核燃料物質の分析施設まで幅広い。使用の方法の違いによる安全への考慮については、上記1)～5)を踏まえ、未臨界維持、閉じ込め、遮蔽、火災・爆発等の考慮の必要性やそのグレードを見極めることが重要である。

2. 審査の基本的な考え方

代表的な事例により、審査をする上での基本的な考え方を以下に示す。

1) 湧き出しの場合（単に核燃料物質や放射性廃棄物を保管する場合にも適用できる）

法律に基づく許可を受けていない核燃料物質を発見（湧き出し）があった場合の措置として、新規に使用許可を受けることとなる。一般的な湧き出しの場合は、上記2. 1)の非該当施設にあたるケースがほとんど（過去に令第41条該当施設であったことはない）であり、これを例とする。

【審査の基本的考え方】

当該ケースは、容器に封入したものを貯蔵庫で保管するのみというものである。

使用許可基準規則への適合性については、表4に示す使用許可基準規則の条文のうち閉じ込めの機能、遮蔽、火災等による損傷の防止、立入りの防止、自然現象による影響の考慮、貯蔵施設、汚染を検査するための設備について、それぞれ確認することが基本となる。

審査の基本的考え方としては、容器に封入した核燃料物質を耐火性の金庫に入れて保管すれば、金庫の外側での線量はバックグラウンド

レベルであり、容易に漏れることがなく、火災の影響も小さいと考えられるので、閉じ込めの機能、遮蔽、火災等による損傷の防止として十分である。

また、当該金庫を施錠し、さらにそれを置く部屋に標識を設け、施錠すれば、立入りの防止の設計及び貯蔵施設の設計として十分である。

自然現象による影響の考慮については、当該建物の立地場所が地崩れや浸水がしにくい（ハザードマップによる確認）場所であることの確認をする。この場合、ハザードマップで危険地域にあっても当該ハザードとの安全確保対策の関係を踏まえることが重要であり、必ずしも立地不適とはならない（例えば河川の氾濫による浸水地域であっても浸水対策や流出しないような措置や建物（RC造）であれば問題はない。木造は要注意）。

汚染を検査するための設備については、測定器（簡易なものでも可）があれば十分であるが、密封されていない核燃料物質を貯蔵しない場合であれば、供用中に汚染は発生することはないので、必須ではないと考える。

上記を踏まえると、許可申請にあたって耐火性の金庫を用意すれば良いということである。

なお、この考え方は、単に核燃料物質や放射性廃棄物を保管する場合にも適用できる。この場合、核燃料物質は金庫を用意すれば、内容物が液体であっても漏洩しないよう措置することで問題ないと考えられるが、放射性廃棄物については、通常金庫には入らないので、ドラム缶や鋼製容器を用いることとなる。その際、廃溶媒や廃活性炭等については、これらに含まれる水分により容器が腐食した事例があるので留意が必要である。

2) 一般的な分析をするような施設

大学や研究所等では、核燃料物質の使用の目的として分析を行うものが多い。この場合、市販の分析装置（放射線測定装置や質量分析装置等）や分析器具を用いた分析が大部分をしめるのでこれを例とする。

【審査の基本的考え方】

当該ケースは、分析の前処理と後処理の過程（試料作成、試料の廃棄等）において、少量の核燃料物質を使用するケースが主であり、どのような物質をどのような機器でどのような分析を行うかによって、

考慮すべき事項が決まる。

例えば非該当施設における分析では、その1回あたりの取扱量は多くても数g～数十g程度であり、プルトニウムの場合では μg オーダーが多い。このような施設で各種の放射線測定装置や質量分析装置等の市販の機器を使った測定では、作業者が汚染しないよう気を付ければ、機器に特段の留意をする必要はないと考える。試料作成や調整作業における閉じ込めの機能、遮蔽、火災等による考慮においても、フード程度で十分となり、特別な遮蔽の必要性もない。火災に関しては、ホットプレートの様なもので試料を蒸発乾固させるケースがあるので、その使用時に適切な管理をすれば良い。また、鉄筋コンクリート造の施設で使用するのであれば特別な遮蔽対策の必要性もない。

一方で、令第41条該当施設において照射後燃料、使用済燃料片等の高線量のものを扱う場合は、閉じ込めの機能、遮蔽に特に留意する必要がある。

3. まとめ

冒頭でも述べたように核燃料物質の使用施設は、多種多様であり、その取り扱う核燃料物質の種類、量、取扱形態等の施設の特徴や申請内容を踏まえ、グレーデッドアプローチの考え方を取り入れ、リスクの程度に応じた合理的な審査、検査等を行うことが重要である。

これまでの経験等から代表的な事例に対する審査の基本的な考え方を示したが、グレーデッドアプローチの考え方は、決して審査や検査を甘くすることではなく、核燃料物質の取扱いの程度と安全確保に必要な要件とのバランスの問題であり、それが合理的であることと考える。安全確保に必要な要件についても、単に法令や規則の字面で一律に同じことを求めるのではなく、法令や規則の目的を理解し、適切に解釈し、運用することが重要である。

使用施設の審査、検査等においては、その運用も幅広く自由度が大きいため、担当者によっても様々な考え方や解釈ができる。そのため、個人で判断するのではなく、使用班内で十分議論し、合意形成を行い、組織として判断しつつ進めることが肝要であり、最終的には個別案件毎にその方針（使用者への要求内容、処理期間の設定等）を検討する必要がある。

表4 令第41条該当施設と非該当施設に係る使用許可基準規則の条文

条文		区分 ¹⁾
第1条	定義	1
第2条	閉じ込めの機能	1
第3条	遮蔽	1
第4条	火災等による損傷の防止	1
第5条	立入りの防止	1
第6条	自然現象による影響の考慮	2
第7条	核燃料物質の臨界防止	3
第8条	使用前検査対象施設の地盤	3
第9条	地震による損傷の防止	3
第10条	津波による損傷の防止	3
第11条	外部からの衝撃による損傷の防止	3
第12条	使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止	3
第13条	溢水による損傷の防止	3
第14条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	3
第15条	飛散物による損傷の防止	3
第16条	重要度に応じた安全機能の確保	3
第17条	環境条件を考慮した設計	3
第18条	検査等を考慮した設計	3
第19条	使用前検査対象施設の共用	3
第20条	誤操作の防止	3
第21条	安全避難通路等	3
第22条	設計評価事故時の放射線障害の防止	3
第23条	貯蔵施設	1
第24条	廃棄施設	1
第25条	汚染を検査するための設備	1
第26条	監視設備	3
第27条	非常用電源設備	3
第28条	通信連絡設備等	3
第29条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	3

注 1) 「区分」は、使用許可基準規則の条文ごとに適合すべき使用施設等を示す。使用施設等の詳細は以下のとおり。

1. 全ての使用施設等が対象。
2. 非該当施設が対象。
3. 令第41条該当施設が対象。

Ⅲ 申請の手続き関係

核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者から原子力規制委員会へ使用（変更）許可申請書等の各種申請書等^{※2}が提出される。本項では、各種申請書に関する審査における事務手続き等についてまとめた。

※2：核燃料物質使用（変更）許可申請書、核燃料物質使用変更届、核燃料物質使用施設保安規定（変更）認可申請書、合併（分割）認可申請書、廃止措置計画（変更）認可申請書、廃止措置計画変更届

1. 申請書、補正書の受理

各種申請書は、核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者から原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門へ提出される。提出された各種申請書は、審査担当者が書面上の形式的な審査（日付、手数料^{※3}、申請書記載事項、添付文書、根拠条文等）を行い、さらに新たに使用の許可をする場合及び合併（分割）の認可をする場合は、原子炉等規制法第54条に規定する許可の欠格条項の該当者でないこと及び履歴事項全部証明書等で新たに核燃料物質を使用しようとする者の所在地、代表者等を確認した上で受理する。なお、原子炉等規制法第76条により、申請者が国の場合は、原子炉等規制法第75条の規定による手数料の納付は適用されない。

また、原子力規制庁は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（原規総発第120919096号）（別紙3参照）に基づき、令第41条該当施設を有する核燃料物質使用者に関する各種申請書は、情報公開法に基づき、必要に応じて使用者がマスクング等を行い、受理後原則1週間以内に原子力規制委員会ホームページにて公表することとしている。

※3：原子炉等規制法第52条第1項の許可に係る手数料：227,200円
原子炉等規制法第55条第1項の変更許可に係る手数料：117,600円
原子炉等規制法第57条の5第2項の認可に掛かる手数料：58,300円

2. 申請書の補正

受理した各種申請書のうち、申請後の審査の過程で、申請書に記載が不足している点や、説明が誤っている部分が確認された場合には、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求める場合がある。また、申請書の補正が可能な範囲は、原則、既に申請されている申請書の申請理由（目的）の範囲内とする。

3. 機密性情報を含む審査資料の利用及び管理

提出された各種申請書や審査書類については、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、令第41条該当施設を有する核燃料物質使用者に関しては、原則公開することを基本としているが、これらの資料等は核セキュリティの観点からその取扱いを制限する必要がある情報が含まれることがある。これらの機密性情報を含む資料等については、「原子力規制委員会行政文書取扱規則」及び「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」等に従い、秘密文書の指定や管理を行う。

一方、非該当施設を有する核燃料物質使用者に関しては、提出された各種申請書や審査書類は公開することにはなっていないが、核セキュリティの観点から取扱いを制限する必要があるれば、上記と同様な対応を行う。

□参考資料

別紙3：原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針
(平成24年9月19日 原子力規制委員会決定(平成25年2月6日、令和3年11月17日、令和5年1月25日改正))

4. 事業者からの照会への対応等

使用(変更)許可申請等の各種申請に先立ち、核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者より使用(変更)許可申請等の法令手続きの要否について照会を受けることがある。法令手続きの要否に関する照会については、別紙4に基づき回答する。

また、法令手続きの要否など、核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者から相談を受ける際には面談にて行う。

令第41条該当施設を有する核燃料物質使用者との面談内容については、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、議事要旨及び配付資料(情報公開法に基づき必要に応じてマスキング等を行う。)は、原子力規制委員会ホームページにて公表する。

なお、申請に際しては、具体的事例として、「核燃料物質の使用(変更)許可申請に係る事例集」が参考となる。(詳細は「その他参考」を参照。)

□参考資料

別紙4：原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則
(平成24年9月19日 原子力規制委員会決定)

■その他参考

- ・ 原子力規制委員会行政文書管理規則
<https://www.nra.go.jp/data/000323004.pdf>
- ・ 原子力規制委員会行政文書管理要領
<https://www.nra.go.jp/data/000331591.pdf>
- ・ 原子力規制委員会特定秘密保護規程
<https://www.nra.go.jp/data/000366508.pdf>
- ・ 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>
- ・ 原子力規制委員会行政文書管理規則
<https://www.nra.go.jp/data/000323004.pdf>
- ・ 核燃料物質の使用（変更）許可に関する申請書様式・補正様式・届出様式・事例集
<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/henryou/shiyou12-4.html>

IV 審査の手続き関係

核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者から申請された各種申請書に対して、原子力規制庁の審査担当者は、関係法令及び基準等に基づき審査する。本項では、当該審査の進行や取りまとめに関する事項をまとめた。

1. 面談の進め方

(1) 面談の進め方

審査開始後においては、適宜申請者と面談を実施し、申請書の記載内容に関する事実確認等を行いながら、審査を進める。面談の配付資料（情報公開法に基づき、必要に応じて申請者がマスキングを行う。）について、予め、マスキングが適切であるかを確認する。面談内容については、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、令第41条該当施設を有する核燃料物質使用者との面談の議事要旨及び配付資料は、原則1週間以内に原子力規制委員会ホームページにて公開する。

また、面談においては、事前に論点を明確にしておき、議論の方向性を確認してから行うとともに、面談終了前には、申請者と論点に対する認識の確認を行う。なお、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、テレビ会議等を導入することでヒアリングを継続して行えるようにするなど、審査プロセスの改善を図っている（別紙5、別紙6参照）。

(2) 原子力安全と核セキュリティの調和に係る実務

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（以下「3S」という。）は、相互に依存し干渉する可能性がある。このため、3Sを一元的に所管する原子力規制委員会においては、まず一義的責任を有する被規制者に対し、3Sそれぞれに係る要求を満たすことはもとより、相互の悪影響を可能な限り排除し、適切な措置を講じるよう求めている。

審査においては、被規制者から安全や核セキュリティに係る許認可申請がなされた場合、当該担当部署から他の措置の担当部署に共有して、それぞれの観点から影響の有無等がないかを確認している。この確認に際しては、必要に応じ、被規制者との面談への3S関係者の同席等を実施することとしている。また、これらの取組により得られた

知見や事例を踏まえ、四半期に一度の頻度で3S関係部署による認識共有及び意見交換を通じて、3Sに関する事例集の更新等を実施することとしている。保障措置と他の措置との間で悪影響が懸念される場合にも、関係者間で必要な情報共有や協議を実施している。(詳細は別紙7～10を参照。)

なお、核セキュリティに関する秘密を取り扱うためには、「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令(平成30年4月1日原規人発第1804012号)」に従い、課等の長からの申請等を通じて、長官による信頼性確認を受ける必要がある。

□参考資料

- 別紙5：当面の審査会合等の進め方について
(令和2年4月8日 原子力規制庁)
- 別紙6：緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応
(令和3年10月6日 原子力規制庁)
- 別紙7：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務
(平成31年4月 原子力規制部、放射線防護グループ)
- 別紙8：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた対応状況について(平成30年9月5日 原子力規制庁)
- 別紙9：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について(平成30年4月25日 原子力規制庁)
- 別紙10：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応状況(令和5年4月25日 原子力規制庁)

2. 使用(変更)許可申請に対する審査

核燃料物質の使用者又は新たに核燃料物質を使用しようとする者から提出された使用(変更)許可申請の内容が、①核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと、②使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること、③核燃料物質の使用を適確に行うに足る技術的能力があること、④保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項が、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)に適合していることについて審査する。

(1) 審査書(案)の作成

以下の規則等を用いて審査を行い、「審査書（案）」を作成する。

- 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと
 - ・申請に係る核燃料物質の使用の目的等から判断する。
- 使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること
 - ・使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈への適合性を確認する。
 - ・なお、上記の適合性確認に当たっては「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」も適宜用いる。（詳細は「その他参考」を参照。）
- 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること
 - ・原子力事業者の技術的能力に関する審査指針を踏まえて判断する。
- 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項が品質管理基準規則の規定に適合していること
 - ・品質管理基準規則に定める品質マネジメントシステム等の要求事項への適合性を確認する。
- 許可の欠格条項に該当しないこと（新規許可の場合のみ）
 - ・原子炉等規制法第54条に規定する許可の欠格条項に該当しないことを確認する。

3. 保安規定（変更）認可申請に対する審査（令第41条該当施設）

核燃料物質の使用者から申請された保安規定の内容が、①核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないこと、②核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないことについて審査する。

（1）審査書（案）の作成

以下の規則等を用いて審査を行い、「審査書（案）」を作成する。

- 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないこと
 - ・使用（変更）許可申請書における使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認する。
- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないこと
 - ・使用施設等における保安規定の審査基準を踏まえて判断する。

4. 合併（分割）認可申請に対する審査

合併又は分割の申請の内容が、①許可に係るすべての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させること、②核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと、③核燃料物質の使用を的確に行うに足りる技術的能力があること等について審査する。

（1）審査書（案）の作成

以下の規則等を用いて審査を行い、「審査書（案）」を作成する。

- 当該許可に係るすべての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させること
- 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと
 - ・申請に係る核燃料物質の使用の目的等から判断する。
- 核燃料物質の使用を的確に行うに足りる技術的能力があること
 - ・原子力事業者の技術的能力に関する審査指針を踏まえて判断する。
- 許可の欠格条項に該当しないこと
 - ・原子炉等規制法第54条に規定する許可の欠格条項に該当しないことを確認する。

5. 廃止措置計画（変更）認可申請に対する審査

廃止措置計画の申請の内容が、①使用施設（令第41条該当施設）から核燃料物質が取り出されていること、②使用施設（非該当施設）における核燃料物質の使用が終了していること、③核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること、④核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること、⑤廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであることに適合していることについて審査する。

（1）審査書（案）の作成

令第41条該当施設については、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を参考に、非該当施設については、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号（令和3年12月15日原子力規制委員会決定））を用いて審査を行い、「審査書（案）」を作成する。

6. その他留意事項

（1）事例集の作成

使用（変更）許可となった事例の審査結果を踏まえて、審査を行う上での審査の視点、確認事項及び留意事項並びに具体的事例ごとの申請書

での説明（実際の申請書記載事例）をまとめた「核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集」を作成する。（詳細は「その他参考」を参照。）

（２）処理済の案件における不備への対応

使用（変更）許可申請、保安規定（変更）認可申請等の審査に当たっては、処理済の案件について誤りを発見した場合は、軽微なものであっても専決処理の範囲を踏まえた適正な事務を行う観点から、担当管理職及び管理官に相談するとともに、管理官からの指示を踏まえ、必要に応じて担当指定職への報告及び専決者への報告の要否を相談する。

□参考資料

別紙 1 1 : 3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動
（令和 4 年 1 1 月 9 日 原子力規制庁）

■その他参考

- ・ 運用ガイド、解釈等

https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kettei/02/02_01.html

- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kettei/01/01_03.html

- ・ 核燃料物質の使用等の安全規制

<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/index.html>

- ・ バックフィットに関する文書策定（２回目）（令和 4 年 1 1 月 3 0 日 原子力規制庁）

<https://www.nra.go.jp/data/000411813.pdf>

- ・ 原子力施設に係る審査全般の改善策について（令和 2 年 1 月 2 9 日）

<https://www.da.nsr.go.jp/file/NR000072109/000299430.pdf>

- ・ 原子力施設に係る審査全般の改善策について（第 2 回）（令和 2 年 2 月 1 9 日）原子力規制庁

<https://www.da.nsr.go.jp/file/NR000072889/000302056.pdf>

- ・ 電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方（令和4年9月7日 原子力規制庁）

<https://www.nra.go.jp/data/000403268.pdf>

- ・ 核燃料物質の使用（変更）許可に関する申請書様式・補正様式・届出様式・事例集

<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12-4.html>

**核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方の明確化について
ーウラン加工施設におけるウラン粉末の搬出及び大洗廃棄物管理施設における
大洗地区の原子力施設の維持管理（原子炉施設の運転に伴うものを除く）に必
要な放射性廃棄物の処理等ー**

平成30年12月12日
原子力規制庁

1. 経緯

- ・ 核燃料施設等における新規制基準の適合性審査については、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（平成25年11月6日原子力規制委員会了承、平成28年12月21日、平成30年4月25日部分改定。原子力規制庁）（以下「平成25年適用方針」という。）」により行ってきたところ。
- ・ 一部の核燃料施設等では、新規制基準対応を進めるために必要となる活動があるため、当該活動について平成25年適用方針を改正し明確化する必要がある。

2. 平成25年適用方針の明確化

以下については、経過措置期間である5年間を超えても実施を妨げないこととし、平成25年適用方針において明確化する。（別紙参照）

（1）ウラン加工施設におけるウラン粉末の搬出

- ・ 平成25年適用方針では、「ウラン加工施設における新燃料集合体・燃料棒の搬出」は「リスクを低減させるための活動」として5年間を超えての実施を妨げないとしていることから、ウラン粉末の搬出も実施を妨げない。
- ・ また、ウラン加工施設からの新燃料集合体・燃料棒、ウラン粉末の搬出に当たっての必要な検査等の作業は実施を妨げないものとする。

（2）大洗廃棄物管理施設における大洗地区の原子力施設の維持管理（原子炉施設の運転に伴うものを除く）に必要な放射性廃棄物の処理等

- ・ 平成25年適用方針では、維持管理に不可欠な活動は実施を妨げないとしていることから、大洗廃棄物管理施設において、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理施設を有していない大洗地区の原子力施設の維持管理（原子炉施設の運転に伴うものを除く。）、事故・トラブルに伴って発生する放射性廃棄物の処理等も妨げない。

以上

核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（案）

平成25年11月6日

原子力規制庁

平成28年12月21日 部分改正

平成30年 4月25日 部分改正

平成30年12月12日 部分改正

核燃料施設等における新規制基準が施行された際には、新規制基準への適合確認（以下「適合確認」という。）を行うことが必要となる。また、一部の施設は新規制基準施行時点でも運転、使用等の活動が継続されている（あるいは継続できる状態にある）ことから、適合確認が完了するまでの間の施設の取扱いを整理しておくことが必要となる。

これらの基本的な考え方、具体的な対応について、次のとおり整理する。

1. 基本的な考え方

(1) 核燃料施設等^{*}に係る新規制基準を混乱なく導入し、バックフィット制度をはじめとする新しい規制制度の定着を促すため、適合確認は、通常の許認可手続きの中で行うこととする。

^{*} 核燃料加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設

(2) 新規制基準の導入の際には、基準の内容が定まってから当該基準への適合を求めるまでに一定の期間を置くことが基本である。今回はこの期間が限られていることから、適合確認は施行後の施設定期検査（以下「定検」という。）等の適切な時期に完了することとする。

(3) 適合確認の時期・方法及びそれまでの間の施設の運転等については、核燃料施設等が多種多様であることを考慮し、それぞれの施設や活動のリスク等に応じて取り扱うこととする。なお、活動のリスク等にかんがみて施行後も運転・操業を妨げないとした核燃料施設等についても、必要がある場合は、報告徴収、立入検査、施設の使用停止命令等の措置を採る。

2. 施設の種類毎の対応方針

(1) 試験炉

a) 適合確認は、所要の審査等を経て、新規制基準施行後の初回定検の合格をもって完了とする。

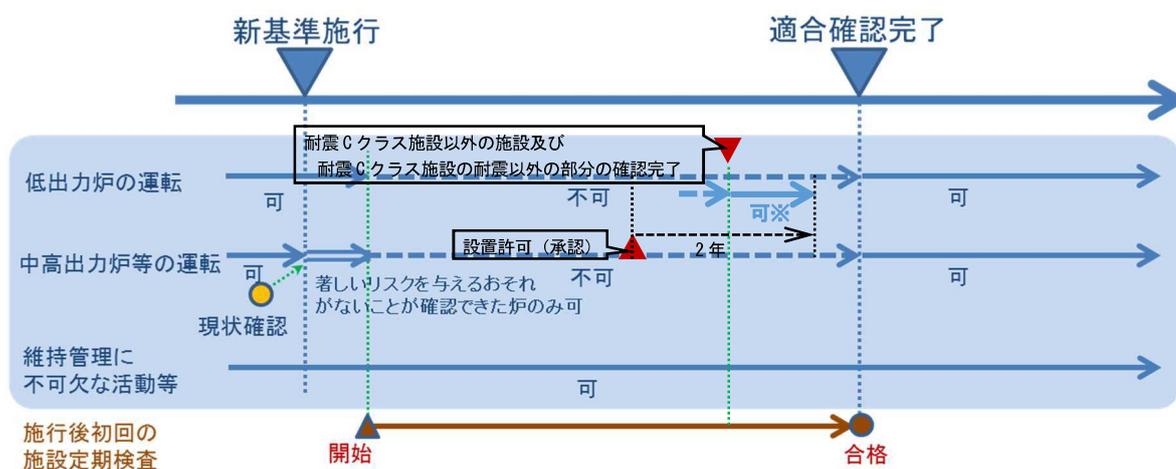
b) 低出力炉^{*}は、その運転が一般公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれがないことが確認されていることから、新規制基準施行後の初回定検に入るまでの間、運転することを妨げない。中高出力炉^{**}、ガス冷却型研究炉及びナトリウム冷却型研究炉は、その運転が運転期間との関係において一般公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与える

おそれがないと確認できたものに限って同様とする。

※ 低出力炉：熱出力 500kW 未満の水冷却型研究炉及び臨界実験装置等

※※ 中高出力炉：熱出力 500kW 以上 50MW 以下の水冷却型研究炉

- c) 新規制基準に係る設置変更許可(承認)を受けた S クラスに属する施設を有しない試験炉については、当該設置変更許可(承認)を受けてから2年を経過するまでを上限として、耐震 C クラス施設(新規制基準施行前に使用前検査に合格している施設に限る。)以外の施設及び耐震 C クラス施設のうち耐震以外の新規制基準に係る部分について、当該施設等に係る設計及び工事の方法の認可(承認)及び使用前検査において新規制基準への適合性が確認されていれば、当該試験炉を運転することを妨げない。



※2.(1) c)の条件を満たす場合に限る。

(2) 供用中の核燃料施設(ウラン加工施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物管理施設)

- a) 適合確認は、所要の審査等を経て、新規制基準施行後の初回定検の合格をもって完了とする。

- b) 施設のリスク※を大幅に増加させる活動については、適合確認に必要な場合を除き、適合確認の完了を実施の条件とする。

施設のリスク※を低減させるための活動については、当該活動のリスクに応じて、新規制基準施行後の実施の可否を個別に判断する。

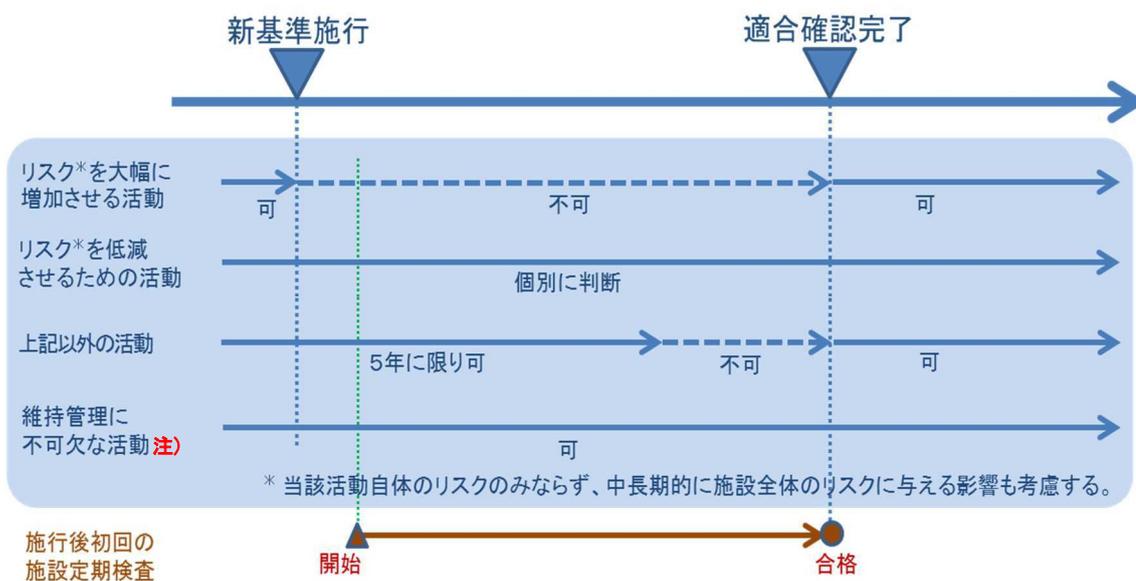
※ 行おうとする活動のリスクについては、当該活動自体のリスクのみならず、中長期的に施設全体のリスクに与える影響も考慮する。

上記の「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以

外の活動については、5年に限り実施を妨げない。

活動の種類	事例
リスクを大幅に増加させる活動	・再処理施設における使用済燃料のせん断・溶解
リスクを低減させるための活動	・再処理施設における高レベル放射性廃液のガラス固化等 ・ウラン加工施設における新燃料集合体・燃料棒、 <u>ウラン粉末</u> の搬出
上記以外の活動	・ウラン燃料加工施設におけるペレット成型、燃料棒加工、燃料集合体組立て、濃縮 ^{※※} 、再転換 ^{※※} ・再処理施設における使用済燃料集合体の受入れ ・廃棄物管理施設における放射性廃棄物(ガラス固化体等)の受入れ

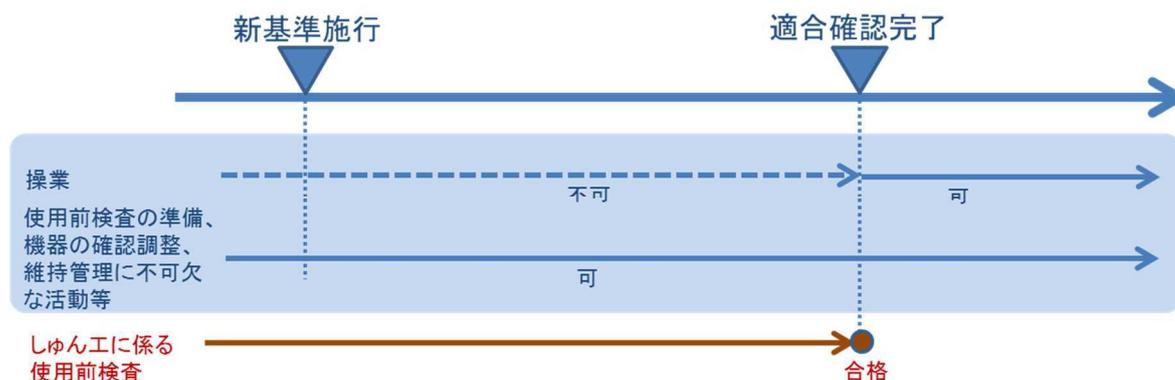
※※ 六ふっ化ウランを正圧で扱う工程(濃縮工程の均質・ブレンド設備及び再転換工程のUF₆蒸発加水分解設備)については、一般公衆に著しい放射線被ばくによるリスク又は著しい化学的影響を与えるおそれがないことを確認する。



注) 大洗地区の原子力施設における施設の維持管理(原子炉施設の運転に伴うものを除く)、事故・トラブルに伴って発生する放射性廃棄物の廃棄物管理施設の処理等を含む

- (3) 建設中の核燃料施設(MOX 燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設、使用済燃料再処理施設)
- a) 適合確認は、所要の審査等を経て、しゅん工に係る使用前検査の合格をもって完了とする。

- b) 使用前検査の準備、機器の確認調整、施設の維持管理に係る活動については、使用前検査中も実施可能とする。



(4) バックフィット規定がないその他の核燃料施設(核燃料物質使用施設及び廃棄物埋設施設)

- a) 新規制基準のバックフィットが法的には要求されない施設については、安全性の更なる向上の観点から、可能な限り新規制基準へ適合することを求める。

3. 新規制基準への適合確認に係る手続きと進め方

(1) バックフィット規定がある施設

① 基本事項

- a) 新規制基準のうち、重大事故対策部分へ適合するための変更については、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行う。このため、これらの変更に係る事業変更許可等[※]、保安規定変更認可に係る申請については、同時に提出することを求める。設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)についても、上記事業変更許可等及び保安規定変更に係る申請と同時期に申請を受け付け、並行して審査を行うことを可能とする。

※ 施設の種類により、事業変更許可、原子炉設置変更許可、事業指定変更許可

- b) これらの許認可手続きの後、使用前検査や定検に係る申請(または変更申請)を受け付け、検査を行う。

前述のとおり、新規制基準への適合確認は、供用中の施設については新規制基準施行後の初回定検の合格をもって完了とし、建設中の施設についてはしゅん工に係る使用前検査の合格をもって完了とする。

- c) 新規制基準の施行時点で審査中である設工認申請であってトラブルに対応するための補修・改造等に係るものについては、該当する技術基準が施行前後で変更が無い

場合には、上記 a)～b)の適合確認の完了前に認可することを可能とする。使用前検査についても同様とする。

- d) 保安規定の変更のうち、上記 a)～b)の適合確認のための申請に係るもの以外のもの（組織名称、教育訓練、警報記録等に係るもの）については、上記の適合確認とは別に申請を受け付け、認可することを可能とする。

② 新規制基準の施行前に設置されている又は工事に着手された設備等について

- a) 新たに規制対象となる機器・設備等であって、新規制基準の施行前に既に設置されているもの、又は工事に着手されたものについては、新規制基準の施行後、当該施設に係る事業変更許可、設工認、使用前検査合格等の手続きにより、新規制基準への適合確認を行う。この際、既設であることや可搬設備は主に既製品であること等の特徴を踏まえた手続き・審査内容とする。溶接方法の認可及び溶接検査の手続きについても同様とする。
- b) 新規制基準の施行時点で工事が完了していない機器・設備等について、施行後も工事を継続することを妨げない。

③ 施設の変更を伴わない設備等について

- a) 施設の変更（設計及び工事の方法の変更）を伴わないため設工認の手続きを要さない機器・設備等に係る重要な評価項目（例えば、既設の機器・建物の耐震影響評価）については、事業者が新規制基準に適合していることの報告を求め、確認を行う。確認を実地で行う必要がある場合には、保安検査や立入検査等の機会を活用する。

④ 新規制基準の施行時点で検査中の機器・設備等について

- a) 新規制基準の施行時点で使用前検査中の機器・設備等については、施行前に実施した検査項目も含め、施行後に新規制基準に基づく検査を行う。検査に当たっては、施行時点までに取得した検査データ等も活用する。この場合、設工認の変更が必要な場合には申請を受けて審査を行った上で、設工認の変更が必要無い場合には必要な報告を求め確認を行った上で、それぞれ必要な検査を行う。
- b) 新規制基準施行時点で定検中の施設については、施行前に実施した検査項目も含め、施行後に新規制基準に基づく検査を行う。検査に当たっては、施行時点までに取得した検査データ等も活用する。

(2) バックフィット規定がない施設

① 核燃料物質使用施設

- a) 原子炉等規制法施行令第 41 条に該当する核燃料物質を使用する施設については、行政指導により、「安全上重要な施設」に相当する機器の有無を評価することを求め、その内容を原子力規制庁が確認するとともに、相当する機器がある場合には、施設の安全性向上のために講じる措置及びその実施計画を施行後1年以内を目途に報告することを求める。なお、変更許可申請があった場合は、当該申請内容について、改正後の許可基準への適合を確認する。
- b) 新規制基準のうち、設計評価事故に加えて考慮すべき事故対策部分へ適合するための変更については、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行う。このため、これらの変更に係る使用変更許可及び保安規定変更認可に係る申請については、同時に提出することを求める。
- c) 施行前に核燃料物質の使用許可(または変更許可)を得た申請に係る施設検査については、施行後5年間に限り従前の例により実施する旨の経過措置を設ける。
- d) 核燃料物質の使用許可の変更を要しない保安規定の変更(組織名称、教育訓練、警報記録等に係るもの)及び施設検査については、新規制基準のうち、上記 a)の行政指導に対する報告及び上記 b)による申請とは別に申請を受け付け、認可することを可能とする。

② 廃棄物埋設施設

- a) 廃棄物埋設施設については、事業開始以後の規制要件である保安のために講ずべき措置として、設計で要求した機能が適切に維持されるために廃棄物埋設地の保全を施設の廃止時まで求めるとともに、10年ごとに最新の知見に基づく定期的な評価及びそれに基づく保全措置を求めることから、保安検査等を通じて新規制基準への適合を確認する。なお、廃棄物埋設地の増設に係る事業変更許可があった場合は、当該申請内容について、改正後の許可基準への適合を確認する。

日本版インフォメーション・ノーティスの制度案

令和4年1月12日
原子力規制庁

1. 経緯

令和3年10月20日の第39回原子力規制委員会において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について議論された。

今回は、その際の議論を踏まえ、原子力規制庁内で検討した名称及び発出要領の内容について報告するもの。

2. 名称

原子力規制庁内で公募した結果から、名称は「被規制者向け情報通知文書」とする。なお、通称（英語名）を「NRA Information Notice」とする（公募結果は参考資料）。

3. 発出要領

発出要領は別添案とし、「原子力規制委員会行政文書管理要領」（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に基づき原子力規制庁長官決裁で施行（改正を含む。）する。発出要領の骨子は以下のとおり。

○東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、被規制者等による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるため、原子力規制庁の担当部署において規制上関係する被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知することを可能とし、併せて被規制者等とのコミュニケーションの円滑化の一助とすることを目的とする。

○本文書は、被規制者等に対して作為及び不作為を求めるものとし、そのため、「原子力規制委員会指示文書等発出要領」（平成24年9月19日原子力規制委員会委員長決定）におけるNRA文書には該当しないことを、発出要領において明らかにする。

○公表文書に番号を付し、発出したものは全てホームページ上で閲覧可能とする。非公開情報については具体的な内容は記載せず、関係者のみの情報共有とする（ホームページには廃止したものも含め、事実上半永久的に掲載する。）。

○発出にあたっては、主管課等の長による文書決裁とし、内容については、発出前に担当指定職による確認及び法令審査室によるNRA文書に該当しないことの確認を経る運用とする。

4. 今後のスケジュール

発出要領の決裁の後、施行する。

日本版インフォメーション・ノーティス名称公募結果

名称案
<ul style="list-style-type: none">・原子力規制共有文書（通称：原規書、げんきしょ） 英名：NRA インフォメーションノーティス・原子力規制 発信情報・気付情報・情報通知・通知・お知らせ・瓦版・参考情報・注意情報・注意喚起・注目情報・被規制者向け情報・原子力規制上の懸念情報共有文書・原子力安全に係る懸念情報共有文書・安全懸念情報共有文書・施設等の安全性向上に係る原子力規制委員会からの情報共有文書・原子力事例等周知文書・原子力事例等周知連絡・注意情報等のお知らせ・原子力安全情報・NRA レター・NRA 安全情報・NRA ノーティス・NRA 報・原子力規制庁 関心情報・原子力規制庁 懸念事項・原子力規制庁 注視情報・原子力事業者へのお知らせ・被規制者へのお知らせ・原子力安全注意情報・安全注意情報・セキュリティー注意情報・規制要求外情報・原子力規制教示情報・原子力安全注目情報・注意喚起情報・注視事案（案件）情報・着目案件（事案）情報・注目事案情報・原子力規制委員会注意喚起発出文書・原子力規制情報

制定 令和 4 年〇月〇日 原規規発第〇〇〇〇号

「被規制者向け情報通知文書」の運用要領を次のように定める。

令和 4 年〇月〇日

原子力規制庁長官

「被規制者向け情報通知文書」発出要領
(案)

1. 目的

本要領は、2. に記載する被規制者向け情報通知文書について、発出する文書内容、手続き及び文書の様式等を定めることにより、透明性の確保並びに文書の一覧性の向上及び適切な管理を図ることを目的とする。

2. 被規制者向け情報通知文書の定義及び本要領の適用対象

東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、被規制者等¹による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるため、原子力規制庁の担当部署において規制上関係する被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知することを可能とし、併せて被規制者等とのコミュニケーションの円滑化の一助とすることを目的として、当該情報を共有するための文書を発出することとし、これを被規制者向け情報通知文書と呼ぶ。

なお、被規制者向け情報通知文書（以下「本文書」という。）は、被規制者等に対して作為及び不作為を要請するために発出してはならない。

本文書の適用対象となる情報としては、例えば以下のものが考えられる。

- ・ 技術情報検討会の情報
- ・ 検査気付き事項

¹ ※本要領における「被規制者等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）の規制対象となる者、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の規制対象となる者、これらに関連する製造事業者並びにそれらの子会社及びそれらの団体（電気事業連合会等並びに委員会が所管する独立行政法人をいう。）をいう。

3. 処理要領

本文書は以下の手続に従い発出することとする。

(1) 本文書は、起案及び決裁を要するものとする。

(2) 主管課等は、文書の案を作成し、担当指定職による確認を経て、その内容が「原子力規制委員会指示文書等発出要領」(平成24年9月19日原子力規制委員会委員長決定)に基づくNRA文書に該当しないことについて総務課法令審査室の確認を受けた後、起案するものとする。決裁については、総務課法令審査室に合議、原子力規制企画課に対して同報とし、主管課等の長による決裁とする*。文書整理番号は、主管課等において後述の公表リストを参照の上、付番する。

※原子力規制委員会行政文書管理要領 別表第2(共通事項)(1)一般共通事項 34

(3) 本文書は、主管課等の長名で発出するものとする。

(4) 通知内容の公表は、原子力規制委員会ホームページにて行うこととする。また、併せて公表リストも掲載することとし、記載事項は、以下のとおりとする。

①文書整理番号

②件名(内容が非公開情報で件名を公表することが適切ではない場合には、件名を変更することができることとする)

③担当する主管課等(起案決裁部門の名称)

④改訂状況(改訂前の文書も引き続き掲載する)

⑤その他(廃止した場合には、廃止年月日を記載する)

(5) 以下の方法により、文書発出毎に文書番号を付すこととする。文字種は全て半角英数字とする。

①NIN(通し番号) - (西暦) - (日付+非公開コード) - (分野コード) (_改廃状況コード)

(※備考)

・NINは”NRA Information Notice”の略。

・通し番号は、年度によらず付番(発出数管理のため)。

・西暦は4桁の数値で記入(例:2021年であれば”2021”)

・日付は4桁の数値で記入(例:4月1日であれば”0401”、12月12日であれば”1212”。)※西暦及び日付は、作成又は改定した日とする。

・非公開の場合は、日付の後に”s”を付記。

・分野コードは以下のとおり。

放射性同位元素規制関係:ri、保障措置関係:sg、核物質防護関係:pp、

緊急時対応関連:em、技術情報関係:tc、その他原子力規制関係:nu

・改廃状況は以下のとおり。該当しなければ記入不要。

改訂した場合（改訂回数）：半角で” rev 回数”

（例：1回の改訂→半角で” rev1”）

廃止した場合：* ※廃止した日付については、公表リストに別途記載する。

（文書番号例 NIN25-20210401-nu、NIN1-20210401s-pp_rev2、
NIN123-20211212-nu_*）

②文書はPDF形式で掲載することとし、文書番号をファイル名とする。

- (6) 発出後にその内容に改訂が必要と判断した場合は、発出時と同様の手続きを行い、文書の内容を一部改訂することができる。その際、改訂文書内において修正箇所を下線を付す等により改訂内容を明示した上で、ホームページ上の改訂前の文書の下欄に掲載することとする。
- (7) 発出後に当該文書を廃止することが適当であると判断した場合は、発出時と同様の手続きを行い、文書を廃止することができる。なお、文書を廃止した場合には、公表リストに廃止した旨を日付とともに記載する。
- (8) 本文書の発出実績については、四半期毎に原子力規制委員会に報告することとする。ただし、当該期間に発出文書がない場合は、この限りではない。
- (9) 被規制者等による継続的な改善を維持発展させるという基本理念に照らし、過去の原子力規制庁の問題意識の変遷をたどれるようにするため、発出した文書（廃止したのも含む。）は全て原子力規制委員会ホームページ上に掲載することとする。
- (10) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に基づく不開示情報、原子力規制委員会行政文書管理規則第29条等に該当する非公開の情報が含まれる場合は、検索性に配慮し題名のみを記載した文書を公表することとし、具体的な内容を含む文書は、開示可能な関係者内のみに対して発信する。

4. 文書の様式について

- (1) 本文書の発出に当たっては、後日原子力規制庁外からの問い合わせに対応するため、原子力規制庁の担当課等の名を記載する。
- (2) 様式は、原則として、別添をもとにして作成することとする。

5. 本要領の改訂手続等について

- (1) 本要領の改訂を含む管理（策定及び改正の起案）は原子力規制企画課にて行うこととする。
- (2) 各部門における本要領改正に関する提案等については、随時原子力規制企画課にて受け付け、改正の要否は原子力規制企画課にて検討し、総務課法令審査室の確認の上、必要に応じて改訂することとする。

附則

この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

NIN14-20210401-nu_rev2²

「原子力規制検査において発見された（技術情報検討会で報告された）〇〇〇事案から得られた教訓について」 ※検索性に配慮して記載

令和3年（2021年）8月1日

1. 対象となる被規制者

発電用原子炉設置者、再処理施設、加工施設（ただし廃止措置計画が認可された施設を除く）。

2. 目的

本件事案が、これまで経験されたことがなく、かつ他の原子力に関わる施設においても発生するおそれがあるため、情報を共有するものである。なお、本件に関して作為又は不作為を求めるものではない。 ※発信するに至った問題意識の概要を記載

3. 事案概要

(1) 関連する基準、ガイド、規格等 ※学術論文、過去のInformation Noticeを含む
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
（第〇条、第〇条 以下「設置許可基準」という。）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
（第〇条、第〇条 以下「技術基準」という。）

JEAG〇〇〇〇-〇〇〇〇「〇〇〇の方法」

A.Einstein, 1948 : A Generalized Theory of Gravitation, *Rev. Mod. Phys.* **20**, 35
IN1970-0105-rev4

(2) 規制側の問題意識 ※検索性を高めるために主なキーワードを含める

〇〇株式会社〇〇発電所〇号機（通常運転中）において、検査ガイド「〇〇〇」を参照した原子力規制検査を実施していたところ、〇〇のような事案が発見された。

本件は、海外において〇〇として知られており、本件が放置された状態で、将来〇〇が発生すると、〇〇の安全機能が損なわれ、〇〇の事態に対処できなくなる可能性が考えられる（技術基準第〇条に違反する可能性）。

担当検査官において議論した結果、事案の重要性そのものは低いが、〇〇が認識されていなかったことは新たな知見であり、共有されるべきと考えたもの。

4. 発出責任者

原子力規制庁 原子力規制部 〇〇監視部門

（担当検査官 〇〇主任監視指導官、〇〇検査官（〇〇事務所））

² 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「原子力規制検査において発見された（技術情報検討会で報告された）〇〇〇事案から得られた教訓について」 NIN14-20210401-nu_rev2”

NIN156-20210401s-pp_rev2³

「敷地内入構時の本人確認について」

※題名だけは記載し、その他は非開示とする。検索性に配慮して記載

※別途非公開情報としての例①を作成し、開示可能な関係者内のみ発信。

令和3年(2021年)8月1日

1. 対象となる被規制者

発電用原子炉設置者、再処理施設、加工施設(ただし廃止措置計画が認可された施設を除く)。

2. 目的及び事案概要

本件事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第○項第○号及び原子力規制委員会行政文書管理規則第29条に該当する情報のため、非公開とする。なお、本件に関して作為又は不作為を求めるものではない。

3. 発出責任者

原子力規制庁 核セキュリティ部門

(担当検査官 ○○主任監視指導官、○○検査官(○○事務所))

³ 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「敷地内入構時の本人確認について」NIN156-20210401s-pp_rev2”

○米国の文書体系 (NRCホームページより転載)

■Bulletins

Typically contain urgent requests for information or actions relative to the NRC's regulatory arena and typically require responses.

■Generic Letters

Typically request information or actions relative to the NRC's regulatory arena and typically require responses.

■Regulatory Issue Summaries

Typically communicate or clarify NRC technical or policy positions on regulatory matters. They may also request the voluntary participation in activities or the voluntary submittal of information which will assist the NRC in the performance of its functions.

■Information Notices

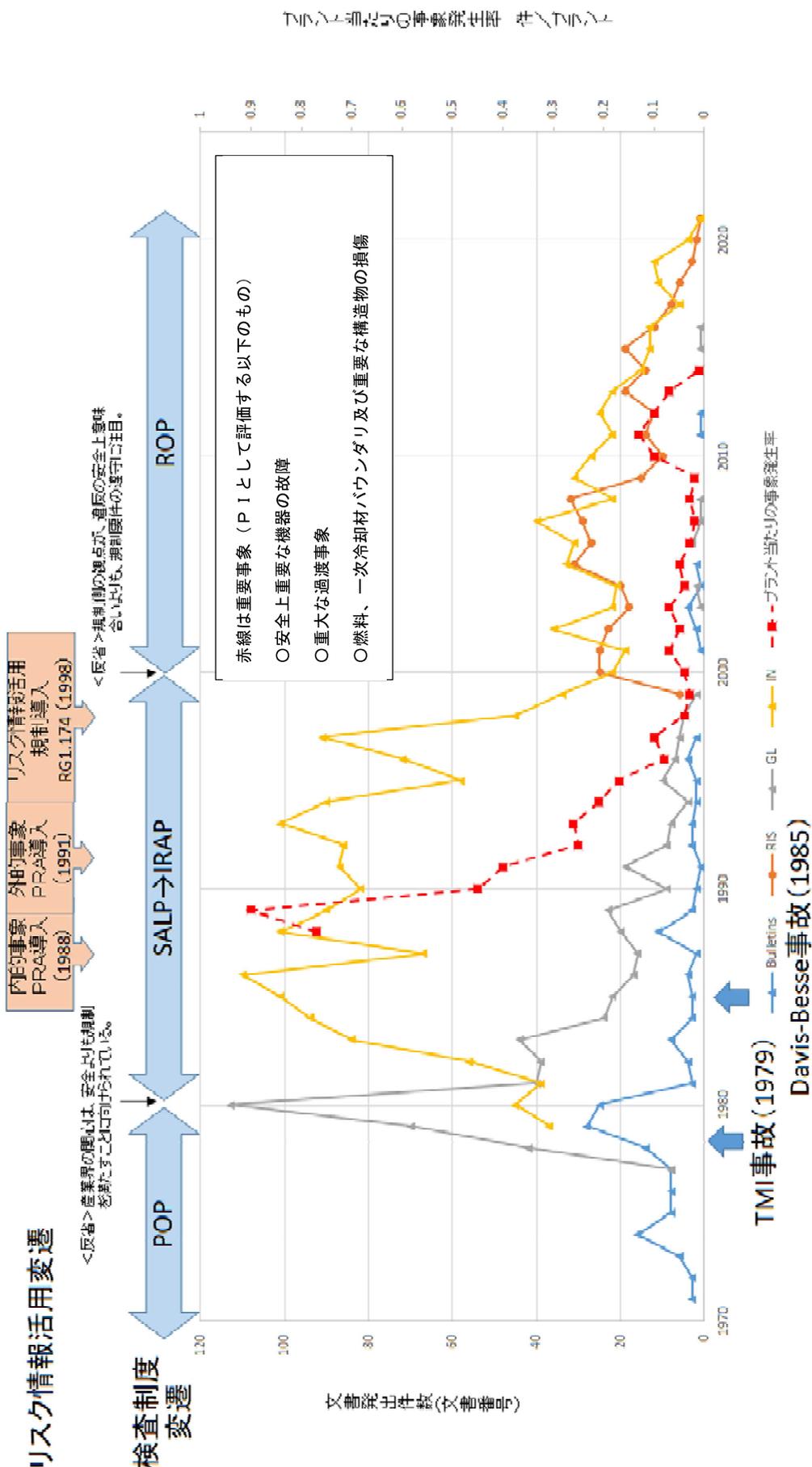
Transmit information focused on operational events or analytical experience.

■Security Advisories

Security Advisories (SAs) communicate urgent, time-sensitive, operational information directly relating to the security and common defense of national infrastructure under NRC's cognizance.

SAs are operational in nature and are issues in response to urgent situations or recently identified vulnerabilities.

米国NRCにおける文書発出実績の推移



TMI事故発生の事象発生率 参考TMI事故

出典: NRCホームページ、2020/1/14 第1回原子力委員会資料(東京大学近藤寛子氏)、原子力白書

【別紙3】

制定	平成 24 年 9 月 19 日	原規総発第 120919096 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 25 年 2 月 6 日	原規総発第 130206001 号	原子力規制委員会決定
改正	令和 3 年 11 月 17 日	原規総発第 2111174 号	原子力規制委員会決定
改正	令和 5 年 1 月 25 日	原規総発第 2301255 号	原子力規制委員会決定

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針について次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針

第 1 章 目的

原子力規制委員会（以下「委員会」という。）が行う規制業務に関して独立性、中立性を強化するとともに、国民の疑念や不信を招くことのないよう、原子力施設の安全確保の重要性、国民の関心等を踏まえ、被規制者等や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において委員会の運営の透明性を確保するための方針を定めるものとする。

第 2 章 透明性確保のための基本方針

1. 開示請求不要の情報公開体制の構築

委員会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条各号の不開示情報に該当しない限り、開示の請求を待つことなく、自発的に可能な限り多くの保有する原子力規制関連の行政文書（情報公開法第 2 条第 2 項で定義する行政文書をいう。）を委員会のホームページ等で簡易にアクセスできるよう公開する。

2. 会議の公開の徹底

委員会で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開する。

また、被規制者等との間で行われる規制に関連する内容及び手続の議論並びに原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等として別表 1 に掲げるもの（以下「ノーリターナルルール対象組織等」という。）との間で行われる委員会の所掌事務に関連する内容の面談についても、記録を残し、原則公開する。

3. 文書による行政の徹底

規制法令を適切に執行するために必要な被規制者等に対する処分、指示、指導及び要請並びに法令解釈の回答は文書化する。緊急時等やむを得ない場合に口頭で行う指示及び要請についても事後に文書化する。

第3章 透明性確保のための業務運営の要領

1. 会議の内容の公開

(1) 対象とする会議

委員会の中立公正な業務の遂行を保証することを目的として、委員会の委員長及び委員（以下「委員」という。）並びに原子力規制庁の職員（以下「職員」という。）が規制に関連する内容及び手続を議論する会議、打合せ、面談等であって別表2に該当するものは、その内容を原則として公開する。

(2) 公開の方法

別表2のうち運営要領又は運営規程等の議事の公開、文書の取扱いについての定めがある会議については、それに従う。それら以外の会議については、次の2. に従って関連文書を公開する。

2. 文書の公開

(1) 対象とする文書

委員会が保有する原子力規制関連の行政文書のうち、情報公開法第5条の不開示情報に該当しないものを公開の対象とする。

（不開示情報の例）

- ① 他国又は国際機関との関係に基づき情報開示できない情報
- ② 核不拡散又は核物質防護に関わる情報
- ③ 企業秘密又は知的財産に関わる情報
- ④ 検査の計画その他の公にすることにより、正確な事実の把握を困難にする等の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

(2) 公開の方法

公開の方法は別表3に示す例によるほか、別に定める報道発表・ホームページ掲載基準による。ただし、文書の公開に当たっては、委員会は必要に応じてこの例によらず個別に判断することができる。

第4章 委員及び職員による面談及び文書の伝達に関する指針

委員会の第3章の業務運営について実効性を確保するため、委員及び職員が行う面談及び電子メールを含む文書の伝達に関する指針を、以下のとおり定める。

第1節 被規制者等との面談

1. 委員

(1) 面談

委員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要することとする。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。別表2の⑤に該当する面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、職員を同席させ、その面談の内容については、第3章2に従って公開する。

儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表2の⑤に該当する面談ではないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) 文書の伝達

委員は、他に定めがある場合を除き、面談を実施せずに文書の伝達によって、実質的に別表2の④の打合せ等及び⑤の面談に相当する行為が行われることのないよう、そのような文書の伝達を原則として禁止する。

2. 職員

(1) 面談

被規制者等に係る面談について中立公正を担保し、透明性を確保するとともに、その情報を組織的に共有することを目的として、職員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要する。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。別表2の⑤に該当する面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、2人以上で対応し、その面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法に従って公開する。

儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表2の⑤に該当する面談ではないものの、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) 文書の伝達

面談を実施せずに文書の伝達によって実質的に別表2の⑤の面談に相当する行為が行われることのないよう、職員によるそのような文書の伝達を原則として禁止する。その実効性を担保するため、職員が被規制者等に伝達する文書は、他の職員と共有することとする。

(3) 適用の除外

長官官房技術基盤グループにおいて安全研究に従事する職員（安全技術管理官を除く。）が学会等（技術的・学術的な議論を目的とした、研究者等が広く参加可能な会合をいう。）に参加した際にその場で行う意見交換については、(1)に定める取扱いは適用しない。

第2節 ノーリターナル対象組織等との面談

(1) 面談

委員及び職員は、別表2の⑥に該当する面談を行う場合には、事前に面会の予約を要することとする。別表2の⑥に該当する面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、委員の場合にあっては職員を同席させ、職員の場合にあっては2人以上で対応し、その面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法に従って公開する。

儀礼上の挨拶等の委員会の所掌事務に関連する内容を伴わないものについては、別表2の⑥に該当する面談ではないものの、儀礼的な挨拶等の途中で委員会の所掌事務に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。

(2) 文書の管理

面談を実施せずに文書の伝達によって情報を伝達し、又は伝達された場合であっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要なものについては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）その他の公文書の管理に係る法令等にのっとり、適切に管理しなければならない。

(3) 適用の除外

長官官房技術基盤グループにおいて安全研究に従事する職員（安全技術管理官を除く。）が学会等（技術的・学術的な議論を目的とした、研究者等が広く参加可能な会合をいう。）に参加した際にその場で行う意見交換については、(1)に定める取扱いは適用しない。

附 則

この決定に基づく各情報の公開は、原子力規制委員会ホームページでの掲載のための準備が終了次第、順次行う。

別表1 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等

行政機関	対象となる部署等
① 経済産業省	<p>経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第4条第1項第47号、第52号（ガス及び熱に係るものを除く。）及び第53号から第55号までに規定される事務を実施する組織等。</p> <p>具体的には、現在（令和5年1月時点）の各経済産業局の資源エネルギー環境部（エネルギーに関する原子力政策に係る広報の実施及び電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する業務を実施する部署に限る。）並びに資源エネルギー庁長官、同次長及び当該事務を担当する審議官並びに資源エネルギー庁長官官房総務課（会計室及び業務管理官室を除く。）、同国際課及び電力・ガス事業部（ガス市場整備室を除く。）。</p>
② 文部科学省	<p>文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第4条第1項第62号、第66号及び第67号に規定される事務を実施する組織等。</p> <p>具体的には、現在（令和5年1月時点）の研究開発局長及び当該事務を担当する審議官並びに研究開発局開発企画課、同環境エネルギー課（環境エネルギー課長及び核融合開発室に限る。）及び同原子力課。</p>
③ 内閣府	<p>原子力委員会設置法（昭和30年法律第188号）第2条第1項第1号から第4号までに規定される事務を実施する組織等。</p> <p>具体的には、現在（令和5年1月時点）の原子力委員会委員長及び委員並びに内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長、同統括官並びに当該事務を担当する審議官及び参事官並びに内閣府原子力政策担当室（原子力委員会事務局）。</p>

別表2 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

会議の種類	公開する事項
① 委員会の定例会議及び臨時会議	議事、議事録、資料 (議事運営要領を参照)
② 原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び独立行政法人評価委員会並びにこれらに設置される部会等の下部機関の会合	議事、議事録、資料 (それぞれの運営規程等を参照)
③ 上記以外の外部有識者等の意見を聴取するために開催する会議 (例) 意見聴取会、第三者委員会等	議事、議事録、資料 (それぞれの運営要領等を参照)
④ 3人以上の委員による打合せ等	日程・参加者、議事要旨、資料
⑤ 委員又は職員と被規制者等との面談	日程・参加者、議事要旨、資料
⑥ 委員又は職員とノーリターナルルール対象組織等との面談	日程・参加者、議事要旨、資料

注1 情報公開法の不開示情報に該当する情報については非公開とする。

注2 「3人以上の委員による打合せ等」とは、3人以上の委員により個別規制事案の議論や基準策定等の規制の内容について議論するものをいう。この打合せ等には、外部有識者も交えて議論する場合も含む。日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。

注3 「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者並びにそれらの子会社及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。

注4 「被規制者等との面談」とは、個別規制事案又は面談者自身が対象となる規制制度等議論の内容が面談者に対する規制に関わるものであって、会議室等で議論の一方の当事者が委員・職員、もう一方の当事者が被規制者等である形態のものをいう（例：審査、検査、調査、聴取、被規制者等の要望・質問対応、意見交換等）。儀礼上の挨拶等、規制の議論を行わないものは含まない。ただし、面談予約時に所要5分を超え、あるいは、面談実施時に所要5分を超えた場合には、その内容にかかわらず規制に関連する内容の議論とみなす。

注5 長官官房技術基盤グループにおいて安全研究に従事する職員（安全技術管理官を除く）

く。) が学会等（技術的・学術的な議論を目的とした、研究者等が広く参加可能な会合をいう。）に参加した際にその場で行う意見交換は、公開を要しない。

注6 「委員又は職員とノーリターンルール対象組織等との面談」とは、その内容が委員会の所掌事務に関連するものであって、会議室等で議論の一方の当事者が委員・職員、もう一方の当事者がノーリターンルール対象組織等である形態のものをいう。儀礼上の挨拶等、委員会の所掌事務に関連する内容を伴わないものは含まない。ただし、儀礼上の挨拶であっても、面談予約時に所要5分を超えるもの、あるいは、面談実施時に所要5分を超えた場合には、その内容にかかわらず「委員又は職員とノーリターンルール対象組織等との面談」とみなす。

別表3 文書の公開の例

文書の区分	公開の方法
① 委員会が決定した文書	決定後速やかに委員会のホームページに掲載。
② 別表2の会議の文書（職員と被規制者等との面談のうち検査・調査に係るものを除く。）	会議終了後原則1週間以内にホームページに掲載（個別に運営要領、運営規程等があればそれに従う。）
③ 別表2の職員と被規制者等との面談のうち検査・調査に係るものの文書	検査、調査に係る文書のうち重要な事項を報告書にとりまとめて公表
④ 被規制者から提出された規制関連の文書（上記②の文書を除く。） （規制法令及び通達により、被規制者が委員会に提出する文書）	受領後原則1週間以内に可能な限りホームページに掲載
⑤ その他の行政文書	公文書等の管理に関する法律に基づき適切に管理し、情報公開法に基づき公開。

注1 情報公開法の不開示情報に該当する情報については非公開とする。

注2 検査・調査に係る資料の公表の時期等については、その要領、規程等がある場合はそれに従う。特に検査・調査の適正な事務の遂行に支障を及ぼさないよう留意する。

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規総発第 120919027 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成 13 年 3 月 27 日閣議決定)に基づき、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の原子力規制委員会所管法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ原子力規制委員会に確認し、原子力規制委員会が回答するとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

(対象とする法令の条項)

第 2 条 原子力規制委員会における法令適用事前確認手続(以下「本手続」という。)の対象となる法令の条項は、原子力規制委員会が所管する法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものを除く。

- (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 3 号に規定する申請をいう。)に対する処分(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 3 号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- (3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2 本手続の対象とする法令の条項等については、一覧表を作成し原子力規制委員会ホームページにおいて公表するものとする。

(照会手続)

第 3 条 本手続に基づく照会を行うことができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた民間企業等(以下「照会者」という。)又はその代理人とする。

- (1) 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- (2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- (3) 当該特定した法令の条項について、適用対象となるかどうかに関する照会者又はそ

の代理人の見解及びその結論を導き出す根拠を示していること。

(4) 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

2 照会は、様式1により作成した書面（電磁的方法によるものを含む。以下「照会書」という。）を、照会に係る法令の条項を担当する課・室（以下「担当課・室」という。）に提出して行うものとする。

3 照会書の提出を受けた課室は、照会内容が当該課・室の所管する法令の条項に関するものでなかった場合において、原子力規制委員会内に担当課・室があるときは速やかに当該照会書を担当課・室に移送するものとし、原子力規制委員会内に担当課・室がないときはその旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。

4 前項の規定により照会書の移送を受けた担当課・室は、遅滞なく、照会書の移送を受けた旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。

5 担当課・室は、照会書に形式上の不備があると認めるときは、照会者又はその代理人に対し補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条第1項に規定する回答期間に含まないものとする。

6 担当課・室は、照会書が第1項各号に掲げる者以外の者から提出されたものであるとき又は照会の内容が本手続の目的に合致しないと認めるときは、理由を示して、回答を行わない旨を書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ）により照会者又はその代理人に通知するものとする。

7 担当課・室は、次条の規定に基づき回答を行うまでの間に照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、同条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答は行わないものとする。

（回答）

第4条 照会に対する回答期間は、原則として、照会書を担当課・室において受け付けた日から30日以内とする。ただし、次に掲げる場合は、合理的な範囲（原則30日以内とする。）で回答期間を延長することができる。

(1) 慎重な判断を要する場合

(2) パブリック・コメント手続を行う必要があると判断した場合

(3) 担当課・室の事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

2 前項ただし書の規定により、回答期間を延長する場合は、その理由及び回答時期の見通しについて、回答期間内に、書面により照会者又はその代理人に通知するものとする。

3 照会に対する回答は、様式2により作成した書面をもって行うものとする。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合についてはこの限りでない。

4 回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用対象となる又はならないことに関する見解を明示するほか「本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則

の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨明示する。

なお、必要に応じ、当該回答の理由となる当該対象法令（条項）の解釈を付記することができる。

- 5 照会に係る法令の条項が共管法令のものである場合は、所管の範囲内で回答するものとする。
- 6 照会が次に掲げる要件に該当する場合は、回答を行わないことができる。この場合において、照会者又はその代理人に対する通知は、様式3により作成した書面をもって、遅滞なく行うものとする。
 - (1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
 - (2) 類似の事案が争訟（訴訟並びに行政不服審査法（昭和237年法律第160号）に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている場合
 - (3) 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等ありふれた事案に関する照会又は既に回答を公表している照会と同種類別の照会である場合
- 7 担当課・室は、回答後、法令の改正や事情変更等合理的な理由により回答内容と異なる判断をするときは、当該判断及びその理由について公表するよう努めなければならない。

（照会及び回答の内容の公表）

第5条 照会及び回答内容は、原則として、回答を行ってから30日以内に原子力規制委員会ホームページにおいてこれをそのまま公表する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

- 2 照会者又はその代理人が照会及び回答内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた担当課・室は速やかに内容を検討し、前条第1項に規定する回答期間（同項ただし書の規定により延長したときは、延長後の回答期間）内に照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該担当課・室は、照会者又はその代理人が照会の取下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意するものとする。

附 則

この細則は、平成24年9月19日から施行する。

(様式1)

法令適用事前確認手続照会書

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁〇〇〇〇課（室）長 殿

照会者名（法人にあつては代表者の氏名を付記）
住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地）
（代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記）
代理人名（法人にあつては代表者の氏名を付記）
住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地）

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項
2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為
（必要ならば資料の添付ができる）
3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解
4. 公表の遅延の希望
（この項の記載は任意）
 - (1)理由
 - (2)公表可能時期
5. 連絡先
 - ①郵便番号
 - ②住所
 - ③法人にあつては担当者名
 - ④電話番号・FAX番号

⑤電子メールアドレス

(様式2)

平成 年 月 日

照会者名（法人にあつては代表者の氏名を付記）

（代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記）

代理人名（法人にあつては代表者の氏名を付記）殿

原子力規制委員会原子力規制庁〇〇〇課（室）長 名

法令適用事前確認手続回答通知書

〇年〇月〇日付けで照会のあつた件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令（条項）の
対象となる／対象とならない。

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令（条項）の解釈は、下記のとおりです（任意事項）

記

(様式3)

平成 年 月 日

照会者名（法人にあつては代表者の氏名を付記）

（代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記）

代理人名（法人にあつては代表者の氏名を付記） 殿

原子力規制委員会原子力規制庁〇〇〇課（室）長 名

法令適用事前確認手続通知書

〇年〇月〇日付けで照会のあつた件については下記の理由により回答ができないため、
通知します。

（理由）

当面の審査会合等の進め方について

令和2年4月8日

原子力規制庁

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、当面の審査会合等¹は透明性を確保しつつ以下の方針で行うこととしたい。

なお、本方針は、今後の状況に応じて柔軟に見直すものとする。

2. 当面の審査会合等の進め方（案）

審査会合等は、（1）のテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、（1）での開催が難しい場合又は必要に応じて、（2）、（3）の方法を活用して行う。なお、審査会合等における一般傍聴の受付は行わない。

（1）テレビ会議・電話会議

- テレビ会議又は電話会議により会合を開催する²。
- 会合は、原則としてインターネット動画サイトによる生中継を行う³。
- 申請者からの資料は事前に提出を受け、公開する⁴。

（2）申請者側の人数を限定した審査会合（テレビ会議・電話会議を補足的に活用する）

- 地質図等、細かい図面をスクリーンに投影し指示しながらの議論が必要な会合については、委員及び職員の感染防止並びに出席者の移動による感染の拡大防止の観点から、

¹ 新規規制基準適合性に係る審査会合、輸送容器に関する審査会合、事故トラブル事象への対応に関する公開会合、特定原子力施設監視・評価検討会、東海再処理施設安全監視チーム、もんじゅ廃止措置安全監視チーム、経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会をいう（以下同じ。）。今後、成立性を確認した上で、必要に応じ、他の会合へも拡張する。

² 外部有識者もテレビ会議又は電話会議で参加することを可能とする。

³ 従来どおり、機材が不足する場合等は、事後的に録音・録画をインターネット動画サイトに掲載することにより公開する。

⁴ 視聴者の理解を助ける観点から、発言者（規制庁の〇〇、××電力の▽▽）や議論の対象（資料□の○ページ）を明確化するよう発言を心がける。

申請者側の説明者を2名程度に限定した上で、対面形式で開催する。

○会合は、通常の審査会合等と同様に、インターネット動画サイトによる生中継を行う。

○会合資料に関しては、(1)と同様とする。

○説明者が絞られることで補足説明等が必要となる場合は、テレビ会議又は電話会議により補足説明を受ける（この会議の取扱いは、(1)に準ずる。）。

(3) 書面審査

○特定重大事故等対処施設に係る審査などセキュリティの観点からテレビ会議・電話会議を利用できない場合、又は原子力規制庁の判断事項・指示事項が明らかである場合は、審査会合等に出席している委員の了解を得て、担当指定職名で、判断事項・指示事項を書面で申請者に送付する。送付した書面は原子力規制委員会ホームページ上で公開⁵する。

○送付した書面に対する回答は文書で求め、回答文書は原子力規制委員会ホームページ上で公開する。

3. ヒアリングの取扱い

ヒアリングはテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、審査会合等に比べて実施数が多いため、自動文字起こしソフトを用いた議事録（自動文字起こし結果）を作成し、公開する⁶。

また、特定重大事故等対処施設に係るヒアリングについては、2. (3)に準ずる。

4. 今後の予定

以上の取扱いについて了承いただいた場合には、今後、審査会合等の相手方とシステムの接続確認を行うなど会合の成立可能性を確認した後、会合の日程を調整し、日程を公表の上、会合を開催する。

⁵ セキュリティ等の観点から非公開とすべき情報については、必要な処理を施した上で公開する。

⁶ 機材等が不足する場合等は、議事概要を作成し公開する。

電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方

令和4年9月7日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方について諮るものである。

2. 事業者からの提案

本年度におけるこれまでの電力会社経営層との意見交換¹において、事業者から示された審査効率化に関する提案を整理すると、主なものは以下のとおり（個別の発電所に特有の課題に関するものは除く。）。

- 提案1 できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示
- 提案2 公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有
- 提案3 審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知
- 提案4 原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会を増加
- 提案5 基準や審査ガイドの内容の明確化

3. 提案に対する対応方針

新基準適合性審査チームは、平成25年7月10日第14回原子力規制委員会において報告した「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」等を踏まえて審査を進めている。

上記2.の事業者からの提案を踏まえ、今後の審査の進め方等について、以下のとおり対応方針を整理したので、了承いただきたい。

(1) 「できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示」（提案1、3、5）

① 確認事項及び論点の提示

- ・ 審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じて文書化する。
- ・ 事業者から基準や審査ガイドが不明確と指摘があった場合は、審査会合において要求事項等を確認し事業者と共通理解を図る。

¹ 北海道電力株式会社：令和4年4月12日、東北電力株式会社：令和4年8月17日、電源開発株式会社：令和4年8月24日、中部電力株式会社：令和4年9月2日、北陸電力株式会社：令和4年9月5日

② 審査会合の開催頻度等の改善

- ・ これまでは、ヒアリングで資料内容の事実確認を2回程度行った上で審査会合を実施しているが、重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数に関わらず、柔軟に審査会合を開催する。
- ・ 試験、評価等に時間を要する案件については、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する。
- ・ 審査会合は原則として委員出席の下で行うが、委員の了解を得た上で、委員が出席できない場合でも審査会合を開催することを可能とする。

③ 事業者による提出資料の工夫

- ・ 地震・津波等のハザード審査においては、基準に適合すると判断した論理構成の全体像をフロー等により明示するとともに、論理構成の基となる科学的データが論理構成のどこに使われているのか明示するなど、基準に適合する根拠を具体的に示した資料作成を求めることとする。
- ・ 特に、事業者が新たなデータ等に基づき、検討方針を追加又は変更した場合には、追加・変更点を明確にした上で、論理構成の変更の有無及びその妥当性等について丁寧な説明を求めることとする。

(2) 「公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有」(提案2)

- ・ 事業者が資料準備に時間を要する審査項目については、準備期間や対応方針を審査会合で確認する。
- ・ 特に、対応方針を変更することなどにより他の審査項目に影響を与えるものについては、できる限り手戻りがなくなるよう、早期に論点を明確化し、共通の理解となるよう議論する。

(3) 「審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知」(提案3)

- ・ 指摘事項については、透明性の確保の観点から、これまでどおり審査会合で提示することとし、審査会合の開催時期を逸することなく柔軟に開催し論点を明示していく。
- ・ また、審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じ文書化する。(再掲)

(4) 「原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会の増加」(提案4)

- ・ 事業者から現地確認の提案があった場合には、審査会合での議論の前提となる認識を共有化するため、審査資料上議論のある論点等を踏まえて、必要に応じて原子力規制委員会職員による現地確認の機会を設ける。

(5) 「基準や審査ガイドの内容の明確化」(提案5)

- ・ 上記3.(1)①の対応に加え、審査実績を踏まえた基準類の明確化を図る。
- ・ なお、令和元年度第52回原子力規制委員会(令和2年1月15日)において、原子力規制庁内及び被規制者から意見・提案を収集し分野ごとに整理すること、また、

被規制者からの意見・提案は ATENA から聴取すること等の進め方が了承され、毎年度一回、ATENA から聴取²を行っている。

<参考資料>

- 参考 1 新規規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について（平成 25 年 7 月 10 日第 14 回原子力規制委員会）
- 参考 2 審査の透明性向上に向けた対応策について（平成 30 年 6 月 6 日第 13 回原子力規制委員会）
- 参考 3 原子力施設に係る審査全般の改善策について（第 2 回）（令和 2 年 2 月 19 日第 64 回原子力規制委員会）
- 参考 4 当面の審査会合等の進め方について（令和 2 年 4 月 8 日第 6 回原子力規制委員会）

² 令和 2 年度：26 件（令和 2 年 8 月に聴取）、令和 3 年度：1 件（令和 3 年 3 月に聴取）

第 12 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和 3 年 6 月 10 日）資料 2（ATENA 作成資料）において「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善への対応」を含め、ATENA が取り組んでいる課題一覧が掲げられている。

新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について

平成25年7月10日
原子力規制庁

7月8日に施行された新規制基準に対し、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請等に対する審査については、次の通り進めることとする。

1. 基本的進め方

- 関西電力(株)大飯発電所3・4号機の現状評価に関する進め方を踏襲し、審査作業を進める。
- 地震・津波等に関する事項は島崎委員、プラントに関する事項は更田委員が担当し、原子力規制庁が事務局を務める。

2. 審査会合の実施

- 審査のため、担当委員出席の下、審査会合を開催することとする。(7月16日に最初の会合を開催する予定。)
- 審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開することとし、資料も原則公開とする。ただし、議事進行の妨げになるような発言をした傍聴者については退場を求め、次回以降の傍聴を認めない。また、議場が混乱するような事態が発生した場合には、以降の一般傍聴を行うかにつき、改めて検討する。
- 審査の過程において、メーカーからの意見を聞く場合や、担当委員の判断の下、外部専門家の意見を聞く場合がある。

3. ヒアリングの実施

- 審査会合に加え、申請書の記載内容に関する事実確認等を実施するため、ヒアリングを適宜実施する。
- ヒアリングについては議事概要を公開するとともに、資料も原則公開とする。ヒアリングにおける事業者とのやりとりに関して、誤解や認識のずれを避けるため、事業者等が作成した記録等については有効性がないことにつき、事業者に同意を求める。なお、事業者は、原子力規制庁が公開したヒアリングの議事概要について意見がある場合には、一定期間内に意見を申し出ることができることとする。

(参考)

7月8日に提出された申請

北海道電力(株)	泊発電所1・2号機(B)、泊発電所3号機(C)
関西電力(株)	高浜発電所3・4号機(C)、大飯発電所3・4号機(A)
四国電力(株)	伊方発電所3号機(A)
九州電力(株)	川内原子力発電所1・2号機(B)

※発電所名後の記号は、当面の規制庁内の担当審査チーム(A～C)を示す。

審査の透明性向上に向けた対応策について

平成30年6月6日
原子力規制庁

1. 背景と趣旨

(1) これまでの取扱い

実用発電用原子炉に関する新規制基準適合性の審査は、設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可に係るものにより構成される。これら許認可に係る審査では、事業者の申請に対し、記載内容等に関する事実確認を行った上で、それぞれ対応する規制基準条文への適合性を確認（判断）している。

①許認可に係る審査の取扱い

このうち設置変更許可に係る審査における適合性の確認は、原則として担当の原子力規制委員が出席する公開の審査会合で行うこととし、特定重大事故対処施設に係る審議等一部について非公開の審査会合で取り扱う、あるいは、案件等に依っては委員が出席しない審査会合を行うとの取扱いをしてきた。

また、審査会合に先立って、事業者資料の記載内容等の事実確認等を実施するために事務局でヒアリングを実施するが、当該ヒアリングは基準適合性の確認を行うものではなく、また、必要に応じ随時開催するものであることから非公開とし、事後に議事概要及び資料を公開してきた。

②認可に係る審査の取扱い

認可にかかる審査は、許可がなされた方針の下で個々の施設等が技術基準を満たすことを確認する実務的なものであることから、記載内容等の事実確認や基準適合性の確認といった審査プロセスの段階に応じた取扱いの差を設けず、事務局による会合を通じて審査を行ってきた。その際、審査結果の取りまとめ段階等節目の機会に審査会合を開催してきた。

(2) 原子力規制委員会からの問題提起

平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）において、公開の会合に先立って実施する事務局ヒアリングは多数回実施するべきものではないこと、事業者が公開会合で提示する予定の資料を事前の事務局ヒアリングで改善させるかのごとくの作業は止めるべきであること、ヒアリング偏重にならないようにすること等の指摘がなされた。

当該指摘を踏まえ、審査の透明性の一層の向上のため、以下の改善を行うこととしたい。

2. 改善の方向性

(1) 許可に係る審査の取扱い

- 許可に係る審査については、基準適合性の確認は審査会合で実施するものであり、事前のヒアリングは事業者資料の記載内容等の事実確認等のためであって当該資料を改善させるためのものではなく、最低限に止めるとの方針を、審査に携わる原子力規制庁職員に改めて周知する。
- 当該方針の履行を徹底するため、審査会合前のヒアリングは、同一案件については目安として 2 回までとし、それ以上のヒアリングが必要と考えられる場合であっても、その時点で一度、公開の審査会合において取り上げることにする。
- 事業者の調査検討や資料準備が長期にわたるケースや、特定重大事故対処設備等にかかる案件等非公開会合での審議が続くケース等のため進捗が見え難くなること等を避けるため、新規基準に係る全ての許可案件について、数ヶ月に 1 回など一定期間毎に公開の審査会合に事業者の出席を求め、状況を報告させるとともに、未解決の論点については規制側と事業者側のどちらがボールを持っているかを確認することとする。

(2) 認可に係る審査の取扱い

- 認可に係る審査は、これまで通り事務局を中心とする会合を通じて実施し、進捗状況等に応じ、公開の審査会合に付議することとするが、透明性を高めるため、進捗状況等に依らず一定期間毎に公開の審査会合を開催し、事業者の出席を求め、状況を報告させるとともに、未解決の論点については規制側と事業者側のどちらがボールを持っているかを確認することとする。

- また、事務局中心の審査を行う中で安全上の重要な論点が出た場合や、審査方針や確認手法を明確化しておく必要がある場合等、より早い段階で公開の審査会合に付する等の工夫を行うこととする。

(3) その他

- 実用発電用原子炉以外の施設等に係る新規制基準適合性審査の取扱いについては、実用発電用原子炉に係る改善策の趣旨を踏まえつつ、審査対象施設や審査の状況に応じ、適切に対応を図ることとする。

原子力施設に係る審査全般の改善策について（第2回）

令和2年2月19日
原子力規制庁

1. 趣旨

令和元年9月25日の第31回原子力規制委員会^{※1}において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設（NSRR）の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）の申請漏れ等に対する再発防止対策及び、これに併せ、他の原子力施設を含めた審査のあり方の改善策について報告するよう指示を受けた（試験研究用等原子炉施設の審査の改善については令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会で報告済）。

さらに、原子力施設の厳正な審査を進めるうえで、新規制基準適合性審査やバックフィットを含めた多くの審査案件を処理する必要があるところ、これまでの審査実績・経験を今後の審査へ適切に反映させ確実かつ効率的な審査を行う必要がある。

以上のことから、原子力施設に係る審査全般の改善事項について報告する。

2. 原子力施設に係る審査全般の改善策

（1）設工認等の申請漏れの防止^{※2}

設置変更許可申請に記載されている基本設計ないし基本的設計方針を担保するために必要な事項（既存設備、評価だけの設備に係るものを含む）については、後続規制である設工認や保安規定変更認可の審査において、詳細設計等を確認する必要がある。

このため、設工認等の申請に先立ち、設置変更許可申請に記載されている事項から、確認が必要なものを洗い出し、番号管理や表整理することなどを申請者に求める。また、原子力規制庁においても、その内容を確認し、設置許可申請書記載事項が後段規制に確実に反映される仕組みとする（実用発電用原子炉、試験研究用原子炉及び加工施設では既に実施している）。

（2）審査の漏れの防止等^{※3}

設置変更許可において審査の漏れの防止、施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、これから新規制基準適合性審査結果をとりまとめるものについて、審査で確認した事項を整理し、今後の審査において活用する（実用発電用原子炉（プラント側審査）では既に実施している）。

※1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設（NSRR）その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について
(<https://www.nsr.go.jp/data/000284837.pdf>)

※2 廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、保安規定を定める核燃料物質の使用施設が対象

※3 試験研究用原子炉（施設の特徴によらない共通部分）、再処理施設、実用発電用原子炉等の自然現象（地質、地震動、津波、火山事象）の審査が対象

(3) 「審査進捗状況表」の整備

一般の方からみて審査の進捗の全体像を把握しやすくなるよう、実用発電用原子炉の新規制基準の本体施設及び特定重大事故等対処施設の設置変更許可並びに再処理施設の新規制基準の事業変更許可に係る審査に関して、規制基準の条文毎に審査の進捗状況を整理した「審査進捗状況表」^{※1}を年度末までに作成し、以降定期的に公表する（別紙1、2参照）。

※1：チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。なお、本資料の記載内容は、その後の審査により、論点の追加やステータスが前段階に戻る（例：審査進捗状況表のステータスが④から②に変更）など、変更がありうるものであり、その旨明記する。

(4) 審査会合に先立つヒアリングのあり方

ヒアリングは、事実確認を行うものであり、議論や判断は行わない。あくまで、審査会合が論点の議論を中心とする充実したものとなるよう、その準備段階であるヒアリングを適切かつ効果的に行うことが重要である。そのため、今後、ヒアリングにおいては、申請者の基準適合性の説明内容を審査官が十分に理解するために、審査資料に関する事実確認や質問、不明確な記載の修正の指示、不足資料の提出の指示を行う。

また、ヒアリングにおいて審査の見通しや方針を伝えること、事業者の考えを誘導することは厳に慎む。そのため、担当指定職及び管理職は、ヒアリング内容を自動文字起こしソフトを用いた議事録^{※2}で確認し、ヒアリングにおいて事実確認の範囲を超えている場合は、指導・是正する。

なお、ヒアリングの回数は最低限に留める（許可については同一案件で数回）。

※2：今年度から試運用を実施している事務局ヒアリングの自動文字起こしソフトを用いた議事録の公開について、今後、録音用マイクセットなどの設備を増やしつつ、対象となるヒアリング回数を増やし、本格運用とする。

(5) 審査業務マニュアルの継続的な改善及び周知

本文書や今後策定されるものも含め、審査に関わる原子力規制委員会の決定文書等を、審査担当者に正確に理解させるため、各審査部門において、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」^{※4}などの施設ごとに策定されている審査業務マニュアルに、都度、決定文書等を加え充実させる。また、審査担当者の異動時を含め、確実にこれを担当へ周知する。

(6) 審査の合理化

耐震Cクラスの構築物、系統及び機器に係る設工認申請^{※5}及び原子炉等規制法以外の法令に定める基準を用いて施設される耐震Cクラスの構築物、系統及び機器に係る設工

※4 「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」（原子力規制部）平成29年3月30日策定、令和元年5月30日一部改正（<https://www.nsr.go.jp/data/000183859.pdf>）

※5 実用発電用原子炉施設、廃棄物管理施設、核燃料加工施設（耐震重要度分類第3類）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設の各施設においては、従来から耐震計算書の添付は求めていない。

認申請^{※6}の合理化については、令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料^{※7}（「試験研究用等原子炉施設の審査の改善等について」）の通り。

3. その他

（1）審査官の育成

今後、BWRプラント及び特定重大事故等対処施設などの原子力施設の設工認の審査が本格化する見込みである。これら設工認の審査のうち機器耐震の審査は相当な割合を占めるが、現状、機器耐震の審査を担う審査官が不足気味である。このため、原子力安全人材育成センターで整備中の審査官の育成カリキュラムの一部（機器耐震関係）を前倒し、本年4月から研修を開始する。

（2）ペーパーレス化の推進

各種会議での配布資料のコピーなど、職員の負担軽減の観点からペーパーレス化等の業務改善を進める。

^{※6} 廃棄物管理施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設の設工認申請書においても、試験研究用等原子炉施設と同様に詳細な説明書の添付は求めない。

^{※7} 令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料 「試験研究用等原子炉施設の審査の改善等について」
(<http://www.nsr.go.jp/data/000295980.pdf>)

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(新規制基準適合性)に係る審査状況【令和2年1月29日時点】

審査項目	ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2016/1/15	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/9/29	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/3/6	
	震源を特定して策定する地震動	④	2017/12/1	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2014/6/27	
	基準地震動	④	2018/2/18	
	地盤・斜面の安定性	②	2019/11/22	●先行して審査を進めている防波壁が接続する地山部分については、地滑り地形が確認されたため、それに相当する地盤物性データを用いて斜面の安定性評価を実施することを要求していたところ、事業者は表層土を撤去する方針を示したので、表層土撤去後の地形、地盤構造を踏まえた安定性解析結果に基づく評価を確認していく。 ●また、今後、岩の掘削スリ等による埋戻土や旧表土で構成されている地質が防潮堤周辺等の敷地内にあるため、液状化による影響を確認した結果を踏まえ、地盤・斜面の安定性評価を確認していく。
	耐震設計方針	②	2020/1/21	●取水槽ガントリークレーン及び耐震Bクラス配管系に新たに採用する制震装置(一軸及び三軸粘性ダンパ)について、性能の妥当性、適用範囲等について整理するとともに、解析モデルへの取り込み方法等の耐震設計の妥当性を確認していく。 ●敷地の海岸線に敷地を取り囲むように防波壁を設置し、周辺地盤を地盤改良する等により地下水の海側への流れを遮断する可能性があるため、敷地における地下水位の設定について確認していく。 ●岩の掘削スリ等による埋戻土や旧表土で構成されている地質が防潮堤周辺等の敷地内にあるため、これらの液状化強度特性の設定の代表性、網羅性を確認するとともに、液状化による影響を考慮すべき施設とその設計方針について確認していく。
津波(第5条)	地震による津波	④	2018/9/28	
	地震以外による津波	④	2018/9/28	
	基準津波	④	2019/9/13	
	耐津波設計方針	②	2020/1/28	●防波壁の両端部の地山を津波防護上の障壁としていることから、地山に対する基準地震動及び基準津波の健全性確保について確認していく。 ●防波壁の構造及び設置状況(支持地盤、周辺地盤)を把握し、先行炉の審査実績等を踏まえ、島根原子力発電所の特性を考慮した上で防波壁の設計方針及び構造成立性について確認していく。
竜巻(第6条)	④	2019/9/12		
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2020/1/24	●大山生竹テララの噴出規模見直しに伴い、降下火砕物の層厚についてシミュレーションによる検討の必要性の有無を含めて確認した上、設備への影響評価を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	④	2019/10/1		
その他自然現象と人為事象(第6条)	③	2019/9/12	●地滑り及び土石流に対する設備の設計方針を確認していく。	
不法な侵入(第7条)	④	2019/2/5		
内部火災(第8条)	③	2020/1/23	●ケーブル処理室の火災影響軽減対策について確認していく。	
内部溢水(第9条)	④	2019/10/29		
誤操作の防止(第10条)	④	2019/6/27		
安全避難通路(第11条)	④	2019/2/5		
安全施設(第12条)	④	2019/10/1		
全交流電源喪失(第14条)	④	2019/6/27		
SFP(第16条、23条)	④	2019/5/30		
RCPB(第17条)	④	2019/2/5		
安全保護回路(第24条)	④	2019/11/30		
原子炉制御室(第26条)	②	2019/12/5	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。また、有毒ガスに対する防護対策についても確認していく。	
放射性廃棄物処理施設(第27条)	④	2019/7/25		
監視設備(第31条)	②	2015/4/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
保安電源(第33条)	④	2019/3/14		
緊急時対策所(第34条)	②	2019/12/5	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。また、有毒ガスに対する防護対策についても確認していく。	
通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注2)チェックリスト的に用いるものではない。その時点で審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2019/11/28			
		Lv 1.5	④				
		停止時	④				
		地震	④				
		津波	④				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		④				
	解析コード		③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。		
	限界温度、限界圧力		③	2019/12/10			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	③	2019/11/28	●炉心損傷前における外部水源を用いた格納容器スプレイの実施の考え方や格納容器フィルタベントを停止するときの判断基準等を含めて、ベント戦略全体の妥当性について確認していく。		
		高圧注水・減圧機能喪失	③				
全交流動力電源喪失		③					
崩壊熱除去機能喪失		③					
原子炉停止機能喪失		③					
LOCA時注水機能喪失		③					
格納容器バイパス (ISLOCA)		③					
CV	過圧・過温破損	③	2019/12/10	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	DCH	③					
	FCI	③	2020/1/23	●原子炉圧力容器への注水手段がない場合の原子炉減圧の考え方や、原子炉圧力容器破損前の初期水張り高さの考え方等について確認していく。			
	MCCI	③					
水素燃焼		②	2015/1/27	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。			
SFP	想定事故1	③	2019/10/8				
	想定事故2	③					
停止時	崩壊熱除去機能喪失	③	2019/11/12	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	全交流動力電源喪失	③					
	原子炉冷却材の流出	③					
	反応度調整投入	③					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2019/12/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	1.1	44条	ATWS	③	2019/11/28	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	1.2	45条	高圧時冷却	③			
	1.3	46条	減圧	③			
	1.4	47条	低圧時冷却	③			
	1.5	48条	最終ヒートシンク	③			
	1.6	49条	CV冷却	②	2020/1/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。	
	1.7	50条	CV過圧破損防止 (FCVS)	②	2019/12/10		
	1.8	51条	CV下部注水	③	2020/1/23	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	1.9	52条	CV水素対策	②	2015/1/27	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。	
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4		
	1.11	54条	SFP	②	2019/10/8		
	1.12	55条	建屋外Ri抑制	①	-		●今後、大規模損壊の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。
	1.13	56条	水源	②	2020/1/23		
	1.14	57条	電源	②	2020/1/23		
	1.15	58条	計装	②	2020/1/23		
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2019/12/5		
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2		
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2019/12/5		
1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24			
2		大規模損壊	①	-	●有効性評価及び設備・技術的能力(本審査項目を除く。)の審査が概ね終了した後に、事業者から説明がなされる予定		
共通	地質(第38、39条)			④	2016/1/15		
	地震動(第38、39条)			②	2020/1/21	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2020/1/28	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●内部火災(第8条)の議論を踏まえ、今後、事業者からSA火災(41条)について説明がなされる予定。	

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注2)チェックリストに用いるものではない。その時点で審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

日本原燃(株)再処理施設 事業変更許可(新規制基準適合性審査)に係る審査状況【令和2年1月9日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合開催日	現時点における主な論点	
核燃料物質の臨界防止(第2条)		④	2019/11/25		
遮蔽等(第3条)		④	2019/12/10		
閉じ込めの機能(第4条)		④	2019/11/25		
火災等による損傷の防止(第5条)		④	2019/12/10		
【地質】 安全機能を有する施設の地盤(第6条) 地震による損傷の防止(第7条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/7/13		
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2019/12/20		
【地震動】 安全機能を有する施設の地盤(第6条) 地震による損傷の防止(第7条)	地下構造	④	2018/7/13		
	震源を特定して策定する地震動	④	2018/7/13		
	震源を特定せず策定する地震動	④	2018/7/13		
	基準地震動	④	2018/7/13		
	地盤・斜面の安定性	③	2019/12/20	事業者は、耐震重要施設である「再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔A」の設置場所を変更して、新たに設置することとなったため、これまでの評価への影響について整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。	
	耐震設計方針	④	2019/11/25		
津波による損傷の防止(第8条)	地震による津波	④	2018/7/13		
	地震以外による津波	④	2018/7/13		
	基準津波	④	2018/7/13		
	耐津波設計方針	④	—		
安全機能を有する施設 外部からの衝撃による損傷の防止(第9条)	竜巻	④	2019/11/25		
	火山事象	火山事象	④	2019/10/25	
		火山事象設計方針	④	2019/11/25	
	外部火災	④	2019/11/25		
	その他自然現象と人為事象	④	2019/11/25		
再処理施設への人の不法な侵入等の防止(第10条)		④	2019/12/10		
溢水による損傷の防止(第11条)		④	2019/11/25		
化学薬品の漏えいによる損傷の防止(第12条)		④	2019/12/10		
誤操作の防止(第13条)		④	2019/11/25		
安全避難通路等(第14条)		④	2019/11/25		
安全機能を有する施設(第15条)		④	2019/12/10		
運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止(第16条)		④	2019/11/25		
使用済燃料の貯蔵施設等(第17条)		④	2019/12/10		
計測制御系統施設(第18条)		④	2019/11/25		
安全保護回路(第19条)		④	2019/11/25		
制御室等(第20条)		④	2019/12/24		
廃棄施設(第21条)		④	2019/12/10		
保管廃棄施設(第22条)		④	2019/12/10		
放射線管理施設(第23条)		④	2019/12/10		
監視設備(第24条)		④	2019/12/17		
保安電源設備(第25条)		④	2019/11/25		
緊急時対策所(第26条)		④	2019/12/17		
通信連絡設備(第27条)		④	2019/12/24		
その他の変更		④	2019/12/24		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。「④概ね審査済み(灰色)」であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

日本原燃(株)再処理施設 事業変更許可(新規制基準適合性審査)に係る審査状況【令和2年1月9日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合開催日	現時点における主な論点
重大事故等の拡大の防止等(第28条)	事象選定	③	2020/1/9	事業者は、評価条件のうち除染係数の設定の考え方及び重大事故の連鎖に係る検討項目について、異なる取扱いをしている箇所があったことから改めて整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。
	臨界事故	③	2020/1/9	
	蒸発乾固	③	2019/12/24	
	水素爆発	③	2019/12/17	
	有機溶媒火災等	③	2020/1/9	
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等	③	2020/1/9	
	放射性物質の漏えい	③	2020/1/9	
	同時に又は連鎖する事故	③	2020/1/9	
重大事故等防止技術的能力基準1.0項		④	2020/1/9	
火災等による損傷の防止(第29条)		④	2019/12/24	
【地質】 重大事故等対処施設の地盤(第30条) 地震による損傷の防止(第31条)		④	2019/12/20	
【地震動】 重大事故等対処施設の地盤(第30条) 地震による損傷の防止(第31条)		④	2018/7/13	
	津波による損傷の防止(第32条)	④	2018/7/13	
重大事故等対処設備(第33条)		③	2019/12/24	
臨界事故の拡大を防止するための設備(第34条)	重大事故等防止技術的能力基準1.1項	③	2020/1/9	事業者は、各重大事故等対処設備の設計条件等について、重大事故の想定箇所の特定における考え方、対処の目的等を踏まえて整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備(第35条)	重大事故等防止技術的能力基準1.2項	③	2019/12/24	
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備(第36条)	重大事故等防止技術的能力基準1.3項	③	2019/12/17	
有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備(第37条)	重大事故等防止技術的能力基準1.4項	③	2020/1/9	
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(第38条)	重大事故等防止技術的能力基準1.5項	③	2020/1/9	
放射性物質の漏えいに対処するための設備(第39条)	重大事故等防止技術的能力基準1.6項	③	2020/1/9	
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(第40条)	重大事故等防止技術的能力基準1.7項	③	2020/1/9	
重大事故等への対処に必要な水の供給設備(第41条)	重大事故等防止技術的能力基準1.8項	③	2020/1/9	
電源設備(第42条)	重大事故等防止技術的能力基準1.9項	③	2019/12/24	
計装設備(第43条)	重大事故等防止技術的能力基準1.10項	③	2020/1/9	
制御室(第44条)	重大事故等防止技術的能力基準1.11項	③	2019/12/24	
監視測定設備(第45条)	重大事故等防止技術的能力基準1.12項	③	2019/12/17	
緊急時対策所(第46条)	重大事故等防止技術的能力基準1.13項	③	2019/12/17	
通信連絡を行うために必要な設備(第47条)	重大事故等防止技術的能力基準1.14項	③	2019/12/24	
大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応(重大事故等防止技術的能力基準2項関係)		④	2020/1/9	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。「④概ね審査済み(灰色)」であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

当面の審査会合等の進め方について

令和2年4月8日

原子力規制庁

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、当面の審査会合等¹は透明性を確保しつつ以下の方針で行うこととしたい。

なお、本方針は、今後の状況に応じて柔軟に見直すものとする。

2. 当面の審査会合等の進め方（案）

審査会合等は、（1）のテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、（1）での開催が難しい場合又は必要に応じて、（2）、（3）の方法を活用して行う。なお、審査会合等における一般傍聴の受付は行わない。

（1）テレビ会議・電話会議

- テレビ会議又は電話会議により会合を開催する²。
- 会合は、原則としてインターネット動画サイトによる生中継を行う³。
- 申請者からの資料は事前に提出を受け、公開する⁴。

（2）申請者側の人数を限定した審査会合（テレビ会議・電話会議を補足的に活用する）

- 地質図等、細かい図面をスクリーンに投影し指示しながらの議論が必要な会合については、委員及び職員の感染防止並びに出席者の移動による感染の拡大防止の観点から、

¹ 新規規制基準適合性に係る審査会合、輸送容器に関する審査会合、事故トラブル事象への対応に関する公開会合、特定原子力施設監視・評価検討会、東海再処理施設安全監視チーム、もんじゅ廃止措置安全監視チーム、経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会をいう（以下同じ。）。今後、成立性を確認した上で、必要に応じ、他の会合へも拡張する。

² 外部有識者もテレビ会議又は電話会議で参加することを可能とする。

³ 従来どおり、機材が不足する場合等は、事後的に録音・録画をインターネット動画サイトに掲載することにより公開する。

⁴ 視聴者の理解を助ける観点から、発言者（規制庁の〇〇、××電力の▽▽）や議論の対象（資料□の○ページ）を明確化するよう発言を心がける。

申請者側の説明者を2名程度に限定した上で、対面形式で開催する。

○会合は、通常の審査会合等と同様に、インターネット動画サイトによる生中継を行う。

○会合資料に関しては、(1)と同様とする。

○説明者が絞られることで補足説明等が必要となる場合は、テレビ会議又は電話会議により補足説明を受ける（この会議の取扱いは、(1)に準ずる。）。

(3) 書面審査

○特定重大事故等対処施設に係る審査などセキュリティの観点からテレビ会議・電話会議を利用できない場合、又は原子力規制庁の判断事項・指示事項が明らかである場合は、審査会合等に出席している委員の了解を得て、担当指定職名で、判断事項・指示事項を書面で申請者に送付する。送付した書面は原子力規制委員会ホームページ上で公開⁵する。

○送付した書面に対する回答は文書で求め、回答文書は原子力規制委員会ホームページ上で公開する。

3. ヒアリングの取扱い

ヒアリングはテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、審査会合等に比べて実施数が多いため、自動文字起こしソフトを用いた議事録（自動文字起こし結果）を作成し、公開する⁶。

また、特定重大事故等対処施設に係るヒアリングについては、2. (3)に準ずる。

4. 今後の予定

以上の取扱いについて了承いただいた場合には、今後、審査会合等の相手方とシステムの接続確認を行うなど会合の成立可能性を確認した後、会合の日程を調整し、日程を公表の上、会合を開催する。

⁵ セキュリティ等の観点から非公開とすべき情報については、必要な処理を施した上で公開する。

⁶ 機材等が不足する場合等は、議事概要を作成し公開する。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務

平成 31 年 4 月
原子力規制部
放射線防護グループ

1. はじめに

原子力規制委員会¹での議論を踏まえ、安全、核セキュリティ及び保障措置に関して、原子力規制庁の担当部局間の連携を深めるため、事業者から許認可申請がなされた場合及び検査等を行う際の実務を示す。

2. 審査等における実務

(1) 対象とする申請

原子力施設において新たな設備の設置、既存設備の改造、運用面の変更等を伴うものとして、以下の申請を相互の情報共有の対象とする。

(原子力安全に係る申請)

- 設置（変更）許可申請（事業変更許可、届出及び承認申請も含む。）
- 工事計画（変更）認可申請（届出も含む。）
- 設計及び工事の方法（変更）認可申請
- 保安規定（変更）認可申請
- 廃止措置計画（変更）認可申請（届出も含む。）

(核セキュリティに係る申請)

- 核物質防護規定（変更）認可申請

(2) 情報共有の流れ

原子力規制部、核セキュリティ部門及び保障措置室は、以下の情報共有を実施する。

① 安全に係る申請がなされた場合の情報共有の流れ

原子力規制部は、安全に係る許認可申請があった場合、当該申請事業者が、当該申請に係る対策等が核セキュリティ側の対策及び保障措置の実施に影響を与えるものかどうかを確認した結果を申請概要等とともに核セキュリティ部門及び保障措置室に共有する。

¹ 平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）及び平成 30 年度第 27 回原子力規制委員会（平成 30 年 9 月 5 日）

② 核セキュリティに係る申請がなされた場合の情報共有の流れ

核セキュリティ部門は、核物質防護規定に係る認可申請があった場合、当該申請事業者が、当該申請に係る対策等が安全側の対策及び保障措置の実施に影響を与えるものかどうかを確認した結果を申請概要等とともに原子力規制部及び保障措置室に共有する。

③ 保障措置機器の取付け等に係る情報共有の流れ

保障措置室は、保障措置機器の更新、新設等が必要な場合、IAEAから機器の仕様、設置場所等の情報を入手し、事業者に伝える。また、事業者が安全及び核セキュリティ側の対策に影響を与えるかどうかを確認した結果を原子力規制部及び核セキュリティ部門に共有する。

④ 共通事項

①～③の共有があった場合、共有された情報を確認し、悪影響等が懸念される場合には、必要に応じて関係者同席の下での事業者面談や、IAEAとの協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組む。

3. 検査等における実務

(1) 安全に係る検査等における情報共有の流れ

安全に係る検査官が検査等を実施する中で他の措置に関し気付き事項があった場合には、本庁の当該措置の担当部署にその内容を電話等で直接連絡する。

(2) 核セキュリティ及び保障措置に係る検査等における情報共有の流れ

核セキュリティに係る検査官又は保障措置の査察官が、他の措置に関し気付き事項があった場合には、必要に応じ、本庁の当該措置の担当部署に情報共有等を行う。

(3) 共通事項

(1) 又は(2)の共有があった場合、共有された情報を確認し、悪影響等が懸念される場合には、必要に応じて関係者同席の下での事業者面談や、IAEAとの協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組む。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた 対応状況について

平成30年9月5日
原子力規制庁

1. 背景

原子力安全、核セキュリティ¹及び保障措置（以下「3S」という。）は、相互に依存し干渉する可能性があることから、原子力規制委員会では3Sの調和に努めてきた。この調和をより高いレベルで実現することを念頭に、平成30年度第5回原子力規制委員会で「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について」が議論され、対応方針が決定された。

本資料は、同委員会以降、原子力規制庁が実施してきた内容等を報告し、今後の進め方について指示を仰ぐことを企図するものである。

2. 実施状況報告事項

（1）被規制者への伝達と状況確認

（課題）被規制者に対し、3Sの調和を図りつつ原子力施設を管理する一義的責任は被規制者にあることを改めて認識させ、必要な対応を促す。

原子力規制庁職員が被規制者と面談を行い、被規制者に対し、3Sのそれぞれに係る基準を満たすことはもとより、相互の悪影響を可能な限り排除し、適切な措置を講じるよう求めるとともに、被規制者より、3Sの調和に係る体制、実施状況等を聴取した。面談は、全ての許可・指定事業者のうち核物質防護規定を定めることとされている27社に対して実施した。

①比較的規模の大きい被規制者（発電用原子炉、再処理、加工等の被規制者）

社内規程等により3S相互の悪影響を設計段階で排除すべく、担当部署間で確認を行う等の手続が定められているとの説明がなされた。なお、そのような手続に付議するか否かの判断が、原子力安全（以下「安全」という。）の設計担当部署のみに委ねられる等、対応の漏れを防ぐため一層の取組が望ましい場合も見られたが、被規制者自身もその点を認識し、対応を進めていくとの説明がなされた。

②比較的規模の小さい被規制者（大学、使用施設等の被規制者）

少人数の担当者が3Sの複数の措置の担当を兼ねるため、特段の手続等を定めるまでもなく相互の悪影響が排除されうる状況であるとの説明がなされた。

（2）原子力規制庁内の組織的な体制整備

（課題）職員への研修等の具体策や、信頼性確認制度の指定範囲を検討する。

3Sの関係業務に携わる職員がそれぞれの措置の知識を一定程度有するために、一部研修の相互受講等の工夫を行うこととする。また、核セキュリティに係る情報の保護を理由として、新検査制度のため現地に駐在する原子力検査官（以下「現地検査官」という。）の活動が阻害されない状態を担保する観点も含め、既に信頼性確認制度を適用

¹ 核セキュリティはRI法に基づく措置等も含めた広範な概念であるが、本資料では、原子炉等規制法で要求している核物質防護を指す用語として核セキュリティを用いることとする。

している本庁職員に加え、現地検査官等に対する適用に向けた検討を進めている。

(3) 現行体系下における原子力規制庁内の情報共有の工夫

(課題) 関係部署間及び I A E A との相互の情報共有の具体策を検討する。

被規制者から安全や核セキュリティに係る許認可申請がなされた場合、当該担当部署から他の措置の担当部署に照会して、それぞれの観点から悪影響がないかを確認する旨の運用を本年7月から本格的に開始した。この確認に際しては、必要に応じ、被規制者との面談への3S関係者の同席等を実施することとしている。

また、保障措置と他の措置との間で悪影響が懸念される場合、被規制者の対応に必要な情報を明確化した上で、I A E A を含む関係者間で情報共有や協議を実施している。

3. 検査上の取扱い(検討状況報告事項)

(課題) 新検査制度の下での現地検査官等の所掌の範囲や役割分担等を整理する。また問題に気付いた際の情報の流れや管理等を明確化する。

新検査制度では、安全に係る検査官と核セキュリティに係る検査官とが「原子力検査官」に統合された。他方で、安全と核セキュリティとでは、検査官が有すべき知識や知見、経験はそれぞれ別のものが求められるため、昨年開始した資格制度ではそれぞれ別の研修コースの受講等を求め、實際上、各検査官の担当分野を峻別している。また、安全に係る検査の中でも専門的知識が必要なものは本庁の専門検査部門が主体となって実施する予定であることや現地検査官が担う業務量等も考慮し、当面は、現状通り現地検査官は安全に係る検査等を主に実施することとする。

ただし、現地検査官が安全に係る検査等を実施する中で、核セキュリティに関する実態も目にすることが想定されるため、現地検査官は、核セキュリティに関し気付き事項があった場合には、その内容を本庁の核セキュリティ部門に電話等で直接連絡し、連絡を受けた同部門が必要な対応を行うこととする。また、保障措置に関し気付き事項があった場合にも、同様にその内容を本庁の保障措置室に直接連絡することとする。本対応は、本年10月に始まる新検査制度の試運用フェーズ1から可能な範囲で実施する。

核セキュリティに係る検査官や保障措置の査察官が他の措置の問題に気付く機会は限定的だと考えられるが、必要に応じ、本庁の関係部署間での情報共有等により3Sの調和を図ることとする。

なお、総合的な評定については、来年4月以降の試運用フェーズ2での試行を予定しており、試運用フェーズ1の状況等も踏まえて検討する。

4. 審査に関する制度上の明確化(要審議事項)

(課題) 3Sの調和に係る要求について、制度上の明確化に係る検討を進める。

原子炉等規制法は公共の安全のために原子力施設等に関し必要な規制を行うものである。その具体的規制内容として3Sに係る措置が規定されているが、相互に関連性を持って規定されていないため、相互の規定の間に橋渡しをするためには制度上の手当が必要である。この手当は、原子炉等規制法の目的等を踏まえれば、法の趣旨に合致するものと考えられる²。制度上の手当を検討するに際しては、以下のような論点³に関する

² 安全に係る規制では災害の防止上支障がないことを、核セキュリティに係る規制では特定核燃料物質の防護上十分であることを確認することとしていることに留意が必要。

³ ここでは実用発電用原子炉に係る規制を念頭に整理する。

る整理が必要である。

①規制基準か、審査手続か

- 規制基準に3Sの調和にかかる要求を組み込むことは、被規制者に適合義務を課すものであり、被規制者が許認可申請においてその適合性を示し、規制側が審査でこれを確認できない限り、許認可がなされないこととなる。
- 他方、審査手続として定める場合には、個々の申請に対し、規制側が関係部局内での情報共有を通じ、3S相互の悪影響がないかを確認することとなる。
- なお、安全に係る審査は公開で、核セキュリティに係る審査は非公開で実施してきているところ、両者の接点に係る審査については、その公開性に係る議論が必要である。

②設置許可の段階からか、後段規制の段階か

- 規制基準として定める場合、設置許可の段階から組み込む方法と、後段規制の段階に組み込む方法がある。
- それぞれに意義や効力は異なり、例えば、最も上流の設置許可段階に組み込むことは、基本方針として宣言させる意義はある一方で観念的なものとなる。他方で、後段規制の段階に組み込むことは、具体的な設備や体制等についての確認となりうる。
- なお、核セキュリティに関しては、設置許可の段階に係る規定はなく、核物質防護規定認可に係る手当を行うこととなる。

③個々の設備（ハード面）か、体制整備（ソフト面）か

- 規制基準として定める場合、設置許可基準や技術基準等での個々の設備（ハード面）に係る手当と、技術的能力や品質基準、保安規定等での体制整備（ソフト面）に係る手当がありうる。
- ハード面に係る手当をした場合、個々の設備等に関し悪影響が排除されていることを被規制者が示し、規制側が審査でその妥当性を確認することとなる。また、設置許可基準や技術基準で手当した場合はバックフィットの対象となる⁴。
- ソフト面に係る手当をした場合、3Sの調和のための組織体制、手続や文書管理等の整備を求め、その妥当性を審査で確認することとなる。この手当は、被規制者に3Sの調和に係る措置を求め、規制側は、被規制者が適切な体制・手順等によりこれを実施していることを確認するというものであり、監査的手法を志向する規制の方向性と整合性があると考えられる。

④悪影響排除か、最適化か

- 3Sの調和として3S相互の悪影響の排除を求めることは、基準適合性の確認に際し他の措置にも着目し遺漏無きことを念押しするものであり、規制要求する事項としては馴染みやすいものと考えられる。
- 他方、最適化までを求めることは、3Sを総合的に見てより良い対応を求めるものであり、規制側で具体的な基準を設定することは難しいものの、そのための取組を、3Sのそれぞれに係る要求を満たすべく施設を管理する一義的責任を有する被規制者に対して要求することは、自然なものであると考えられる。

⁴ 現行の許認可でそれぞれの基準適合性を既に確認していること等を踏まえ、適切な経過措置を定めることが重要。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた 検討について

平成30年4月25日
原子力規制庁

1. はじめに

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれ別個に存在するものではなく、相互に依存し干渉する可能性がある。原子炉等規制法においては、これらに係る要求は相互に関連性を持って規定されていないが、これらに係る規制を一元的に所管する原子力規制委員会においては、原子力安全文化に関する宣言及び核セキュリティ文化に関する行動指針において原子力安全と核セキュリティの調和を明記するなど、これらの調和に努めてきた。

今般、IRRSにおいて明らかになった課題¹を踏まえ、本年4月から本庁職員の信頼性確認制度が開始されること、また、本年10月からは新検査制度の試運用が開始されることを踏まえ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和をより高いレベルで実現することを目指し、改めて課題等を整理し、対応の方向性について検討することとしたい。

2. 現状

検討にあたり、ここでは、(1) 本庁を中心に実施される審査の側面、(2) 現場を中心に実施される検査の側面での現状を確認する。

(1) 審査の側面

原子力安全に係る審査は、原子炉設置（変更）許可及び後段の認可に係る審査等によって、また、核セキュリティに係る審査は、核物質防護規定（変更）認可に係る審査によって、それぞれ別の担当部局において実施される。これまで、原子力安全に係る措置と核セキュリティに係る措置との調和を図り、一方の措置が他方の措置へ悪影響を及ぼすことなく、それぞれの措置が有機的に機能するよう、審査に際し担当部局間で情報共有を行うなどの連携を図ってきた。しかしながら、他の措置との干渉が発生する事例も見られる（別紙事例集）。

また、保障措置に係る審査として、事業者自らが国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定めた計量管理規定（変更）認可に関する審査が実施される。そもそも保障措置は、IAEAとの協定の中で原子力安全に適合するような態様で実施することとされているが、保障措置に係る措置と原子力安全及び核セキュリティに係る措置との間で、一方の措置が他方の措置へ悪影響を及ぼさな

¹ 平成28年度第5回原子力規制委員会（平成28年4月25日開催）において、「原子力安全とセキュリティに対する規制がより一層統合された形で行われるような仕組みの構築」がIRRSにおいて明らかになった課題の1つとして決定された（課題No.6）。

いたための審査手順は明確化されておらず、他の措置との干渉が発生する事例も見られる（別紙事例集）。

（２）検査の側面

現行の原子炉等規制法では、原子力安全に係る検査と核セキュリティに係る検査は別の制度とされ、原子力安全に係る検査は各サイトに常駐する検査官（現地検査官）、核セキュリティに係る検査は一部を除き本庁の検査官が対応している。これらの検査は、新検査制度の下では原子力規制検査として一元化され、平成32年4月からの本格施行に向け、本年10月から試運用を予定している。

なお、保障措置に係る検査等は、査察官及び指定された外部機関により実施されており、この体制は新検査制度に影響されない。

3. 調和に向けた対応方針

2. 現状を踏まえ、ここでは、（１）審査の側面、（２）検査の側面、及び審査・検査の両方に関係するものとして（３）横断的事項への対応の側面に整理して、講じるべき対応方針を示す。

（１）審査の側面

- ① 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る要求について、制度上の明確化に係る検討を進める。
- ② 被規制者に対し、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図りつつ原子力施設内に存在する施設・設備を管理する一義的責任は被規制者にあることを改めて認識させ、必要な対応を促す。

（２）検査の側面

- ① 原子力安全、核セキュリティに関する検査について、現地検査官等の所掌の範囲や役割分担等（現地検査官は核セキュリティに係る検査を実施するか、等。）及び現地検査官から本庁への情報共有に関する情報の流れや管理等（情報共有関係は、現地検査官が核セキュリティに係る検査を行わないと整理する場合であっても、日常の巡視の中で検査官が核セキュリティに係る問題に気付いた際の事項として検討。）を明確化する。
- ② 原子力安全に係る事項と核セキュリティに係る事項が含まれる総合的な評価等の運用方法を検討する。
- ③ 原子力規制庁査察官が原子力安全や核セキュリティについて、現地検査官等が保障措置についての問題に気付いた際の情報共有の具体策等を検討する。

(3) 横断的側面

- ① 本庁の担当部局間の連携を深めるため、関係部局間での相互の情報共有の具体策を検討する。
- ② 保障措置とその他の措置との干渉が懸念される場合には、必要な情報を IAEA を含む関係者間で事前に共有するための具体策を検討する。
- ③ 担当業務への相互理解の醸成を図るため、関係する検査官を含めた職員に対する研修等の具体策を検討する。
- ④ 情報の流れや管理等について、特に地方事務所を考慮して整理する。
- ⑤ 信頼性確認制度の運用に際し、核セキュリティ情報（特定核燃料物質の防護に関する秘密）にアクセスできる職員の指定範囲の明確化について検討する。
- ⑥ 必要な規程類及び情報システムを整備する。

4. 今後の進め方

3.(1)②及び3.(3)①については、被規制者への注意喚起、本庁内の関連部局間での連携手順を定める等、早急に具体化を進める。その他の事項については、本年夏頃を目途として、新検査制度の試運用等のスケジュールも念頭に、順次原子力規制委員会に報告する。

なお、(2)①の検討に際しては、諸外国の実態などについても調査を進める。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互干渉の可能性が 発見される等の事例集

○事例（安全と核セキュリティ）

【事例１－①】

中央制御室の扉の取替工事に係る核物質防護規定変更認可の審査において、当該工事による中央制御室の遮蔽性能、耐震性等への影響が個々に示されていなかった。

庁内関係部局による情報共有が行われなければ、安全への影響が十分に確認されない可能性があった。

【事例１－②】

重大事故等発生時のアクセスルートに係る審査においては、審査の申請書等に核物質防護に係る具体的な情報が記載されていないため、当該ルート上に防護設備が設置されていないか等、審査において十分な注意が必要となる。

【事例１－③】

防護措置のため電源車と燃料タンクを設置したところ、使用済燃料冷却用水用熱交換器の近傍に燃料タンクが存在することは火災防護の観点から技術基準の要求事項に抵触する可能性があった。

そのため、電源車等を撤去する等核物質防護規定を変更した。

【事例１－④】

火災防護対策のため周辺防護区域外の森林を伐採し地面をモルタルで固める措置を実施した。

その結果、このモルタル措置により地面が高くなり、結果的に周辺防護区域境界のフェンスを乗り越えやすい状態となったため追加の防護措置を実施した。

○事例（安全と保障措置）

【事例 2－①】

保障措置機器の保守のため、IAEA 査察官が機器を確認したところ、電池に焼痕があり、公設消防により火災と判断された。仮に延焼に至った場合、施設の安全に影響を及ぼす可能性があった。

IAEA による調達の不備により、非正規品の電池が使用されていた。

【事例 2－②】

新規制基準適合への対応に伴い施設内で実施される耐震補強作業等が監視装置の視野障害等、保障措置活動の妨げとなる事例がある。

○事例（核セキュリティと保障措置）

【事例 3－①】

IAEA が査察活動として施設の写真撮影を行う場合がある。

撮影された写真は、事業者の核物質防護担当部署が核物質防護情報が含まれていないことを確認した上で IAEA に提供されるが、確認に時間を要したために IAEA から写真改ざんの疑義を掛けられる可能性や、防護情報が含まれていることを理由に IAEA に提供できない事例がある。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の インターフェースにおける取組強化の対応状況

令和5年4月25日
原子力規制庁

1 趣旨

本議題は、原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Nuclear Security）及び保障措置（Safeguards）（以下「3S」という。）のインターフェースにおける相互連携の取組を強化することについて、原子力規制庁による対応状況等を報告するものである。

2 経緯

原子力規制委員会は、国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（IRRS）を受け入れ、平成28年4月23日に「原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。」との提言を受けた。これを踏まえ、原子力規制庁は、平成28年4月25日にIRRSによって明らかとなった課題「原子力安全とセキュリティに対する規制がより一層統合された形で行われるような仕組みの構築」を踏まえた対応方針を原子力規制委員会に報告した^{参考1参照}。

原子力規制庁は、平成30年4月から原子力規制庁職員の信頼性確認制度、同年10月から新検査制度の試運用が開始されることも踏まえ、同年4月に原子力安全と核セキュリティの調和に保障措置を加えた3Sの調和に向けた対応方針と今後の進め方について原子力規制委員会に報告し了承を受け^{参考2参照}、了承された方針に基づく対応状況を平成30年9月の原子力規制委員会に報告した^{参考3参照}。

それらを踏まえ、事業者から許認可申請等がなされた際の情報共有等に係る実務を取りまとめた文書^{参考4参照}を制定し、継続して3S調和について取り組んできたところ。

3 課題と今後の対応

原子力安全から核セキュリティ及び保障措置への情報共有が十分でないこと、3Sの調和のための原子力規制庁内での体制の不備、研修内容が未確定であること等の課題が抽出されたため、現状を整理し、原子力規制庁での実務について、相互干渉を起し得る事例をまとめ、実務のより詳細な方針（別紙）を制定し、連携強化に取り組んでいるところ^{別表参照}。

3Sの調和を実践するに当たり、日本原燃株式会社の再処理施設及びMOX燃料加工施設の許認可に係る審査における経験が、その他の事業等にも活かすことができると考えられるため、日本原燃株式会社との面談の場に庁内の3S担当部署が同席して確認する等の連携強化に取り組んでいる。

これにより得られた知見や事例を踏まえ、今後四半期に一度の頻度で3S関係部署による認識共有及び意見交換を行うこととし、3Sに関する事例集の更新や運用の改善を実施していく。

実務上の対応のみならず、3Sのインターフェースにおける相互連携の制度上での取扱いについては、今後保安規定上の扱いを明確にする等の検討を行う。

これらの対応状況については、1年後を目途に原子力規制委員会に報告する。

(添付資料一覧)

- 別紙 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務
(令和5年4月制定、原子力規制部・放射線防護グループ)
- 参考1 日本への総合規制評価サービス(IRRIS)ミッション報告書について(平成28年4月25日 平成28年度第5回原子力規制委員会資料1)
- 参考2 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について(平成30年4月25日、平成30年度第5回原子力規制委員会資料3)
- 参考3 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた対応状況について(平成30年9月5日、平成30年度第27回原子力規制委員会資料3)
- 参考4 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務(平成31年4月、原子力規制部・放射線防護グループ)

3 S 調和に向けた対応状況

主な対応方針の概要 (平成30年4月25日原子力規制委員会了承)	平成30年9月5日時点の対応状況の概要	平成30年9月5日以降の対応状況 及び明らかになった課題の概要 ※課題は下線部	明らかになった課題への対応の概要
① 審査の側面			
<ul style="list-style-type: none"> 3 S の調和について制度上で明確化することについて検討を進める。 3 S の調和を図りつつ施設管理する一義的責任は事業者にあることを改めて認識させ、必要な対応を促す。 	<p style="text-align: center;">(継続議論)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者と面談を行い対応済 	<p style="text-align: center;">(継続議論)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月5日時点で対応済 ただし、 <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティに関する許認可申請の際、合わせて事業者が行った他の2 S への影響評価結果も提出されているところ、これが原子力規制庁・事業者のいずれにおいても3 S の調和に役立っている一方で、 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全に関する許認可申請の際には、こうした運用が確立されおらず、事業者からの他の2 S への影響評価結果の連絡はその数も内容も十分ではない。 事業者における3 S の連携を確保なものとするため、継続的なコミュニケーションが必要。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 検査官や査察官による気付き等情報共有の具体策などを検討する。 原子力安全・核セキュリティに係る事項が含まれる総合的な評定の運用方法を検討する。 本庁関係部局間での相互の情報共有の具体策を検討する。 	<p style="text-align: center;">② 検査の側面</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の2 S に関する気付き等がある場合、当該担当部署に連絡する予定 新検査制度の試運用フェーズ2(平成31年4月以降の重要度評価実施等)で試行する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 他の2 S に関する気付き等がある場合、当該担当部署に連絡する運用を行っている(措置済)。 新検査制度の試運用フェーズ2で試行し運用している(措置済)。 	<p style="text-align: center;">—</p>
③ 横断的側面			
<ul style="list-style-type: none"> 本庁関係部局間での相互の情報共有の具体策を検討する。 研修等の具体策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可申請の際、他の2 S 担当部署に照会し影響確認を行う予定 3 S 相互に一部研修を受講できようにする等の工夫をする予定 	<p>参考4参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制部と放射線防護グループの連名文部省に照会し影響確認する運用を行っている(措置済)。 ただし、原子力規制部の審査に関する情報収集及び他の2 S 担当部署に共有する役割を原子力規制企画課に一極集中させたため、業務過多により機能できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全に関する許認可申請の際、他の2 S 担当部署に情報共有する役割は、原子力規制企画課ではなく、各審査部門が担当するものとした。 これを踏まえ、その他記載の充実を図った上で、原子力規制部と放射線防護グループの連名^{別紙参照}を改めて制定し運用中(措置済)。
<ul style="list-style-type: none"> 研修等の具体策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 S 相互に一部研修を受講できようにする等の工夫をする予定 	<ul style="list-style-type: none"> 審査官の任用資格に係る継続教育訓練の場で3 S についての講義を実施。 ただし、3 S に関する研修カリキュラムが定まっておらず、安定的な研修の実施が担保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査官、検査官、査察官の研修において3 S に係る実務や事例についての講義実施を検討。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の

インターフェースに係る実務

令和5年4月制定
原子力規制部
放射線防護グループ

1. はじめに

原子力規制委員会¹での議論を踏まえ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に関して、原子力規制庁の担当部局間の連携を深めるため、事業者から許認可申請がなされた場合及び検査等を行う際の実務を示す。

なお、これまで実務の方針を示してきた「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務」(平成30年4月 原子力規制部・放射線防護グループ)は、以後用いない。

2. 審査等における実務

(1) 対象とする申請等

原子力施設において新たな設備の設置、既存設備の改造、運用面の変更等を伴うものとして、以下の申請等を相互の情報共有の対象とする。なお、保障措置に係る計量管理規定の認可申請については、原子力安全及び核セキュリティに抵触するおそれが高いことから、定常的な情報共有としては対象外とする。

(原子力安全に係る申請等)

- 設置（変更）許可申請（事業変更許可、届出及び承認申請も含む。）
- 設計及び工事の計画（変更）認可申請（届出も含む。）
- 保安規定（変更）認可申請
- 廃止措置計画（変更）認可申請（届出も含む。）
- 特定原子力施設に係る実施計画（変更）認可申請

(核セキュリティに係る申請等)

- 核物質防護規定（変更）認可申請

¹ 平成30年度第5回原子力規制委員会（平成30年4月25日）及び平成30年度第27回原子力規制委員会（平成30年9月5日）

(2) 情報共有と相互の連携の取組

原子力規制部、核セキュリティ部門及び保障措置室は、別表の相互影響の事例を踏まえつつ、以下のとおり取り組むこととする。

① 安全に係る申請等がなされた場合の取組

原子力規制部の当該申請等を受理した部門は、原子力安全に係る申請等（補正を含む。）があった場合、当該申請等の事業者が核セキュリティ側の対策及び保障措置の実施に影響を与えないよう対応した内容^{※1}を聴取の上、申請概要等とともに核セキュリティ部門及び保障措置室に共有し、必要な連携を図る。

核セキュリティ部門は、原子力規制部から共有を受けた事業者の対応内容を確認し、核物質防護規定変更認可申請が併せて必要な場合は相互に連携して審査を進めるなど、必要な対応を行う。【連携策 R1】

保障措置室は、原子力規制部から共有を受けた事業者の対応内容を確認し、懸念事項があれば共有するなど必要な対応を行う。【連携策 R2】

② 核セキュリティに係る申請等がなされた場合の取組

核セキュリティ部門は、核セキュリティに係る申請等（補正を含む。）があった場合、当該申請等の事業者が安全側の対策及び保障措置の実施に影響を与えないよう対応した内容^{※2}を聴取の上、申請概要等とともに原子力規制部、関連する原子力規制事務所及び保障措置室に共有し、必要な連携を図る。

原子力規制部は、核セキュリティ部門から共有を受けた事業者の対応内容を確認し、設計及び工事の計画の認可申請、保安規定変更認可申請等が併せて必要な場合は相互に連携して審査を進めるなど、必要な対応を行う。原子力規制事務所においては、事業者の核セキュリティ対策検討時等の影響評価の実施状況を把握し、疑義がある場合には、原子力規制部及び核セキュリティ部門で調整するよう依頼する。【連携策 R3】

保障措置室は、共有を受けた事業者の対応内容を確認し、懸念事項があれば共有するなど必要な対応を行う。【連携策 R4】

※1 事業者は、法令遵守として核セキュリティ及び保障措置にも配慮して各要求を満足するよう施設を管理する必要があり、評価項目等については例えば以下のようなものが考えられる。

【核セキュリティへの影響】

防護対象の追加等の有無

侵入防止対策に係る性能への影響 等

【保障措置への影響】

監視装置の視野障害等（工事中の仮設物による影響を含む。）

封印への接触等での損傷防止への配慮

保障措置に関連する設計情報の変更の有無 等

※2 事業者は、核セキュリティ対策か否かにかかわらず、施設内の状況の変更等に対して安全上の影響がないよう施設を維持することとされている。評価項目等については例えば以下のようなものが考えられる。

【地震対策への影響】

荷重増加、波及影響（PP/SG 機器の転倒、落下等による安全機器への影響）

【自然現象（地震除く。）対策への影響】

竜巻防護等で機能を兼用する場合等での設計プロセスの整合、波及影響

【火災・溢水対策への影響】

区画、溢水流路等の設定への影響、可燃物管理との整合

【電源確保への影響】

非常用電源の容量設定への影響

【避難通路、重大事故等対処のアクセスルートへの影響】

ルート設定への影響、緊急時の措置に当たっての所要時間への影響

【設計、工事、保全等における影響】

上記の他、原子力安全に係る許認可が必要な場合のプロセスの整合、工事、保全等における安全確保への配慮

3. 検査等における実務

(1) 原子力安全に係る検査等における情報共有と相互の連携の取組

原子力安全に係る検査官の検査等において他の措置に関し気付き事項があった場合や大きな工程変更等があった場合には、別表の相互影響の事例を踏まえつつ、核セキュリティ部門又は保障措置室にその内容を連絡するとともに、必要に応じて事業者の担当部署にも伝達する。【連携策 I1】

(2) 核セキュリティに係る検査等における情報共有と相互の連携の取組

核セキュリティに係る検査官において他の措置に関し気付き事項があった場合には、別表の相互影響の事例を踏まえつつ、必要に応じて保障措置室、原子力規制部及び関連する原子力規制事務所に情報共有等を行う。【連携策

12】

(3) 保障措置に係る対応における情報共有と相互の連携の取組

保障措置室は、保障措置機器の更新、新設等の工事が必要な場合、IAEAから機器の仕様、設置場所等の情報を入手して事業者に伝えるとともに、事業者から当該工事に係る設計要件の提示を受け、IAEAとの協議等を必要に応じて実施する。また、当該設計要件への適合性に関する事業者の評価内容について、別表の相互影響の事例を踏まえつつ、必要に応じて原子力規制部、関連する原子力規制事務所及び核セキュリティ部門に共有する。

原子力規制部は、保障措置室から共有を受けた事業者の評価内容を確認し、設計及び工事の計画の認可申請等が併せて必要な場合は相互に連携して審査を進めるなど、必要な対応を行う。原子力規制事務所においては、事業者の評価内容を把握し、疑義がある場合には、原子力規制部、保障措置室等で調整するよう依頼する。【連携策 13】

核セキュリティ部門は、保障措置室から共有を受けた事業者の評価内容を確認し、核物質防護規定変更認可申請が併せて必要な場合は相互に連携して審査を進めるなど、必要な対応を行う。【連携策 14】

また、保障措置室は、IAEAの査察官の立入りや写真撮影が行われる際は、IAEAの査察官に対し機密情報となる理由等をあらかじめ説明するなど、情報管理に理解を得つつ、運用改善が必要な事項があれば、核セキュリティ部門及び原子力規制部と協議する。その際、国内法の適用が困難な国外の者や国内第三者への情報開示に問題がないか、保障措置の観点での必要性を踏まえつつ検討し、秘密情報管理要領第12条に基づく事後の管理方法も含めて組織として判断する。【連携策 15】

保障措置に係る検査官において他の措置に関し気付き事項があった場合には、別表の相互影響の事例を踏まえつつ、必要に応じて核セキュリティ部門、原子力規制部及び関連する原子力規制事務所に情報共有等を行う。【連携策 16】

4. 連携に当たっての留意事項等

(1) 懸念事項への対応

相互の連携に取り組むに当たって、原子力安全、核セキュリティ又は保障措置に関して懸念される事項がある場合には、必要に応じて関係者同席の下での事業者面談や、IAEAとの協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除し、それぞれの目的が達成されるよう取り組む。

(2) 相互理解の醸成

相互の連携を円滑に実施するためには、関係者それぞれが原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の目的や取組事項を把握していることが重要であり、資格継続研修において連携に係る講義を含めるものとするほか、それぞれの研修カリキュラムを適宜受講するなどに取り組む。

(3) 連携に係る環境の整備及び継続的改善

相互の連携を円滑に実施するための環境の整備（本文書の改定検討や以下の打合せ等の設定を含む。）は、原子力規制企画課にて行う。継続的改善のため、四半期の頻度で原子力規制部、核セキュリティ部門及び保障措置室にて打合せを設定し、運用状況について認識共有を図るとともに、連携に係る意見交換を行う。検査官会議等のそれぞれの会議体にも適宜参加し、認識共有に努める。事業者との意見交換も適宜検討する。

本文書は、各部局においてマネジメント文書として位置づけ、確実に運用するものとする。

別表：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置での相互影響の事例

	影響を与え得る対策		想定される影響	関連する連携策
原子力安全に影響を与える事例	核セキュリティ対策	中央制御室への侵入防止対策（扉の取替工事等）	制御室の居住性（インリーク、遮蔽等）に係る性能に影響を及ぼし得る。	連携策 R3 連携策 I2
		防護壁等の障壁の設置、改造等	重大事故等対処におけるアクセスルートの確保、対処所要時間等に影響を及ぼし得る。	
		防護措置用の電源車の燃料タンクの設置、改造等	周辺の機器等への火災影響を及ぼし得る。	
	保障措置対策	保障措置機器の設置、改造等	周辺の機器等への火災影響や落下等による波及影響を及ぼし得る。	連携策 I3 連携策 I5 連携策 I6
		IAEA への申告、査察官の立入り、写真撮影等	例外的に特定重大事故等対処施設等に係る情報にアクセスし得る。	
	核セキュリティに影響を与える事例	原子力安全対策	施設の改造等での防護対象の追加等	新たな防護設備の設置が必要となるなど核セキュリティ対策に影響を及ぼし得る。
周辺防護区域外で森林伐採等による防火帯の設置等			地形変更等で侵入防止対策に係る性能に影響を及ぼし得る。	
保障措置対策		IAEA への申告、査察官の立入り、写真撮影等	例外的に核物質防護に係る情報にアクセスし得る。	連携策 I4 連携策 I5 連携策 I6

保 障 措 置 に 影 響 を 与 え る 事 例	原 子 力 安 全 対 策	機 器 等 の 保 守 、 工 事 等 で の 足 場 設 置 等	監 視 装 置 の 視 野 障 害 等 （ 照 明 の 照 度 不 足 含 む 。）、 封 印 へ の 接 触 等 で の 損 傷 で 保 障 措 置 活 動 の 妨 げ と な る お そ れ が あ る。	連 携 策 R2 連 携 策 I1
		施 設 の 改 造 等 で の 核 燃 料 物 質 等 の 所 在 変 更 等	新 た な 監 視 装 置 の 設 置 が 必 要 と な る な ど 保 障 措 置 活 動 に 影 響 が 出 る お そ れ が あ る。	
		高 線 量 等 で の 立 入 禁 止 区 域 の 設 定 等	査 察 官 の 立 入 り が で き ず 、 保 障 措 置 上 の 疑 義 を 持 た れ る お そ れ が あ る。	
		工 事 、 運 転 等 の 計 画 変 更 等	査 察 官 の 配 置 計 画 変 更 等 で 保 障 措 置 活 動 に 影 響 が 出 る お そ れ が あ る。	
	核 セ キ ュ リ テ ィ 対 策	査 察 活 動 と し て 撮 影 し た 写 真 の 持 ち 出 し 時 等 の 機 密 情 報 管 理	確 認 に 時 間 を 要 し て 改 ざ ん の 疑 義 を 持 た れ る 、 持 ち 出 し 不 可 と な る な ど で 保 障 措 置 活 動 の 妨 げ と な る お そ れ が あ る。	連 携 策 R4 連 携 策 I2 連 携 策 I5

日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書について

平成 28 年 4 月 25 日
原子力規制庁

1. 経緯

平成 28 年 4 月 22 日（日本時間 4 月 23 日）、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。本報告書及び IRRS において明らかになった課題への対応について報告する。

（参考：これまでの経緯）

- 平成 25 年 12 月 IRRS 受入れを表明。
- 平成 26 年 5 月 自己評価手法に関する IAEA ワークショップ開催の後、自己評価を開始。
- 平成 27 年 10 月 自己評価の中で抽出された課題とこれらの課題に対する改善措置計画を含む自己評価書を取りまとめ。
- 平成 28 年 1 月 IRRS ミッションの受け入れ。

2. IRRS 報告書（別添 1、別添 2）の概要

○IRRS ミッションの目的は原子力及び放射線安全に関する日本国内の規制の枠組みに対するピアレビューを実施することである。IRRS チームは日本の規制の枠組みを IAEA 安全基準と照らしてレビューを行った。今回のミッションには規制活動の視察とともに、原子力規制委員会の委員、原子力規制庁の職員、規制機関や被規制機関等との議論を行った。

○IRRS チームは、原子力及び放射線安全についての法的枠組み、政府及び規制機関の枠組みに関する近年行われた改正について、2 点の良好事例を示した。

- 日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した。
- 原子力規制委員会は、自然災害対応、重大事故対策、緊急事態に対する準備、及び既存施設へのバックフィットの分野において東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた。

強化された規制の枠組みは、例えば原子炉の再稼働に向けた設備の申請をレビューする際に、厳密かつ透明性の高い形で適用されている。原子力規制委員会が実施してきた取組は、原子力及び放射線安全への規制監視に対する一般公衆からの信頼回復に貢献している。

○IRRS チームは、日本政府と原子力規制委員会が原子力及び放射線安全を強化する新しい規制の枠組みを実施するための取り組みを継続すべきであると強調する。IRRS チームは、日本政府及び／又は原子力規制委員会に対し、日本の枠組みがIAEA安全基準に継続的に整合するような改善をする必要がある又は望ましいという13の勧告及び13の提言を行った。

(勧告・提言)

- 有能で経験豊富な職員を惹きつけ、かつ教育、訓練、研究、及び国際協力の強化を通じて、原子力及び放射線安全に関する能力を構築させること
- 原子力規制委員会が検査の実効性を向上させることが可能となるように、関連法令を改正すること
- 高いレベルの安全を達成するため、問いかける姿勢を養うなど、安全文化の向上を継続し強化すること。これは原子力規制委員会及び被規制者に対しても等しく適用される。
- 原子力及び放射線安全において、他の規制機関と協調しかつ実効性のある規制監督活動を実施するため、他の規制機関と規制情報の交換を行うための実効的な協力プロセスを策定し実施すること
- 原子力規制委員会が所管業務を実施するために必要となるすべての規制及び支援プロセスについて、統合マネジメントシステムを作成、文書化し、完遂すること
- 放射線防護対策の実施の監督により重点を置くこと
- 放射線源の緊急事態に対する準備と対応について要件とガイダンスを策定すること
- 施設のすべての段階にわたって廃止措置を考慮することの要求化、サイトの解放と許認可取得者の責務の終了に関する基準を設定すること 等

3. IRRS において明らかになった課題への対応について (別紙1、別紙2)

IRRS において明らかになった課題のうち、「特別の体制 (プロジェクトチーム等) を設けて対応する案件」については、4月1日に設置した制度改正審議室にて今年度の対応方針案を作成したので、報告する。また、IRRS 報告書の内容を踏まえて、3月16日に報告した「IRRS において明らかになった課題への対応方針」を再度検討し、内容を一部更新したので、併せて報告する。

IRRS において明らかになった課題への対応について

平成 28 年 4 月 25 日

原子力規制庁

No.	IRRSにおいて明らかになった課題	課題に対する本年度の対応	実施体制	関連の勧告・提言・自己評価におけるアクションプラン ¹
	人材育成・確保			
1	(安全研究分野の JAEA との協力強化) JAEA (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構) における安全研究の強化、人材育成の観点から原子力規制庁と JAEA の研究分野の協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● JAEA 安全研究センターとの定期的な情報交換会を継続。原子力規制庁から JAEA への人材派遣について拡張・強化し、相互の人材交流の枠組みを年内に強化。 ● IAEA (国際原子力機関)、OECD/NEA (経済協力開発機構原子力機関) 等の国際共同研究プロジェクト活動への参画を効率的に行うため連携体制を年内に構築。 	技術基盤課	勧告 5 アクションプラン 4
	マネジメントシステム			
2	(安全文化の構築) 安全文化に関する宣言に基づく、高いレベルの安全文化を維持・向上させるための具体的な取組みの実施 (研修・意識調査等)	<ul style="list-style-type: none"> ● IAEA が作成した安全文化の醸成に関する評価モデルや異業種等に見られる安全文化の醸成に関する意識調査の手法等を参考に、評価・調査モデルを導入 (平成 29 年 4 月目途)。 ● 安全文化の維持・向上のための新たな研修プログラムを構築 (原子力安全人材育成センターと連携)。 ● 委員との意見交換、職員同士による対話活動 (事前にテーマを決めたフォーカスグループの作成等) を実施し、各職員の業務に反映する取組を実施。 	監査・業務改善推進室	提言 4
3	(統合マネジメントシステムの実施) ○規制及び支援業務に関する統合マネジメントシステムの構築、文書化及び実施 ・組織共通のプロセスの構築及び展開 ・マネジメントシステムの有効性の確認 ○上記マネジメントシステムを構築するため、原子力規制委員主導による、複数年にわたる戦略的アプローチの実施 ○マネジメントシステムを体系的に策定し、各業務を統一された様式を用いて策定	<ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステム及びプロセスの体系化・文書化並びに運用実績から抽出されたマネジメントシステムの改善に関する中期的で戦略的なロードマップを作成。ロードマップの進捗状況及びマネジメントシステムの有効性は、継続的に確認・審議。 ● マネジメントシステムの体系化として、マネジメント規程を補完する文書について、原子力規制委員会マネジメント規程で示した要求事項の具体的な実施方法、プロセス体系図、文書体系等を示した文書となるよう作成。 ● プロセスの体系化・文書化として、現在各課において作成中のプロセスを文書化したマニュアルを完成させるとともに、原子力安全に直結するプロセス (コアプロセス) と事務的な管理プロセス (サポートプロセス) に分類した整理を行い、プロセス体系図を作成。 ● マニュアル及びプロセス体系図を基に、横断的に複数の部等及び課等に共通するプロセスを統合化するための計画 (体制、スケジュール) を作成し、実施。各マニュアルについては、フロー図、共通の様式を使用。 ● 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく PDCA サイクルを適切に実施し、継続的に改善。 	監査・業務改善推進室	勧告 6 提言 5 提言 6
4	(年度業務計画策定するための関係者からの情報収集の強化) 組織内の資源を効率的かつ効果的に活用する観点から、将来の業務需要を把握するための外部の利害関係者等からの情報収集を強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年度上期に、年度業務計画を策定するために必要な外部の利害関係者等から得るべき情報 (事業者からの許認可申請及び検査申請予定、学協会から民間規格のエンドース希望予定等) について特定。 ● 平成 28 年度下期に、特定した情報の収集を実施し、その情 	監査・業務改善推進室	勧告 4

¹ 平成 27 年 10 月 28 日 第 37 回原子力規制委員会 資料 2-3 原子力安全のための規制基盤に係る自己評価所要約 (SARIS Summary Report) 参照

		<p>報を次年度業務計画に反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の内部監査で確認することにより、一層適切な計画策定に向けた強化。 		
規制制度				
5	(規制に係る審査結果等の許認可取得者への連絡) 規制に係る審査や評価の結果、さらなる規制当局としての期待、現行の課題を、許認可取得者に連絡するためのメカニズムの実効性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力規制委員会内規「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」における文書による行政の徹底を推進するとともに、新規制基準適合性審査の審査結果やヒアリングでの指摘事項のウェブサイトでの公開を引き続き実施。なお、現状から向上すべき点等につき、許認可取得者に確認。 	原子力規制 企画課	提言 3
6	(原子力安全とセキュリティのインターフェース) 原子力安全とセキュリティに対する規制がより一層統合された形で行われるような仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の先進的な取組を把握するため、IAEAや米国、スイス等の取組について調査。 ● 海外の先進的な取組を参考にしつつ、原子力安全と核セキュリティの調和に係る実務が適切に行われるよう、被規制者の申請が他方の措置に干渉するかどうかについて被規制者が十分に評価することや、審査・検査における確認の仕組み作り等の取組を実施。また、原子力規制庁の核物質防護情報取扱者等を指定する制度の整備（平成28年度末目途）。 	総務課 (副担当) 核セキュリティ・核物質防護室 原子力規制 企画課	提言 1 3
7	(設置許可段階における品質保証) 原子力施設の事業許可等申請段階における品質保証の要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置許可段階における申請者の品質保証の確保に係る審査の方法について検討。 	原子力規制 企画課	アクション プラン 6
8	(一部設備の解体工事に対する規制) 原子力施設の一部設備を解体・撤去する作業等であって、周辺監視区域の外側での線量限度を超えるおそれのあるものを規制対象とすること	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電所敷地内で設備の解体・撤去等の工事に係る放射線管理について、事業者に対して状況を確認し、必要に応じて対象工事の明確化及び審査基準の策定を検討。 	原子力規制 企画課	アクション プラン 8
9	(運転期間にわたる廃止措置の考慮) 原子力及び放射線関連施設の廃止措置を運転期間中でも考慮することを規制要求すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性向上評価のガイドの改正において、運転段階からの廃止措置計画の策定及びその改定を盛り込む検討を早急を開始。 	原子力規制 企画課	勧告 8
1 0	(高経年化に関する認可等に係る手続き) 高経年化に関する既存の3つの手続き(高経年化技術評価、安全性の向上のための評価、運転期間延長)の関係の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転期間延長認可申請で規制が要求している、劣化状況に関する技術的評価及び保守管理方針策定については、40年目の高経年化対策制度においても同様に要求している事項であることから、運転期間延長認可申請したプラントにあつては、当該申請の添付資料を40年目の高経年化対策制度にも活用できるように、申請手続きの簡素化を検討。 	原子力規制 企画課	提言 7
1 1	(運転経験反映のための措置) ○現行の運転経験反映プロセスの再評価 ・安全上重要な事象が十分に報告されるような基準となっていること ・得られた教訓(長期停止後の運転再開時の教訓を含む)が、事業者により確実に考慮され、適時適切な対策が講じられていること	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来、不明確であった国内情報、研究炉等の情報収集の基準及びルートを明確化。 なお、本整理においては、安全上重要な事象が抜けることのないよう網羅性のある情報収集手法についても検討。 ● 原子力規制庁で検討された教訓については、JANSI(一般社団法人原子力安全推進協会)との間の連絡会を通じて事業者へ提供。 	原子力規制 企画課	提言 8
ガイド等の策定及び見直し				
1 2	(定期的な規制要件及びガイドの見直し) 規制やガイドを定期的に評価し見直す体系的なプロセスの構築とその文書化	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準規則、規則の解釈及びガイド等について、適宜、評価・見直しを行う際の基本方針、スクリーニング手法、プライオリティ付け及び体制を明確化した文書を作成し、順次、見直しを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旧組織(旧原子力安全・保安院、旧原子力安全委員会)からの指針、内部規定類の見直し計画の策定及び見直し ➢ 学協会規格の活用の方、学協会規格の見直し計画の策定及び見直し ➢ IAEA、OECD/NEA等の国際知見を反映するためのプロセスの策定 	技術基盤課 (副担当) 原子力規制 企画課 放射線対 策・保障措置 室	勧告 1 1
1 3	(定期的な規制要件及びガイドの見直し) 原子力施設に係る審査ガイドの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の原子力施設に係る審査ガイドの充実を図る。 (基準を補完するガイド) 	【基準の補 完ガイド】	勧告 1 1 アクション

		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成28年6月を目途に原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価ガイドの策定 ▶ 平成28年9月を目途に維持規格の技術評価及び規則の解釈への反映 (審査手順を示すガイド) ▶ これまで新規規制基準適合性審査の進め方については、体制、審査の進め方等の文書を個別に制定し業務を実施してきたが、個別の業務文書を統合し、業務マニュアルを策定。 	技術基盤課 【審査手順のガイド】 原子力規制企画課	プラン9
14	(人的組織的要因の考慮) 人的及び組織的要因を設計段階で体系的に考慮することの要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のガイドを策定する中で、設計段階での人的及び組織的要因を考慮することを要求事項に盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人的組織的要因を考慮した原子炉制御室に関するガイドの策定 ▶ 根本原因分析評価ガイドの策定 ▶ 安全文化醸成活動評価ガイドの策定 	技術基盤課	提言9
15	(設計段階における廃止措置の考慮) 廃止措置や放射性廃棄物発生量の最小化を設計段階で考慮することの要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃止措置や廃棄物発生量の最小化を考慮した設計に関して、国内外の最新状況を調査し、新設炉の動向も踏まえ、平成29年以降に規制基準の変更を実施。 	技術基盤課	アクションプラン14
16	(安全性向上に関するガイド) 安全性向上に関するガイドの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の事業許可等において前提としたサイト特性すべての再評価の実施(現状では地震・津波のみを評価の対象) ・原子力施設のサイト外への潜在的影響評価のために必要となる十分な範囲のサイト特性の調査、それを踏まえた、サイト外に対するリスク評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性向上評価のガイドの改正において、 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 設置許可において評価対象とした原子力施設のリスクに影響を与えるサイト特性の再評価 ▶ 運転段階からの廃止措置計画の策定及びその改定を盛り込む検討を早急に開始。 ● 原子炉等施設による敷地境界外へのリスクの評価手法の一つとして、レベル3確率論的リスク評価(PRA)を活用したリスク評価の導入に向けた検討を開始。 	原子力規制企画課	勧告11 アクションプラン11 アクションプラン12
17	(サイト解放要件) 廃止措置後のサイト解放の基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● IAEA及び諸外国のサイト解放基準に係る要求事項を考慮し、サイト解放に係る基準案を年内に策定。 	【基準】 技術基盤課 【確認方法】 安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)付	勧告8
18	(浅地中処分に関する廃棄体等に対する要求) 浅地中処分に関する廃棄物埋設施設、廃棄体の規制基準の性能規定化	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二種廃棄物埋設のピット処分について、廃棄物埋設施設及び廃棄体の規制基準の機能要求、性能要求及び現在の仕様規定の関係を整理し、性能規定化した規制基準をとりまとめ。 	技術基盤課	アクションプラン15
19	(廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備) 廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉内等廃棄物の埋設に係る規制について、中深度処分に関する規制基準等の考え方の取りまとめに向け、関係省庁との調整を行うとともに、公衆に対する意見募集を実施。 ● 中深度処分に係る事業者に対する規制の枠内に留まらない事項に係る制度(処分制度)に影響されない要求事項について、規制基準への反映に係る骨子の策定に向けた検討を実施。 	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)付	アクションプラン17
20	(研究所等廃棄物に関する規制基準の整備) 研究施設等から発生する放射性廃棄物の埋設処分に係る基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究施設等から発生する廃棄物及びウラン加工施設から発生する廃棄物の発生状況、性状等の調査及び中深度処分等の第二種廃棄物埋設における安全確保の考え方を考慮した研究施設等廃棄物の埋設に当たっての安全確保の考え方、廃棄体確認方法に関する基本的考え方をとりまとめ。 	【核廃棄物】 技術基盤課 【RI廃棄物】 放射線対策・保障措置課	アクションプラン17
21	(廃棄物埋設の覆土等に関する基準) 廃棄物埋設施設の覆土時の廃棄物埋設施設確認に係る基準及び閉鎖後のモニタリングとサーベイランスに関する保安規定の審査基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 浅地中処分の廃棄物埋設施設の覆土時の廃棄物埋設施設確認に係る基準及び閉鎖後のモニタリングとサーベイランスに関する保安規定の変更に際する審査基準について、諸外国の先事例等を調査し、追加すべき要件等を抽出。 	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)付	アクションプラン16

2 2	(眼の水晶体の線量限度) 職業被ばくに関する眼の水晶体の線量限度について、 I A E A 安全基準を踏まえて対応	【RI 法 ² ・炉規法 ³ 】 ● 放射線障害防止に係る最新の知見（眼の水晶体の等価線量限度等）の収集・整理に係る検討組織の構築を行い、必要な検討を実施。 ● 平成 2 8 年度内に最新の I A E A 安全基準を踏まえた眼の水晶体の線量限度への対応について考え方をとりまとめ。	【R I 法 ² 】 放射線対策・保障措置課 【炉規法 ³ 】 原子力規制企画課	アクション プラン 1 9
原子力施設の緊急事態に対する準備と対応				
2 3	(原子力施設に関する E P R ⁴ の改善) ○ 実用発電用原子炉以外の原子力施設に対する E A L ⁵ の策定 ○ 原子力施設の E A L ⁵ を直ちに判断するためのガイダンスの策定 ○ 事業者が、E P R ⁴ 準備段階に防災計画対象範囲の公衆に情報提供を行っていることの確認	● 年内に実用発電用原子炉以外の原子力施設に関する E A L ⁵ 、E A L ⁵ 判断の基準の案を策定し、原災指針等に反映。 ● 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」を改正し、情報提供すべき内容を記載するとともに情報提供を実施していることを確認。	【原子力施設】 原子力災害対策・核物質防護課	勧告 1 3 アクション プラン 2 0 アクション プラン 2 2
2 4	(類似の業務を担う緊急作業員に対する一貫性のある要件の適用) 平成 2 8 年 4 月から実施される原子力施設の緊急時作業員の線量限度引き上げ等の制度改正に当たり、類似の業務を担う緊急作業員に対して一貫性のある要件を適用	● 平成 2 8 年度の保安検査で、緊急作業に係る規則改正への各許認可取得者の対応について確認。 ● 緊急時における許認可取得者（特に発電用原子炉設置者）と類似の業務を担う緊急作業員との連携について確認。	原子力規制 企画課	提言 1 2 アクション プラン 2 1
放射線源規制・放射線防護				
2 5	(登録検査機関が実施した検査結果の許認可手続きへの反映) R I 法 ² に基づき登録検査機関が実施した検査結果を規制機関が審査した後に許認可を出すように修正	● 登録検査機関が施設検査を実施した後、放射線規制室に検査結果を報告し、原子力規制庁が当該結果を確認した後に事業者が使用を開始する流れとなるよう、仕組みを構築（平成 2 8 年度内目途）。	放射線対策・保障措置課	勧告 7
2 6	(検査に関する関係機関との協力と登録検査機関に対する監督強化) 原子力又は放射線安全に影響する分野で検査を実施する他の規制機関との情報交換や協力の実施及び R I 法 ² に基づき検査を行っている登録検査機関の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるための監督の強化	● 放射線障害防止法第 4 3 条の 3 の規定に基づく登録認証機関等への立入検査を実施する体制を構築し、平成 2 8 年度より実施。 ● 適時・適切に登録認証機関等と活動状況に係る情報の共有を図り、監督を行う体制の構築について必要な調整等を実施。 ● 関係省庁（厚労省、国交省等）との間で、検査を通して得られた知見等を共有し、検査で確認する内容、要求するレベル等の合意を得る場を開催できるよう必要な調整等を実施。	放射線対策・保障措置課	提言 1
2 7	(放射線源に関するガイドの充実) R I 法 ² に基づく規則及びガイドを定期的に評価・見直すためのプロセス、また、新たな必要性が生じた場合のプロセスの改善及び文書化並びに必要なに応じて、規則のガイド文書による補完	● R I 法 ² に基づく規制手続きに係る文書（審査、検査、R I セキュリティ等ガイドライン）を作成し、原子力規制委員会のマネジメントシステムの中に位置づけ、定期的な更新を実施。 ● 過去の放射線規制室からの事務連絡等を統合した文書を作成し、事業者にも有用なものはウェブサイト等において公表する。また、当該文書を原子力規制委員会のマネジメントシステムの中に位置づけ、定期的な更新を実施。	放射線対策・保障措置課	勧告 1 1
2 8	(放射線防護に関する取組の強化) 放医研と連携した安全研究強化	● 放射線防護に係る安全研究の推進について、平成 2 9 年度概算要求を通じて取組を強化。	放射線対策・保障措置課	勧告 3

² RI 法：「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の略称

³ 炉規法：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の略称

⁴ EPR：Emergency Preparedness and Response 緊急時に対する準備と対応

⁵ EAL：Emergency Action Level 緊急時活動レベル

検査・執行				
29	<p>○法令改正による検査制度の改善及び簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ詳細に決められたものではなく、実績に基づき、リスク情報を活用し、柔軟性を増すこと ・検査官がフリーアクセスできる公式な権限の付与 ・対応型検査の実施を現場に近いレベルで決定できること <p>○検査に関する関連規制機関との連携（共同検査に関する連絡等）</p> <p>○不適合に対する罰則等の程度を決めるための執行の方針、安全上重大な事象が差し迫っている場合に是正措置が迅速に決定できる手続の策定</p> <p>○検査官に対する研修及び再研修の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部有識者を含む検査制度の見直しに関する検討チームにおいて、IRRS の指摘事項、海外の規制機関の事例、事業者の意見を踏まえつつ、秋頃までを目途に、検査の方法や、検査で確認された問題に対する是正措置の執行手続きなどについて、詳細な制度設計案を作成する。 ● 上記検討を踏まえ、次期通常国会での提出を目標に、法改正案を作成する（施行は3年後とし、それまでに人材確保・育成や詳細な規則の整備などを行いたい）。 ● 併せて、新たな検査を行うための検査部門の体制強化や人材確保に資する適切な処遇の確保、新たな検査を行う力量を有する検査官を育てるための研修体制の整備に向けて、予算や機構定員の要求、新たな制度・仕組みの検討を行う。 ● 同時並行的に、米国NRCとの調整が整い次第、米国に規制庁職員を5名程度派遣し、米国の検査制度や検査実務を学ばせる。 	制度改正審議室	<p>提言1</p> <p>勧告9</p> <p>提言10</p> <p>勧告10</p>
放射線源規制・放射線防護				
30	<p>○放射線安全について責任を負っている政府内規制当局間での規制活動の調和と協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調和された効果的な規制監視 ・規制の調和 ・情報交換枠組の構築 <p>○以下を含む放射線防護に関する取組の強化、そのための一層の資源の割当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護に関する規制 ・国際基準策定への参画 <p>○放射線源に関する緊急対応時の準備と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応時の準備と対応の要件等の策定 ・原子力規制委員会としての対応計画策定 <p>○IAEA安全基準における最新知見の取入れ</p> <p>○廃止措置への対応</p> <p>○職業被ばくや公衆被ばく、環境モニタリングに関するサービス提供者に対する許認可制度のための要件の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● IRRS の指摘事項等を踏まえつつ、秋頃までを目途に、RI等取扱事業者への規制要求（緊急時対応体制の整備、盗取防止措置（セキュリティ）、安全文化・品質保証等）について、詳細な制度設計案を作成する。 ● 上記検討を踏まえ、次期通常国会での提出を目標に、法改正案を作成する（施行は3年後とし、それまでに人材確保・育成や詳細な規則の整備などを行いたい）。 ● 検査体制の充実強化に向けて、新たな検査を行う力量を有する検査官を育てるための研修体制の整備、機構定員の要求等の検討を行う。 ● IRRS の指摘事項等を踏まえつつ、秋頃までを目途に、放射線防護における最新の知見の取り入れのための体制等について検討する。 ● 国内外の動向を踏まえ、職業被ばく等のモニタリングの品質保証向上の仕組みについて検討する。 	制度改正審議室	<p>勧告1</p> <p>勧告2</p> <p>勧告3</p> <p>勧告8</p> <p>勧告12</p> <p>提言11</p>
人材育成・確保				
31	<p>○人材育成に関する行動計画の策定及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課された責任を果たすための能力及び経験のある職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの人材育成の取組やIRRS の指摘事項を踏まえ、平成26年に定めた「職員の人材育成に係る施策の進め方」のフォローを行い、必要な事項に関しては見直しを行う。具体的には、特に以下の事項について取り組みを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力評価、業績評価に係る人事評価プロセスの実施を継続する。 ・行政職技術系職員について、可能な限り安全審査や原子力規制事務所での勤務を経験させる等、本人の適性或業務状況等を踏まえ、適時に職務ローテーションを行い、幅広い原子力規制業務を経験させる。 	制度改正審議室	<p>勧告5</p> <p>提言2</p> <p>勧告4</p> <p>勧告3</p> <p>提言10</p> <p>提言9</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・職場としての魅力を改善すること等により、新規採用確保、技術専門家維持の戦略策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の原子力関係機関・大学への派遣や留学等、外部との人事交流を継続的に実施し、人材育成環境の充実を進めるとともに、新たな人事交流先の積極的な開拓を進める。 ・検査官に対する力量の試行運用を踏まえ、保安検査官や施設検査官に係る研修体系の整備を年度末までに行う。また、OJTについては各課でOJTを計画的に実施するための仕組みを整備し、原課におけるOJT制度の整備を進めるための指針となるOJTガイドを整備する。 ● 原子力規制委員会が行った許認可等の行政処分に対するものをはじめ、原子力規制委員会が当事者となる訴訟や異議申し立てが相次いで提起されている状況に的確に対応するため、法務を担当する組織・体制の強化を行う。 ● 人事院主催の説明会や個別大学での業務説明会、民間主催の業務説明会等へ継続的に参加し、学生に原子力規制庁の実態や業務の魅力を発信する。併せて、原子力規制庁の情報を民間の就職・求人情報サイトへ掲載する等、各種就職情報発信事業を積極的に活用する。 ● 原子力に関する専門知識を持った学生が原子力規制庁を就職先として積極的に選択できるよう、原子力規制庁独自の原子力工学系職員採用試験を継続して実施する。 ● 技術専門家の維持のため、人材確保に資する適切な処遇の確保に向けて、新たな制度・仕組みの検討を行う。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制及び人的資源活用状況の評価 ・人的資源活用状況の把握 ・現行組織体制の効率性及び効果の評価 		<ul style="list-style-type: none"> ● 各職員及び各課等の主要な業務量の把握を平成28年度より開始する。その結果を、適宜、組織としての人的資源の配置状況の確認及び人的資源の適切な配分等に活用する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○強化が必要な分野 ・放射線防護分野の抜本的拡充 		<ul style="list-style-type: none"> ● RI規制の取組強化など今後の放射線防護に係る政策の取組みを踏まえて検討する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・検査官の研修の充実化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 検査官等に共通して必要な知識を整理し、能力向上に向けた研修を整備するための検討を行う。また、検査官等の資格発令後、受講すべき研修やOJT等を検討し、修了時に能力の習得状況を確認するプログラムを整備する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・人的組織的要因に関する専門家の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内における人的組織的要因等に関する専門家の資源の活用・育成のほか、職員の新卒採用と併せて中途採用を継続的に実施し、関係する優れた人材を確保する。 		

分野	R：勧告 S：提言 GP：良好事例	勧告、提言、又は良好事例
		<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き
	S12	<p>提言：政府は関連当局が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。</p>
11. 追加的事項		
12.安全とセーフティのインターフェース	S13	<p>提言：原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。</p>

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた 検討について

平成30年4月25日
原子力規制庁

1. はじめに

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれ別個に存在するものではなく、相互に依存し干渉する可能性がある。原子炉等規制法においては、これらに係る要求は相互に関連性を持って規定されていないが、これらに係る規制を一元的に所管する原子力規制委員会においては、原子力安全文化に関する宣言及び核セキュリティ文化に関する行動指針において原子力安全と核セキュリティの調和を明記するなど、これらの調和に努めてきた。

今般、IRRSにおいて明らかになった課題¹を踏まえ、本年4月から本庁職員の信頼性確認制度が開始されること、また、本年10月からは新検査制度の試運用が開始されることを踏まえ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和をより高いレベルで実現することを目指し、改めて課題等を整理し、対応の方向性について検討することとしたい。

2. 現状

検討にあたり、ここでは、(1)本庁を中心に実施される審査の側面、(2)現場を中心に実施される検査の側面での現状を確認する。

(1) 審査の側面

原子力安全に係る審査は、原子炉設置(変更)許可及び後段の認可に係る審査等によって、また、核セキュリティに係る審査は、核物質防護規定(変更)認可に係る審査によって、それぞれ別の担当部局において実施される。これまで、原子力安全に係る措置と核セキュリティに係る措置との調和を図り、一方の措置が他方の措置へ悪影響を及ぼすことなく、それぞれの措置が有機的に機能するよう、審査に際し担当部局間で情報共有を行うなどの連携を図ってきた。しかしながら、他の措置との干渉が発生する事例も見られる(別紙事例集)。

また、保障措置に係る審査として、事業者自らが国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定めた計量管理規定(変更)認可に関する審査が実施される。そもそも保障措置は、IAEAとの協定の中で原子力安全に適合するような態様で実施することとされているが、保障措置に係る措置と原子力安全及び核セキュリティに係る措置との間で、一方の措置が他方の措置へ悪影響を及ぼさな

¹ 平成28年度第5回原子力規制委員会(平成28年4月25日開催)において、「原子力安全とセキュリティに対する規制がより一層統合された形で行われるような仕組みの構築」がIRRSにおいて明らかになった課題の1つとして決定された(課題No.6)。

いたための審査手順は明確化されておらず、他の措置との干渉が発生する事例も見られる（別紙事例集）。

（２）検査の側面

現行の原子炉等規制法では、原子力安全に係る検査と核セキュリティに係る検査は別の制度とされ、原子力安全に係る検査は各サイトに常駐する検査官（現地検査官）、核セキュリティに係る検査は一部を除き本庁の検査官が対応している。これらの検査は、新検査制度の下では原子力規制検査として一元化され、平成32年4月からの本格施行に向け、本年10月から試運用を予定している。

なお、保障措置に係る検査等は、査察官及び指定された外部機関により実施されており、この体制は新検査制度に影響されない。

3. 調和に向けた対応方針

2. 現状を踏まえ、ここでは、（１）審査の側面、（２）検査の側面、及び審査・検査の両方に関係するものとして（３）横断的事項への対応の側面に整理して、講じるべき対応方針を示す。

（１）審査の側面

- ① 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る要求について、制度上の明確化に係る検討を進める。
- ② 被規制者に対し、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図りつつ原子力施設内に存在する施設・設備を管理する一義的責任は被規制者にあることを改めて認識させ、必要な対応を促す。

（２）検査の側面

- ① 原子力安全、核セキュリティに関する検査について、現地検査官等の所掌の範囲や役割分担等（現地検査官は核セキュリティに係る検査を実施するか、等。）及び現地検査官から本庁への情報共有に関する情報の流れや管理等（情報共有関係は、現地検査官が核セキュリティに係る検査を行わないと整理する場合であっても、日常の巡視の中で検査官が核セキュリティに係る問題に気付いた際の事項として検討。）を明確化する。
- ② 原子力安全に係る事項と核セキュリティに係る事項が含まれる総合的な評価等の運用方法を検討する。
- ③ 原子力規制庁査察官が原子力安全や核セキュリティについて、現地検査官等が保障措置についての問題に気付いた際の情報共有の具体策等を検討する。

(3) 横断的側面

- ① 本庁の担当部局間の連携を深めるため、関係部局間での相互の情報共有の具体策を検討する。
- ② 保障措置とその他の措置との干渉が懸念される場合には、必要な情報を IAEA を含む関係者間で事前に共有するための具体策を検討する。
- ③ 担当業務への相互理解の醸成を図るため、関係する検査官を含めた職員に対する研修等の具体策を検討する。
- ④ 情報の流れや管理等について、特に地方事務所を考慮して整理する。
- ⑤ 信頼性確認制度の運用に際し、核セキュリティ情報（特定核燃料物質の防護に関する秘密）にアクセスできる職員の指定範囲の明確化について検討する。
- ⑥ 必要な規程類及び情報システムを整備する。

4. 今後の進め方

3.(1)②及び3.(3)①については、被規制者への注意喚起、本庁内の関連部局間での連携手順を定める等、早急に具体化を進める。その他の事項については、本年夏頃を目途として、新検査制度の試運用等のスケジュールも念頭に、順次原子力規制委員会に報告する。

なお、(2)①の検討に際しては、諸外国の実態などについても調査を進める。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互干渉の可能性が 発見される等の事例集

○事例（安全と核セキュリティ）

【事例 1－①】

中央制御室の扉の取替工事に係る核物質防護規定変更認可の審査において、当該工事による中央制御室の遮蔽性能、耐震性等への影響が個々に示されていなかった。

庁内関係部局による情報共有が行われなければ、安全への影響が十分に確認されない可能性があった。

【事例 1－②】

重大事故等発生時のアクセスルートに係る審査においては、審査の申請書等に核物質防護に係る具体的な情報が記載されていないため、当該ルート上に防護設備が設置されていないか等、審査において十分な注意が必要となる。

【事例 1－③】

防護措置のため電源車と燃料タンクを設置したところ、使用済燃料冷却用水用熱交換器の近傍に燃料タンクが存在することは火災防護の観点から技術基準の要求事項に抵触する可能性があった。

そのため、電源車等を撤去する等核物質防護規定を変更した。

【事例 1－④】

火災防護対策のため周辺防護区域外の森林を伐採し地面をモルタルで固める措置を実施した。

その結果、このモルタル措置により地面が高くなり、結果的に周辺防護区域境界のフェンスを乗り越えやすい状態となったため追加の防護措置を実施した。

○事例（安全と保障措置）

【事例 2－①】

保障措置機器の保守のため、IAEA 査察官が機器を確認したところ、電池に焼痕があり、公設消防により火災と判断された。仮に延焼に至った場合、施設の安全に影響を及ぼす可能性があった。

IAEA による調達の不備により、非正規品の電池が使用されていた。

【事例 2－②】

新規制基準適合への対応に伴い施設内で実施される耐震補強作業等が監視装置の視野障害等、保障措置活動の妨げとなる事例がある。

○事例（核セキュリティと保障措置）

【事例 3－①】

IAEA が査察活動として施設の写真撮影を行う場合がある。

撮影された写真は、事業者の核物質防護担当部署が核物質防護情報が含まれていないことを確認した上で IAEA に提供されるが、確認に時間を要したために IAEA から写真改ざんの疑義を掛けられる可能性や、防護情報が含まれていることを理由に IAEA に提供できない事例がある。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた 対応状況について

平成30年9月5日
原子力規制庁

1. 背景

原子力安全、核セキュリティ¹及び保障措置（以下「3S」という。）は、相互に依存し干渉する可能性があることから、原子力規制委員会では3Sの調和に努めてきた。この調和をより高いレベルで実現することを念頭に、平成30年度第5回原子力規制委員会で「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について」が議論され、対応方針が決定された。

本資料は、同委員会以降、原子力規制庁が実施してきた内容等を報告し、今後の進め方について指示を仰ぐことを企図するものである。

2. 実施状況報告事項

(1) 被規制者への伝達と状況確認

（課題）被規制者に対し、3Sの調和を図りつつ原子力施設を管理する一義的責任は被規制者にあることを改めて認識させ、必要な対応を促す。

原子力規制庁職員が被規制者と面談を行い、被規制者に対し、3Sのそれぞれに係る基準を満たすことはもとより、相互の悪影響を可能な限り排除し、適切な措置を講じるよう求めるとともに、被規制者より、3Sの調和に係る体制、実施状況等を聴取した。面談は、全ての許可・指定事業者のうち核物質防護規定を定めることとされている27社に対して実施した。

①比較的規模の大きい被規制者（発電用原子炉、再処理、加工等の被規制者）

社内規程等により3S相互の悪影響を設計段階で排除すべく、担当部署間で確認を行う等の手続が定められているとの説明がなされた。なお、そのような手続に付議するか否かの判断が、原子力安全（以下「安全」という。）の設計担当部署のみに委ねられる等、対応の漏れを防ぐため一層の取組が望ましい場合も見られたが、被規制者自身もその点を認識し、対応を進めていくとの説明がなされた。

②比較的規模の小さい被規制者（大学、使用施設等の被規制者）

少人数の担当者が3Sの複数の措置の担当を兼ねるため、特段の手続等を定めるまでもなく相互の悪影響が排除されうる状況であるとの説明がなされた。

(2) 原子力規制庁内の組織的な体制整備

（課題）職員への研修等の具体策や、信頼性確認制度の指定範囲を検討する。

3Sの関係業務に携わる職員がそれぞれの措置の知識を一定程度有するために、一部研修の相互受講等の工夫を行うこととする。また、核セキュリティに係る情報の保護を理由として、新検査制度のため現地に駐在する原子力検査官（以下「現地検査官」という。）の活動が阻害されない状態を担保する観点も含め、既に信頼性確認制度を適用

¹ 核セキュリティはRI法に基づく措置等も含めた広範な概念であるが、本資料では、原子炉等規制法で要求している核物質防護を指す用語として核セキュリティを用いることとする。

している本庁職員に加え、現地検査官等に対する適用に向けた検討を進めている。

(3) 現行体系下における原子力規制庁内の情報共有の工夫

(課題) 関係部署間及び I A E A との相互の情報共有の具体策を検討する。

被規制者から安全や核セキュリティに係る許認可申請がなされた場合、当該担当部署から他の措置の担当部署に照会して、それぞれの観点から悪影響がないかを確認する旨の運用を本年7月から本格的に開始した。この確認に際しては、必要に応じ、被規制者との面談への3S関係者の同席等を実施することとしている。

また、保障措置と他の措置との間で悪影響が懸念される場合、被規制者の対応に必要な情報を明確化した上で、I A E A を含む関係者間で情報共有や協議を実施している。

3. 検査上の取扱い(検討状況報告事項)

(課題) 新検査制度の下での現地検査官等の所掌の範囲や役割分担等を整理する。また問題に気付いた際の情報の流れや管理等を明確化する。

新検査制度では、安全に係る検査官と核セキュリティに係る検査官とが「原子力検査官」に統合された。他方で、安全と核セキュリティとでは、検査官が有すべき知識や知見、経験はそれぞれ別のものが求められるため、昨年開始した資格制度ではそれぞれ別の研修コースの受講等を求め、實際上、各検査官の担当分野を峻別している。また、安全に係る検査の中でも専門的知識が必要なものは本庁の専門検査部門が主体となって実施する予定であることや現地検査官が担う業務量等も考慮し、当面は、現状通り現地検査官は安全に係る検査等を主に実施することとする。

ただし、現地検査官が安全に係る検査等を実施する中で、核セキュリティに関する実態も目にすることが想定されるため、現地検査官は、核セキュリティに関し気付き事項があった場合には、その内容を本庁の核セキュリティ部門に電話等で直接連絡し、連絡を受けた同部門が必要な対応を行うこととする。また、保障措置に関し気付き事項があった場合にも、同様にその内容を本庁の保障措置室に直接連絡することとする。本対応は、本年10月に始まる新検査制度の試運用フェーズ1から可能な範囲で実施する。

核セキュリティに係る検査官や保障措置の査察官が他の措置の問題に気付く機会は限定的だと考えられるが、必要に応じ、本庁の関係部署間での情報共有等により3Sの調和を図ることとする。

なお、総合的な評定については、来年4月以降の試運用フェーズ2での試行を予定しており、試運用フェーズ1の状況等も踏まえて検討する。

4. 審査に関する制度上の明確化(要審議事項)

(課題) 3Sの調和に係る要求について、制度上の明確化に係る検討を進める。

原子炉等規制法は公共の安全のために原子力施設等に関し必要な規制を行うものである。その具体的規制内容として3Sに係る措置が規定されているが、相互に関連性を持って規定されていないため、相互の規定の間に橋渡しをするためには制度上の手当が必要である。この手当は、原子炉等規制法の目的等を踏まえれば、法の趣旨に合致するものと考えられる²。制度上の手当を検討するに際しては、以下のような論点³に関する

² 安全に係る規制では災害の防止上支障がないことを、核セキュリティに係る規制では特定核燃料物質の防護上十分であることを確認することとしていることに留意が必要。

³ ここでは実用発電用原子炉に係る規制を念頭に整理する。

る整理が必要である。

①規制基準か、審査手続か

- 規制基準に3Sの調和にかかる要求を組み込むことは、被規制者に適合義務を課すものであり、被規制者が許認可申請においてその適合性を示し、規制側が審査でこれを確認できない限り、許認可がなされないこととなる。
- 他方、審査手続として定める場合には、個々の申請に対し、規制側が関係部局内での情報共有を通じ、3S相互の悪影響がないかを確認することとなる。
- なお、安全に係る審査は公開で、核セキュリティに係る審査は非公開で実施してきているところ、両者の接点に係る審査については、その公開性に係る議論が必要である。

②設置許可の段階からか、後段規制の段階か

- 規制基準として定める場合、設置許可の段階から組み込む方法と、後段規制の段階に組み込む方法がある。
- それぞれに意義や効力は異なり、例えば、最も上流の設置許可段階に組み込むことは、基本方針として宣言させる意義はある一方で観念的なものとなる。他方で、後段規制の段階に組み込むことは、具体的な設備や体制等についての確認となりうる。
- なお、核セキュリティに関しては、設置許可の段階に係る規定はなく、核物質防護規定認可に係る手当を行うこととなる。

③個々の設備（ハード面）か、体制整備（ソフト面）か

- 規制基準として定める場合、設置許可基準や技術基準等での個々の設備（ハード面）に係る手当と、技術的能力や品質基準、保安規定等での体制整備（ソフト面）に係る手当がありうる。
- ハード面に係る手当をした場合、個々の設備等に関し悪影響が排除されていることを被規制者が示し、規制側が審査でその妥当性を確認することとなる。また、設置許可基準や技術基準で手当した場合はバックフィットの対象となる⁴。
- ソフト面に係る手当をした場合、3Sの調和のための組織体制、手続や文書管理等の整備を求め、その妥当性を審査で確認することとなる。この手当は、被規制者に3Sの調和に係る措置を求め、規制側は、被規制者が適切な体制・手順等によりこれを実施していることを確認するというものであり、監査的手法を志向する規制の方向性と整合性があると考えられる。

④悪影響排除か、最適化か

- 3Sの調和として3S相互の悪影響の排除を求めることは、基準適合性の確認に際し他の措置にも着目し遺漏無きことを念押しするものであり、規制要求する事項としては馴染みやすいものと考えられる。
- 他方、最適化までを求めることは、3Sを総合的に見てより良い対応を求めるものであり、規制側で具体的な基準を設定することは難しいものの、そのための取組を、3Sのそれぞれに係る要求を満たすべく施設を管理する一義的責任を有する被規制者に対して要求することは、自然なものであると考えられる。

⁴ 現行の許認可でそれぞれの基準適合性を既に確認していること等を踏まえ、適切な経過措置を定めることが重要。

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に係る実務

平成 31 年 4 月
原子力規制部
放射線防護グループ

1. はじめに

原子力規制委員会¹での議論を踏まえ、安全、核セキュリティ及び保障措置に関して、原子力規制庁の担当部局間の連携を深めるため、事業者から許認可申請がなされた場合及び検査等を行う際の実務を示す。

2. 審査等における実務

(1) 対象とする申請

原子力施設において新たな設備の設置、既存設備の改造、運用面の変更等を伴うものとして、以下の申請を相互の情報共有の対象とする。

(原子力安全に係る申請)

- 設置（変更）許可申請（事業変更許可、届出及び承認申請も含む。）
- 工事計画（変更）認可申請（届出も含む。）
- 設計及び工事の方法（変更）認可申請
- 保安規定（変更）認可申請
- 廃止措置計画（変更）認可申請（届出も含む。）

(核セキュリティに係る申請)

- 核物質防護規定（変更）認可申請

(2) 情報共有の流れ

原子力規制部、核セキュリティ部門及び保障措置室は、以下の情報共有を実施する。

① 安全に係る申請がなされた場合の情報共有の流れ

原子力規制部は、安全に係る許認可申請があった場合、当該申請事業者が、当該申請に係る対策等が核セキュリティ側の対策及び保障措置の実施に影響を与えるものかどうかを確認した結果を申請概要等とともに核セキュリティ部門及び保障措置室に共有する。

¹ 平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）及び平成 30 年度第 27 回原子力規制委員会（平成 30 年 9 月 5 日）

② 核セキュリティに係る申請がなされた場合の情報共有の流れ

核セキュリティ部門は、核物質防護規定に係る認可申請があった場合、当該申請事業者が、当該申請に係る対策等が安全側の対策及び保障措置の実施に影響を与えるものかどうかを確認した結果を申請概要等とともに原子力規制部及び保障措置室に共有する。

③ 保障措置機器の取付け等に係る情報共有の流れ

保障措置室は、保障措置機器の更新、新設等が必要な場合、IAEAから機器の仕様、設置場所等の情報を入手し、事業者に伝える。また、事業者が安全及び核セキュリティ側の対策に影響を与えるかどうかを確認した結果を原子力規制部及び核セキュリティ部門に共有する。

④ 共通事項

①～③の共有があった場合、共有された情報を確認し、悪影響等が懸念される場合には、必要に応じて関係者同席の下での事業者面談や、IAEAとの協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組む。

3. 検査等における実務

(1) 安全に係る検査等における情報共有の流れ

安全に係る検査官が検査等を実施する中で他の措置に関し気付き事項があった場合には、本庁の当該措置の担当部署にその内容を電話等で直接連絡する。

(2) 核セキュリティ及び保障措置に係る検査等における情報共有の流れ

核セキュリティに係る検査官又は保障措置の査察官が、他の措置に関し気付き事項があった場合には、必要に応じ、本庁の当該措置の担当部署に情報共有等を行う。

(3) 共通事項

(1) 又は(2)の共有があった場合、共有された情報を確認し、悪影響等が懸念される場合には、必要に応じて関係者同席の下での事業者面談や、IAEAとの協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組む。

3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動

令和 4 年 11 月 9 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 3 年度第 75 回原子力規制委員会（令和 4 年 3 月 30 日）において報告した 3 条改正^{※1}に係る許認可における不適合事案^{※2}を踏まえ、本件を所管する部門^{※3}を中心とした改善活動について報告するものである。

2. これまでに実施した改善活動

(1) 審査官の共通認識の醸成

当該不備事案の原因の一つとして、3 条改正の改正趣旨や新たに追加となった要求事項及び経過措置期間の手續に関し、本件を所管する部門の審査官の理解に差があったことが挙げられる。

そのため、当該不備事案の原因となった経過措置等について、原子力規制庁内で職員を対象に企画された法令に関する研修に積極的に参加し、部門内で当該研修資料を共有することにより、審査官の共通認識化を図った。

また、審査の実例を通じ、炉規法^{※4}及び関係規則の要求事項に対する理解を向上させることを目的として、本年 4 月以降、炉規法及び関係規則の要求事項に対する審査官の理解を深めるため、部門横断的に審査実例を題材とした勉強会の実施、及び部門内では全ての審査案件を対象に、担当した審査官に加え複数の審査官が、審査書を互いにレビューし合い、審査におけるポイント等を共有し議論する会議の場を設けることによって、審査官の共通認識化を図った。

(2) マニュアルの整備

審査実務における漏れや誤りが生じないように、必要な手續及び手順を明確化する

※1 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条による改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）。原子力施設に対して、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備を追加要求したものの。

※2 試験研究用等原子炉施設、使用施設に係る申請書において、3 条改正の施行に伴い、添付を要求することとした保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書や許可整合性に係る説明書の添付漏れがあったにも関わらず許認可処分してしまった事案。また、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設の申請書に対して、3 条改正の施行に伴い、改正後の基準で審査すべきところ、改正前の基準で認可してしまった事案。

※3 原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門（試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、使用施設等を担当）

※4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

観点から、申請接受から処分までの流れを表した業務プロセス及びその流れの中で発生する各種必要な手続と確認すべき事項をまとめた合計 45 件のチェックリストを内容とするマニュアルを整備し、本年 7 月以降、審査実務における運用を開始した。（一例は別紙 1 のとおり。）

（３）申請者への 3 条改正に係る遵守事項の周知

当該不備事案と同様の事案が起こらないように、部門が所管する申請者に対し事案の概要を説明するとともに、3 条改正によって追加要求となった遵守事項を改めて周知し、手続の徹底を図った。

（４）審査における運用の精査

令和 3 年度第 75 回原子力規制委員会（令和 4 年 3 月 30 日）における申請書に形式的なことを求め過ぎていないかという指摘を踏まえ、これまでの審査における運用を精査し、以下の課題を特定した。

① 試験研究用等原子炉

- ・試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類十一※⁵については、ここに記載を求める内容の明確化が必要。

② 使用施設

- ・炉規法施行令※⁶第 4 1 条該当使用施設に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四※⁷については、ここに記載を求める内容の明確化が必要。
- ・炉規法施行令第 4 1 条非該当使用施設（以下「非該当施設」という。）に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四の記載内容については、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準として要求する事項が限定的※⁸であることから、実態として添付書類四がなくとも申請書本文の記載事項をもって、適合性を判断できている。

3. 申請者が抱える課題の聴取

（１）申請者からの意見

3 条改正に係る許認可にとどまらず、申請者が抱えている審査対応上の課題を聴

※⁵ 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※⁶ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）

※⁷ 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※⁸ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 5 4 条において、非該当施設の利用者に関する特例が定められており、品質管理に必要な体制として、使用者が個別業務に関する継続的な改善、計画的な実施及び評価並びにこれに関する記録の作成及び管理を実施すること、また、原子力の安全確保の重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることが定められている。

取することを目的に、試験研究用等原子炉設置者等^{※9}との意見交換会を本年6月27日に実施した。なお、核燃料物質の使用者は、対象となる申請者の数が多く、使用の形態も様々であることから、意見交換会に代えてアンケートを実施し、寄せられた意見に対して回答する説明会を本年7月4日に実施した。

意見交換会及びアンケートに寄せられた意見の概要は以下のとおり。

① 意見交換会での意見

- ・ 試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針^{※10}について、当該方針の対象期間等を保安規定の中でどのように明確にすべきか相談させてほしい。
- ・ 試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針に関連して、保安規定審査基準^{※11}では「技術評価書」を添付することを求めているが、試験炉規則^{※12}上、保安規定変更認可申請における技術評価書の位置付けが明らかでない。技術評価書は、申請とは別途、参考資料として提出するというだけでよいのか。
- ・ 試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類十一については、具体的にどのような内容を記載すればよいかで悩んでいる。実用炉の記載も参考にしようとするが、かなり詳しく書かれているので、どの程度の内容を記載すべきかを相談させてほしい。

② アンケートでの意見

- ・ 使用施設の関係法令等について、要求事項が分かりづらく、申請書に記載すべき事項も分かりづらい。
 - 申請書を作成する際に、参考となる資料や申請書の見本を示してほしい。
 - 申請書のどの項目に何を記載すべきなのかが分からないので、過去の事例、記載例、解説等を示してほしい。
 - 略語が多く、用語が分かりづらい。
- ・ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の一部廃止について、申請書にどのような説明を記載すれば良いのかが分からない。
- ・ 使用施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制について、申請書及び添付書類の記載例を示してほしい。
- ・ 核燃料物質の使用に関する窓口や手続きが分かりにくい。

（本年6月27日の意見交換会の説明資料は別紙2、結果は別紙3、本年7月4日

※9 試験研究用等原子炉設置者、研究開発段階発電用原子炉設置者、東海再処理事業者、廃棄物管理事業者、廃棄物埋設事業者、クリアランス申請者

※10 施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき施設についての施設管理に関する方針

※11 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

※12 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）

の説明会の説明資料及びアンケートの結果は別紙４のとおり。)

(2) 審査における運用の精査

(1) での申請者からの意見を踏まえ、これまでの審査の運用を精査し、以下の課題を特定した。

① 試験研究用等原子炉

- ・試験研究用等原子炉に係る保安規定における長期施設管理方針については、当該方針の対象期間等、記載を求める内容の明確化が必要。

② 使用施設

- ・申請書に記載すべき事項については、核燃料物質の使用の形態がケースバイケースであり、審査官が法令の要求事項への適合性を判断する際、その根拠について共通認識化が明確に図れていなかったため、使用規則^{※13}が要求する内容の明確化が必要。
- ・使用施設等の一部廃止に関する手続について、関係法令及び内規において明確にされていないため、明確化が必要。

4. 今後の改善活動

(1) 審査における運用上の課題に対する改善活動

今後、2.(4)及び3.(2)で挙げられた審査における運用上の課題に対する改善活動として、今後、審査を合理的に進めるに当たって、以下のような対応を継続的に実施することとする。

① 試験研究用等原子炉に関する対応

申請者に対して、試験炉規則第2条第2項第11号に規定する添付書類十一の記載内容及び試験炉規則第15条第1項第17号に規定する長期施設管理方針の記載内容をまとめた事例集を整備し、公開するとともに、これらの内容を意見交換会で周知することで運用の改善を図る。

また、保安規定審査基準における試験炉規則第15条第1項第17号に規定する技術評価書の位置付け等、試験炉規則等が要求する内容について、意見交換会での周知を図る。

さらに、審査官の判断基準の共通認識化を図るため、取りまとめた事例集の内容は「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」に反映し、公開する。

② 使用施設に関する対応

核燃料物質の使用者（特に、非該当施設の利用者）に対して、申請手続に関する理解促進のため、これまでの審査実績をもとに、以下の内容をまとめた事例集

※13 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）

を整備し、公開するとともに、その内容を意見交換会で周知することで運用の改善を図る。

- ・核燃料物質の使用に関する法令及び用語の解説
- ・申請等の手続に関する QA 集
- ・炉規法第 5 2 条第 2 項に規定する申請書の記載事項に関する記載事例及び留意事項
- ・使用許可基準規則^{※14}に規定する要求事項（閉じ込め、遮蔽等）に関する具体的な判断事例
- ・使用規則第 2 条第 2 項第 4 号に規定する添付書類四の記載事例

また、審査官の判断基準の共通認識化を図るため、取りまとめた事例集の内容は「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」に反映し、公開する。

なお、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関しては、非該当施設に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四を廃止することや申請書及び添付書類の記載事例を示すこと等の具体的な改善策を検討することとしたい。

また、使用施設等の一部廃止に関する手続については、必要な記載内容の明確化に加え、使用施設等の廃止措置制度に関する検討等も含め、適切に運用できるよう検討していくこととしたい。

（２）実施済みの改善活動の継続

今後も、原子力規制庁内での法令に関する研修への参加の継続と審査事例を通じた炉規法及び関係規則の要求事項に対する審査官の共通認識化を図るため、全ての審査案件を対象としたレビューし合う会議等の実施を継続していく。

また、申請者との意見交換会や申請者への説明会等については、今後も定期的を実施していくことで、申請者が抱えている課題を聴取するとともに、審査の合理化を目指し、継続的な改善を図っていくこととする。

別紙 1：原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門における業務プロセスとチェックリストの一例

別紙 2：令和 4 年 6 月 27 日被規制者との意見交換会資料

別紙 3：令和 4 年 6 月 27 日被規制者との意見交換会の結果

別紙 4：令和 4 年 7 月 4 日使用者への説明会資料及びアンケートの結果

^{※14} 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）

設置変更許可(試験炉)に係る業務プロセス (原子炉等規制法第26条第1項関係)

別紙 1

手順	関係省庁 国民	申請者	原子力規制委員会				インプット	確認項目	アウトプット
			担当課室 担当者	担当課室 課等の長	担当 指定職	原子力規 制委員会			
事前 作業		申請の 事前 連絡	<p>申請形式の確認</p> <p>申請日時の調整 HP掲載案の確定</p> <p>総括班への情報共有(内容に応じて総括班から庁内展開)</p>				<ul style="list-style-type: none"> 申請種類 申請範囲 申請概要 申請希望日時 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に 基づく手 続きか どうい う内 容の申 請か(申 請内容の 詳細は確 認しない) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時 HP掲載案 部門内会議資 料
申請書 (補正申 請)受理		設置 (変更) 許可の 申請	<p>申請書受理</p> <p>総括班への情報共有(内容に応じて総括班から庁内展開)</p> <p>HP掲載作業</p> <p>手数料請求(新規申請のみ)</p>				<ul style="list-style-type: none"> 申請書(正本 1通、写し1通) 申請書の電子 媒体(マスキ ング有版と無版) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 の書面形 式が適切 か 会計課 に提出す る債権発 生通知書 の形式が 適切か 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(正本 1通、写し1通) 申請書の受理 に係るウェブ ページ 納入告知書
審査 (ヒアリン グ、審査 会合)		HP 公表	<p>審査方針プレスト</p> <p>ヒアリング</p> <p>審査会合(審査担当の原子力規制委員も参加)</p> <p>審査で確認する 事項が無いか</p> <p>審査書案の作成</p> <p>審査書確認会議</p> <p>原子力委員会及び文部科学 大臣への意見聴取文 パブリックコメントの募集要領 の作成</p> <p>起案</p> <p>確認・決裁</p>				<ul style="list-style-type: none"> 申請書 事業者の説明 資料(まとめ資 料等) ヒアリング及 び審査会合に おいて事業者 から得た情報 	<ul style="list-style-type: none"> 許可の 基準に適 合してい るか 起案や 施行文の 内容が適 切か パブリ ックコメ ントの募 集要領は 庁内のマ ニュアル に従って いるか 審査書 の読み合 わせをし たか 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング及 び審査会合 に係るウェブ ページ 審査書案 原子力委員 会への意見聴 取の施行文 文部科学大臣 への意見聴取 の施行文 パブリックコ メントの意見募 集要領、意見提 出要旨
意見 聴取等		意見 提出 (国民・ 原子力 委員会・ 文部科 学大臣)	<p>必要に 応じてパ ブリック コメント の実施</p> <p>原子力委員 会及び 文部科 学大臣 への意 見聴取</p> <p>審査書の修正・起案</p> <p>確認・決裁</p>				<ul style="list-style-type: none"> 原子力委員 会への意見聴 取の施行文 原子力委員 会での説明資 料 文部科学大臣 等への意見聴 取の施行文 パブリックコ メントの意見募 集要領、意見提 出要旨 	<ul style="list-style-type: none"> 審査書 の読み合 わせをし たか 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力委員 会からの答申 文部科学大臣 等からの回答 国民からの意 見
許可 処分		HP 公表	<p>確認・決裁</p> <p>総括班への情報共有(内容に応じて総括班から庁内展開)</p> <p>施行文受領</p> <p>施行文作成</p> <p>HP掲載作業</p>				<ul style="list-style-type: none"> 原子力委員 会からの答申 文部科学大臣 等からの回答 国民からの意 見 	<ul style="list-style-type: none"> 意見聴 取の結果 やパブ リックコ メントの 結果を踏 まえた審 査書とな っている か 起案や 施行文の 内容が適 切か 	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可 に係る施行文 審査書 設置変更許可 に係るウェブ ページ

設置変更許可（試験炉）に係る手続きフロー（原子炉等規制法第26条第1項関係）

<担当班： _____ 班/申請施設： _____>

※区分ごとにすべての「確認の視点」項目の「チェック者（氏名）」が入ったら、「チェック頁（日付）」頁に完了日付を記入すること。
 ※標準的な行程のフェイスが変わるタイミングにおいて、担当班長がクロスチェックすること。

標準的な行程	チェック頁（日付）	手続き内容	チェック者（氏名）	確認の視点	参照資料（凡例（内）：研審作成、（外）：それ以外が作成）
事前作業（※事前に相談があった場合に対応。特に相談がなかった場合には、申請書受理日に確認すること。）	申請日の5営業日前まで	<p><申請の事前連絡></p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請であることの確認、申請範囲及び申請概要の確認、申請日時の調整 ・申請書のPDF マスキング有及び無版の提出依頼（※単語検索ができるように、マスキング無版はword等から変換したものを提出するように依頼。また、マスキング有版に関しては核物質防護等の観点でマスキングを要する箇所がある場合、理由を明記するよう依頼。） 		<p>法令に基づく手続きであるか。（原子炉等規制法第26条第1項に基づく申請か。）</p> <p>どのような内容の申請であるか。（事前審査にならないように申請の内容までは確認しない。どのような変更をするのか概要の確認にとどめる。）</p> <p>申請日時はいつになるか。（申請予定日：_____）</p> <p>申請書のPDF（マスキング有及び無）の提出を依頼したか。（マスキング有無：_____）</p>	<p><法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
	申請日の前日まで	<p><総括班への情報共有（内容に応じて総括班から庁内展開）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受理の準備状況をGaroon、チャット等にて管理官及び総括班へ連絡。 ※連絡する事項：案件名、申請予定日、申請概要、申請の範囲、申請書の分量、及び公開用申請書（電媒）（マスキング情報の有無） ※内容に応じて部門総括班から庁内配信される。 ・HP掲載案の作成・展開（HP掲載案の作成→班内確認→担当管理職の承認） ※NRAホームページも参照しつつ、過去例を引用して作成すること。 ・申請予定日、申請概要等を部門内会議資料に記載する。 		<p>管理官及び総括班への情報共有はできたか。</p> <p>HP掲載案を作成したか。</p> <p>部門内会議資料へ反映したか。</p>	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP掲載案過去例（内） ・NRAホームページ ・部門内会議資料（内）
申請書（補正書）受理	申請日当日	<p><申請書受理></p> <p>申請者からの申請書提出：書面形式確認 → 受理（受理日：_____）</p> <p>※受理した旨をGaroon、チャット等で管理官及び総括班へ連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正本一通及び写し一通並びに申請書のPDF マスキング有及び無版。 <p>なお、申請書の写しは意見聴取の際に文部科学省へ渡すので保管しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（本体）と申請書のPDFに相違がないことを確認する。 	<新規申請の場合>		<p><法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（炉規法政令） ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転に関する規則（試験炉則）
				<p>申請書本紙に誤記はないか（宛先（原子力規制委員会）、申請者、根拠条文（原子炉等規制法第26条第1項に基づく申請か。））。</p> <p>申請書に以下の内容が記載されているか。（炉規法政令第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称、変更に係る工事を行う造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに変更に係る工事を行う際の船舶の所在地） 三 変更の内容 四 変更の理由 五 工事を伴うときは、その工事計画 <p>使用の目的（原子炉等規制法第23条第2項第2号）、原子炉の型式、熱出力及び基数（同第3号）、工場又は事業所の名称及び所在地（同第4号）、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備（同第5号）、品質管理に必要な体制の整備に関する事項（同第9号）を変更する場合、以下の書類が添付されているか。（試験炉則第2条第2項）ただし、工場又は事業所の名称のみを変更する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 変更後における試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書 二 変更後における試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類 四 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類 五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 六 変更に係る試験研究用等原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書 	

標準的な行程		チェック宛 (日付)	手続き内容	チェック者 (氏名)	確認の視点	参照資料 (凡例(内): 研審作成、 (外): それ以外が作成)
申請書 (補正書) 受理	申請日 当日				<p>七 変更に係る試験研究用等原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五十キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図</p> <p>八 変更後における試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書</p> <p>九 変更後における核燃料物質等による放射線のばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書</p> <p>十 変更後における試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	
					<p>提出部数があっているか(正本及び写し各一通)。(試験炉則第2条第3項)</p> <p>申請書における非開示情報(商業上の秘密等)の有無を申請者に確認し、非開示情報を含む場合は、マスキング有版と無版の両方のPDF資料を入手しているか。 (マスキングの有無: _____)</p> <p>申請書のPDFは、申請書(本体)と内容に相違がないか。(ページの抜け、余分な空白ページ等がないか。) ※例えば、PDFにおいてページ番号が飛んでいたりしないかを確認。</p>	
			<p><受付番号の取得/受取印の押印>(※文書受付・ゴム印押印管理簿記載要領に従う)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類を文書受付・ゴム印管理簿に記入 受理後、文書管理システムで受付番号を取得 <p>※申請書の授受者(原班担当者が直接申請者から受理した場合)には、その本人)が文書受付・ゴム印押印管理簿に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領印の押印を総括・庶務班に依頼し、押印された申請書類の頭紙を電子データとして取り込み文書管理システムに登録 		<p>授受者は文書受付・ゴム印管理簿に申請書に係る必要事項(授受年月日、件名、差出人、先方の文書番号、先方の文書の日付、決裁or 供覧等)記入したか。</p> <p>文書管理システムにおいて受付番号を取得し、文書受付・ゴム印管理簿に記入したか。</p> <p>申請書の頭紙に受領印が押されているか(受領印の文書番号及び日付は文書管理システムの情報と整合しているか。)</p> <p>押印した頭紙をPDF化し、申請書のPDFと統合した後に文書管理システムに登録したか。</p> <p>所定の(未処分)文書管理欄に保管したか。</p>	<p><法令> ・行政文書管理規則</p> <p><規程類> ・行政文書管理要領(外) ・行政文書ファイル等保存要領(外) ・標準文書保存期間基準(内)</p> <p><マニュアル関係> ・文書受付・ゴム印押印管理簿記載要領(内) ・文書管理システム操作マニュアル(外) ・【受付・起案】文書管理システム簡易マニュアル(外)</p>
	申請日から 1週間以内		<p><HP掲載作業></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書にマスキングがある場合には、マスキング箇所に基づきマスキング箇所チェックシート(※代表的なマスキング箇所のページや内容をリスト化したもの)を作成 NRA「原子力施設別規制法令及び通達に係る文書」へのHP掲載手続き前に、HP掲載案及びマスキング箇所チェックシートについて、総括係長の確認を得る。 申請を受理した旨(申請書マスキング有版を含む。)をNRA「原子力施設別規制法令及び通達に係る文書」に掲載する。 <p>※庁内展開の要否(軽重)について総括班に確認する。 (HP掲載が一週間以内に間に合わない場合は、一週間以内に申請を受理した旨のみ掲載し、申請書のPDFマスキング有版について準備が整い次第、別途掲載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> HP掲載方法については、「原子力規制委員会様ウェブサイト 操作マニュアル(作成者向け)」に従う。掲載されたら内容に問題(不備、マスキング外れ等)がないことを確認する。 <p>※なお、紙媒体で受理した写し一通は、申請及び補正をまとめて意見聴取の際に文部科学省(研究開発局原子力課)に諮問文と併に渡すことになるの要保存。</p>		<p>PDF資料を基に、マスキング箇所を特定し、その特定情報について申請者と合意をしているか。</p> <p>PDF資料のマスキングがはがれないことを確認したか。 (マスキング部分の文字情報が読み取れないことも確認)</p> <p>PDF資料のファイル名でマスキング有無が明確になっているか。</p> <p>特定したマスキング箇所に基づき、マスキング箇所チェックシートを作成したか。</p> <p>HP掲載案に記載した内容(申請日付、申請者、根拠条文、件名等)が申請書の内容と整合しているか。</p> <p>PDF資料のプロパティに余分な情報がないか、Web用に最適化されているか。</p> <p>PDF資料のファイル、HP掲載案及びマスキング箇所チェックシートを基に総括班(総括係長)の確認を取ったか。</p> <p>HP掲載がHP掲載案通りに掲載されているか。掲載されたHPに不備はないか(掲載箇所、リンクの添付書類等に誤りがないか。)</p>	<p><マニュアル関係> ・原子力規制委員会様ウェブサイト 操作マニュアル(作成者向け)(外)</p> <p><その他> ・HP掲載案過去例(内) ・NRAホームページ ・マスキング箇所チェックシート(内)</p>

3 条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会^{※1}

説明資料

第一部：試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及び廃棄物管理施設を対象

資料 1：3 条改正に係る書類及び手続きについて

資料 1 参考 1：規制新旧対照表（試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設、廃棄物管理施設）

資料 2：長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて

資料 3－1：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（試験研究用等原子炉施設）

資料 3－2：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（研究開発段階発電用原子炉）

資料 3－3：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（再処理施設）

資料 3－4：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（廃棄物管理施設）

第二部：廃棄物埋設施設及びクリアランスを対象

資料 1：3 条改正に係る書類及び手続きについて

資料 1 参考 2：規制新旧対照表（第二種廃棄物埋設施設、クリアランス）

資料 4：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（廃棄物埋設施設）

※資料 1 の参考 1 及び参考 2 は添付省略

^{※1} 令和 4 年 6 月 27 日 第 1 回 3 条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会

3条改正に係る書類及び手続き について

令和4年6月

原子力規制庁 研究炉等審査部門

本日の説明の趣旨

- 3条改正※の施行（令和2年4月1日）による炉規法及び関係規則の変更に伴い、許認可の基準及び申請書の記載事項が変更されています。
- 3条改正の施行後、一部の申請案件において、書類及び手続きの不備が判明し、令和3年度第60回及び第75回原子力規制委員会においてその内容と対処方針について報告しています。
- 本件は、炉規法及び関係規則の変更についての審査官の理解不足、チェック体制の欠落に起因し、申請者に対して遵守すべき事項を適切に周知できなかったものです。
- 上記の原子力規制委員会の議論を踏まえ、本件の再発防止を目的として、申請書の記載事項について改めて周知するものです。

※ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第3条による改正

3条改正の経緯

- 平成29年4月
 - ◆原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の公布
- 令和2年4月
 - ◆3条改正施行
 - ◆原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の体制が基準に適合することを追加
 - ◆経過措置として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の届出を要求(届出期限:令和2年6月)

2

3条改正に伴う追加要求

- 原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、原子力施設の設計及び工事並びにその使用に関する品質管理の方法及び体制が基準に適合することを追加。
- 許可段階における申請書において、原子力施設の許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載することを要求。

3条改正に伴い申請書に追加となった事項

【許可】

- 本文に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加。
- 添付書類に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を追加。

【設工認】

- 本文に工事工程表を追加。
- 添付書類に設計及び工事の計画の許可整合性に関する説明書、分割申請の場合の申請範囲外の設計及び工事の計画の概要、並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を追加。

【保安規定】

- 申請書に関係法令及び保安規定の遵守のための体制、設計想定事象に係る施設の保全に関する措置、施設管理、長期施設管理方針の策定及び品質マネジメントシステムを追加。

【廃止措置計画】

- 本文に性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間、品質マネジメントシステムを追加。
- 添付書類に性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間及び品質マネジメントシステムに関する説明書を追加。

【クリアランス】

- 本文に品質マネジメントシステムを追加。
- 添付書類に放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法、品質マネジメントシステムに関する説明書を追加。

4

記載不備の概要

【添付書類の添付漏れ】

- ① 試験炉施設の設置変更承認申請において、添付書類十一^{※1}の添付が漏れていた(1件)。
- ② 試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に係る説明書の添付が漏れていた(1件)。
- ③ 使用施設の使用変更許可申請において、添付書類四^{※2}の添付が漏れていた(3件)。

【一部補正時の記載不備】

- ① 使用施設の使用変更許可申請の一部補正書において、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、本文10号^{※3}及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった(3件)。

※1 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※2 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※3 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

5

添付書類の添付漏れ

- 一部の申請において、以下の添付書類の添付漏れが発生。
 - 試験炉施設の設置変更承認申請において、添付書類十一※¹の添付が漏れていた事例
 - 試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に係る説明書の添付が漏れていた事例
 - 使用施設の使用変更許可申請において、添付書類四※²の添付が漏れていた事例



- 申請の際には、各事業規則に定める申請書記載事項及び添付書類をよく確認の上、申請してください。

※¹ 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
※² 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

6

使用変更許可申請の一部補正書の記載不備

- 一部補正において、以下の記載不備が発生。
 - 当初申請に添付されていた説明書がなくなった事例
 - 本文の記載が添付書類の記載に差し替わった事例



- 補正申請の際には、当初申請の内容をよく確認の上、新旧対照表により具体的な補正箇所を特定できるようにして申請してください。

長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて
(試験研究用等原子炉施設)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 経緯

原子力規制検査制度の実施に向け、法律の施行に必要となる「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下「試験炉規則」という。）が令和2年3月17日付、「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準」（以下「保安規定審査基準」という。）が同年2月5日付で改正され、いずれも同年4月1日に施行された（いわゆる「3条改正に伴う事業規則の整備」）。

本改正において、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」は「経年劣化に関する技術的な評価」、また、「施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画」は「長期施設管理方針」とされ、経年劣化に係る技術的な評価に関する事項及び長期施設管理方針を含む、施設管理に関する事項を保安規定に定めることとなった。

2. 試験炉規則等における要求事項

3条改正に伴う事業規則の整備の一環として規定された、試験研究用等原子炉設置者（以下「設置者」という。）が行う経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針については、以下のとおり。（詳細は参考資料の規則条文を参照）

- ① 運転開始後30年までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その後10年間の長期施設管理方針を策定すること。（試験炉規則第9条の2第1項）
- ② 経年劣化に関する技術的な評価は10年を超えない期間で再評価を行い、次の10年間の長期施設管理方針を策定すること。（試験炉規則第9条の2第2項）
- ③ 経年劣化に関する技術的な評価の設定条件や評価方法を変更する場合は、同評価を見直し、長期施設管理方針を変更すること。（試験炉規則第9条の2第3項）
- ④ 保安規定に、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）を定めること。（試験炉規則第15条第1項第17号）

具体的には、経年劣化に係る技術的な評価は、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、その評価の手順及び体制を定

め、定期的に実施することが定められていること。(試験炉規則第 15 条第 1 項第 17 号)

- ⑤試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合は、保安規定変更認可申請書に技術評価書が添付されていること。(保安規定審査基準第 15 条第 1 項第 17 号)

3. 保安規定の変更認可を受ける時期について

各試験研究用等原子炉施設における、現行の長期施設管理方針が終了する時期は表の通り。

設置者においては、現行の長期施設管理方針が終了し、次の 10 年間の長期施設管理方針の対象期間が始まる前までに、保安規定に施設管理に関することを定め、変更認可を受ける必要がある(前述 2. ②及び⑤)。

また、保安規定変更認可の審査には一定期間要することを考慮いただき、計画的に保安規定の変更認可申請を行っていただくよう依頼する。

表 各試験研究用等原子炉施設の長期施設管理方針対象期間

設置者	施設名	現行の長期施設管理方針対象期間の終了日	次期長期施設管理方針対象期間の開始日
JAEA (原子力科学研究所)	JRR-3	2025年3月31日	2025年4月1日
	NSRR	2029年3月31日	2029年4月1日
	STACY	—※	2023年4月1日
	放射性廃棄物処理場	2025年3月31日	2025年4月1日
JAEA (大洗研究所)	常陽	2025年3月31日	2025年4月1日
	HTTR	—※	2027年4月1日
近畿大学	近畿大学原子炉	2025年1月31日	2025年2月1日
京都大学	KUR	2023年11月30日	2023年12月1日
	KUCA	2023年11月30日	2023年12月1日

※：運転開始から 30 年を経過していないため、現時点においては長期施設管理方針を定めていない。

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

（試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第九条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、試験研究用等原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

- 2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。
- 3 試験研究用等原子炉設置者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十五条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。
- 4 前三項の規定は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については適用しない。

（保安規定）

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十六（略）

十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

（以下略）

○試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（平成 25 年 11 月 27 日原規研発第 1311273 号原子力規制委員会決定）

試験炉規則第 15 条第 1 項第 17 号 試験研究用等原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257 号一 7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。
2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第 1911131 号（令和元年 11 月 13 日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第 9 条の 2 に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。
3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。
4. 試験炉規則第 15 条第 1 項第 17 号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第 9 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 3 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り。）は、申請書に試験炉規則第 9 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の評価の結果又は第 3 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。
5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第 48 条第 5 項及び品質管理基準規則解釈第 48 条 2 の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (試験研究用等原子炉施設)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の規定に基づき、試験研究用等原子炉設置者（以下「設置者」という。）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第16条の5の2から第16条の5の4までに定めており、試験炉規則第16条の5の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない設置者にあっては見直しが必要となるため、その旨をお知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、試験炉規則第16条の5の4において、「試験研究用等原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、設置者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

設置者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 43 条の 3 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁（研究炉等審査部門）まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、試験炉規則第 16 条の 5 の 2 第 1 号から第 15 号までに変更がなかったとしても、同条第 16 号において同規則第 16 条の 5 の 4 の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第 16 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 試験研究用等原子炉に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

設置者	施設名	作成・公表日 ¹	備考
JAEA	JRR-2	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	JRR-3	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	JRR-4	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	原子力安全性研究炉 (NSRR)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	定常臨界実験装置 (STACY)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	過渡臨界実験装置 (TRACY)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	高速炉臨界実験装置 (FCA)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	軽水臨界実験装置 (TCA)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	—
	材料試験炉 (JMTR)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
	高温工学試験研究炉 (HTTR)	2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日

¹ 公表日を載せてないものについては、作成日と公表日が同一。

設置者	施設名	作成・公表日 ¹	備考
	高速実験炉（常陽）	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
	重水臨界実験装置（DCA）	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
	原子力第1船むつ	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月27日
京都大学	京都大学炉（KUR）	2018年12月25日	改訂歴 2019年10月10日
	京都大学臨界集合体実験装置 （KUCA）	2018年12月28日	改訂歴 2021年5月14日 2022年5月26日
近畿大学	近畿大学炉	2018年10月1日	—
東京大学	東京大学原子炉（弥生）	2018年12月28日	—
立教大学	立教大学炉	2018年12月10日	改訂歴 2021年7月1日
東京都市大学	東京都市大学炉	2018年11月28日 (公表日：2018年12月1日)	改訂歴 2021年12月1日
日立製作所	日立教育訓練用原子炉（HTR）	2018年12月25日	改訂歴 2022年1月31日
東芝エネルギー システムズ	東芝臨界実験装置（NCA）	2018年12月26日	改訂歴 2019年3月31日 2021年6月21日
東芝エネルギー システムズ	東芝教育訓練用原子炉 （TTR-1）	2018年12月26日	改訂歴 2019年3月31日

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該試験研究用等原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十六条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 試験研究用等原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる試験研究用等原子炉施設及びその敷地（船舶にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地。第十六条の六第一項第四号及び同条第二項第一号において同じ。）
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に

発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

- 十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設（第十六条の六及び第十六条の十三の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十六条の五の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第十六条の五の三 法第四十三条の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十六条の五の四 試験研究用等原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (研究開発段階発電用原子炉)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の33の規定に基づき、発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第110条の2から第110条の4までに定めており、研開炉規則第110条の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない設置者にとっては見直しが必要となるため、その旨をお知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、研開炉規則第110条の4において、「発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、設置者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

設置者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 33 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁（研究炉等審査部門）まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、研開炉規則第 110 条の 2 第 1 号から第 15 号までに変更がなかったとしても、同条第 16 号において同規則第 110 条の 4 の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第 16 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

設置者	施設名	作成・公表日	備考
JAEA	新型転換炉原型炉	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2019年8月23日 2021年6月21日 2022年4月15日
	高速増殖原型炉もんじゅ	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2019年7月5日 2020年1月8日 2021年4月17日

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第一百条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

- 十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一条及び第百二十一条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第百十条の三 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第百十条の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (再処理施設)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条の4の3の規定に基づき、再処理事業者（以下「事業者」という。）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第19条の4の2から第19条の4の4までに定めており、再処理規則第19条の4の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない事業者にあっては見直しが必要となるため、その旨をお知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、再処理規則第19条の4の4において、「再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、事業者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

事業者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 50 条の 4 の 3 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁（研究炉等審査部門）まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、再処理規則第 19 条の 4 の 2 第 1 号から第 14 号までに変更がなかったとしても、同条第 15 号において同規則第 19 条の 4 の 4 の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第 15 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

設置者	施設名	作成・公表日	備考
JAEA	核燃料サイクル工学研究所 再処理施設	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日
日本原燃 株式会社	再処理事業所再処理施設	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2020年4月17日 2021年9月17日

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第五十条の四の三 再処理事業者は、その事業を開始しようとするときは、再処理施設の解体、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 再処理事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

- 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第十九条の四の三 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (廃棄物管理施設)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の24の3の規定に基づき、廃棄物管理事業者（以下「事業者」という。）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理事業規則」という。）第35条の5の2から第35条の5の4までに定めており、管理事業規則第35条の5の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない事業者にあつては見直しが必要となるため、その旨をお知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、管理事業規則第35条の5の4において、「廃棄物管理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、事業者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

事業者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 51 条の 2 の 3 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁（研究炉等審査部門）まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、管理事業規則第 35 条の 5 の 2 第 1 号から第 13 号までに変更がなかったとしても、同条第 14 号において同規則第 35 条の 5 の 4 の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第 14 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 廃棄物管理施設に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

事業者	施設名	作成・公表日 ¹	備考
JAEA	大洗研究所廃棄物管理施設	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2021年10月29日

¹ 公表日を載せてないものについては、作成日と公表日が同一。

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十五条の五の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物管理施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 九 廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第三十五条の五の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第三十五条の五の三 法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第三十五条の五の四 廃棄物管理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (廃棄物埋設施設)

令和4年6月27日
原子力規制庁
研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の24の3の規定に基づき、廃棄物埋設事象者（以下「事業者」という。）には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「二種埋設規則」という。）第22条の6の2から第22条の6の4までに定めており、二種埋設規則第22条の6の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない事業者にあつては見直しが必要となるため、その旨をお知らせするものである。

2. 廃止措置実施方針の見直し時期

廃止措置実施方針の見直しの時期については、二種埋規則第22条の6の4において、「第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（平成29年11月22日原規規発第1711222号原子力規制委員会決定）では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、事業者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

事業者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 51 条の 24 の 3 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成 30 年 1 月 26 日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁（研究炉等審査部門）まで当該公表の日付、公表したウェブサイトの URL 等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、二種埋規則第 22 条の 6 の 2 第 1 号から第 13 号までに変更がなかったとしても、同条第 13 号において同規則第 22 条の 6 の 4 の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第 13 号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 廃棄物埋設施設に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

事業者	施設名	作成・公表日 ¹	備考
日本原燃	濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設	2018年12月25日 (公表日：2018年12月26日)	改訂歴 2020年4月17日 2021年9月17日
JAEA	原子力科学研究所 廃棄物埋設施設	2018年12月25日	—

¹ 公表日を載せてないものについては、作成日と公表日が同一。

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（廃止措置実施方針）

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（抄）

（廃止措置実施方針に定める事項）

第二十二条の六の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があった場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等
- 九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十 廃止措置の実施体制

- 十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十二 廃止措置の工程
- 十三 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第二十二条の六の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第二十二條の六の三 法第五十一條の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第二十二條の六の四 第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会^{※1}

原子力規制庁において、被規制者である日本原子力研究開発機構、東京都市大学原子力研究所、近畿大学原子力研究所、京都大学複合原子力科学研究所、東京大学、立教大学原子力研究所、東芝エネルギーシステムズ株式会社エネルギーシステム技術開発センター、株式会社日立製作所、日本原燃株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）との意見交換会を令和 4 年 6 月 27 日に実施した。

1. 説明事項

第一部：試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及び廃棄物管理施設を対象

[資料 1：3 条改正に係る書類及び手続きについて](#)

[資料 1 参考 1：規制新旧対照表（試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設、廃棄物管理施設）](#)

[資料 2：長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて](#)

[資料 3－1：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（試験研究用等原子炉施設）](#)

[資料 3－2：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（研究開発段階発電用原子炉）](#)

[資料 3－3：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（再処理施設）](#)

[資料 3－4：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（廃棄物管理施設）](#)

第二部：廃棄物埋設施設及びクリアランスを対象

[資料 1：3 条改正に係る書類及び手続きについて](#)

[資料 1 参考 2：規制新旧対照表（第二種廃棄物埋設施設、クリアランス）](#)

[資料 4：廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（廃棄物埋設施設）](#)

^{※1} [令和 4 年 6 月 27 日 第 1 回 3 条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会](#)

2. 被規制者から寄せられた御意見

(1) 3条改正に係る許認可手続きに関する御意見とそれに対する回答

御意見
<p>○近畿大学原子力研究所</p> <p>・2点ちょっと質問がございまして、1点目が資料1についてなんですけれども、資料1で設工認のときに許可整合性の説明書というものが添付で必要だということを御説明していただきましたが、この設工認をする際には、その設工認の申請をする前に行政相談をしてくださいという形でたしか指導が出ていたと思います。<u>この許可整合性の説明書というものはそのときの行政相談資料に記載している中身と同じものでよいのかどうかというのがまずちょっと1点目の質問となります。</u></p>
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <p>・まず、1点目の御質問についてお答えをさせていただきますと、行政相談との関係で示した資料の内容と一緒にいいのかというところでしたけれども、<u>大事な点といたしましては、許可を受けた申請書の内容と設工認申請の説明書類の内容が許可の設計方針や許可での約束をされた事項と合致をするというところが重要というふうに考えておりますので、行政相談との関係というよりは、申請書としてしっかり整合するという点を留意いただければというふうに考えております。</u></p> <p>・今の点ちょっと補足させていただきますが、最初に行政相談を必ずするような形で御発言されていましたが、<u>特段行政相談についてはマストではなくて、何か申請に当たって事前に悩む部分があるのであればもちろん相談していただいとっておりますけれども、具体的な中身については、やはり申請を受けてから審査となりますので。</u></p>
<p>○近畿大学原子力研究所</p> <p>・そうですか。<u>少し前にちょっと設工認が必要ではない工事ということでちょっと行政相談させていただいて、そのときに、規制庁として、たしか行政相談をということで何か文書をたしか出されていたと思いますが、あれはマストではなくて、本当に微妙なときには必ずという、そういう感じでということよろしいんですかね。</u></p>
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <p>・ちょっとどういう文書を想定されて言われているのかちょっと認識できていないんですけれども、今言われたとおり、<u>基本悩むような部分、申請がこれ必要なのだろうかという、そういったところで事業者側として悩む部分があれば、もちろんどんどん行政相談をしていただいたほうがいいと思っておりますけれども、特段悩む部分がなければ申請をしていただいて、その</u></p>

御意見

上で我々のほうで審査をさせていただくという形になりますので、そのような認識でいただければと思います。

○近畿大学原子力研究所

- ・それから、2点目の質問が、資料2についてなんですけれども、資料2の中で、保安規定の変更、2ページ目の3ポツでございますけれども、ここで一定期間が必要だということなんですけれども、この期間として、審査の期間は事業者によってちょっと事情が変わってくるので異なるということは分かるのですが、その後の処理期間として、要は認可までということで、大体どの程度、1.5か月ぐらいを見込んでおけばいいのかなどか、それとももうちょっと見込んでおいたほうがいいのかというところについてちょっと質問です。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

- ・審査終了後におかれましては、大体いつも補正が出てくるものと認識しております、概ねそこからの処理期間として、今までの実績を見ますと1か月程度かかるものと考えてございます。
- ・今の点も補足いたしますけれども、まずどれぐらい前に申請が必要かというところなんですけれども、保安規定の標準処理期間としては3か月になっているかと思えます。ただ、この技術評価書はかなり、その炉にもよるかもしれませんけれども、かなりボリュームがあるものと認識しております、実用炉の例で言いますと、基本1年ぐらい前には申請をいただいているようなものとなってございます。ただ、実用炉の場合は審査会合等で技術評価の中身を細かくチェックしていくということですのでそれぐらいの前に出していただくことになっているんですけれども、試験炉、その炉にもよると思えますけれども、少なくとも半年ぐらい前には申請いただけるように準備のほうは進めていただければというふうに思っております。

○近畿大学原子力研究所

- ・特に品質保証のところ絡んでなんですけど、品管規則でちょっと求めているところというものが、中身として許可の中で添付11で、QCP（引用者注：品質管理計画のこと。）のほうを添付してという形なんですけど、設工認のほうでもQCPのほうを明確にしてということでちょっと重複してるようなイメージがあるんですけど、そこはなぜ重複してるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

- ・まず今回許可段階に品質管理体制、品質マネジメントシステムを持ってきたのは、これまでは設工認段階からの設工認段階における品質管理マネジメ

御意見

ント体制を求めていたということで、そこは許可段階に格上げいたしましたし、許可の段階から一貫性を持って品質管理マネジメント体制を事業者で安全を確保していただくという上で、やはりその許可の段階から品質管理体制について必要だということで、許可の段階から求めたものでございまして、設工認段階ではその設工認段階における品質管理体制について、説明していただくことになっているかと思っておりますけれども、今回の変更では特に許可の段階から求めているというところで御理解いただければと思うんですけれども。

○近畿大学原子力研究所

・すみません、これ新規規制基準のときにやって、元々新規規制基準のときは、今回の3条改正の前でしたので、QCP そのものを問われていたのが、設工認の中で全体をチェックしてという形で、3条改正があつて、許可の段階でQCPのチェックとかがあって、その後、設工認でどこを見るんだというところで、主にはじゃあQCPはQCPとして、許可の段階で見てるので主は多分設計開発とかそこ以降の後段ところは設工認の中の品証のところを確認をかけるという、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・そうですね。許可の段階で確認した品質管理体制について許可との整合性の観点から設工認段階でもきちんとその設工認段階での品質管理体制が構築されているというところを我々としても確認させていただくという流れになってございます。

○京都大学複合原子力科学研究所

・申請書のことでお伺いしたいと思っております。今回の改正の中で、我々添付11については大変申し訳ないと思っておりますが、添付11という品質管理に係るものが追加されているわけなんです、同じく本文の9号というところで、品質管理に関する体制の整備という説明書というのが求められております。

さらに元々の品質管理についてはこういう規則ができる前は添付5に記載するということで、これは我々のところは2006年だったと思っておりますが、添付5に品質管理のことを記載するというふうにしておりました。今ちょっとその本文と添付5と添付11の関係というのはちょっとすいません、我々つい最近も審査していただいたばかりなんです、まだあまりしっかり理解していないというところもあります。

何かちょっと重複してるのではないかなという気もしておりますが、これについてはどのように整理、添付5もそうなんです、どういう形で整理して

御意見

いったらよろしいんでしょうか。よろしく願いいたします。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・添付 5 と品管の本文と添付 11 でございますけれども、まず添付 5 については基本的にその審査基準的なものは原子力安全委員会が定めたその技術的能力に係る指針でございますので、やはり主なポイントはこの技術的能力、運転遂行、運転をするなりその変更するに当たってのその技術的能力について、原子力安全委員会の指針に基づき必要な体制があるかというところを確認させていただいておりまして、本品質マネジメントについては規制委員会規則で、こういったその品質管理体制を構築するよう求めてございまして、本文のほうの品質マネジメント体制の整備に関わる部分については、この規制委員会規則に基づく体制等が構築されているかというところを申請書に記載していただいて、我々としてもそれを確認すると。

一方、添付 11 の品質管理に必要な体制の整備に関する説明書なんですけれども、ここはなかなか我々のほうでも、こう書いてくれというのを示していないガイド等がない状況でございますが、今規則上の規定を見ると、変更後における品質管理に必要な体制の整備に関する説明書となっております。これまで何件か許可、変更許可、変更承認を処分してきておりますけれども、あの京大のほうも処分ございますけれども、ここの説明書、添付 11 のほうでは本文に従って構築した体制についての具体的な説明なりが説明されているものというふうに理解しております。

ただここ実際はその本文、添付 11 というように何を書くべきかっていうのは、少し我々の中でも今議論があるところでございまして本日の御意見を踏まえて、今後そこの記載ぶりについては我々の中でも検討していきたいというふうには思っておりますけれども、一応本文が規制委員会規則に基づく体制をしっかりと書いていただいて、本文はそれに対する説明書というのが基本的な考え方になっているところでございます。

○京都大学複合原子力科学研究所

・我々のところでは今年度中にまた変更申請を出す予定で考えておりますので、ぜひその辺りのときに添付 11 の記載方法についても御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○京都大学複合原子力科学研究所

・我々のところではつい最近作ったんですが、そのときにですね発電炉の添付 11 を参考したときに、発電炉の記載では、例えば今回の設置申請書を作る上でどういう品質体制でやったか、それからこういうことが結構詳しく書かれていたんですが、そういうことを今後もそういう形にするのかどうかって

御意見

いうところは、ちょっと発電炉と、並びに今回ちょっとになってないんですが、その辺りちょっと悩んだところでございます。

また今後御指導いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

- ・今、お話があったとおり発電炉では、許可変更の申請のときには、その変更に係る QMS をどういうふうにしたのか、その実績をその説明書で書くようにということを求めているようでございます。

そこら辺、試験炉のほうでは、まだ明確に整理されていないところがありますので、これからしっかり整理はしていきたいとは考えております。

○近畿大学原子力研究所

- ・資料1の設工認の中の、本文に工事工程を追加という項目があって、そこ一つだけ質問させてください。

確認なんですけれども、どうしてもこの設工認をもらってから、我々物を作ってみて、昨今の半導体不足とかがあるので、どうしても工事工程表をしっかりと作ったんだけどちょっと守られないよということがあるかもしれないんですね。その場合は仕方がないですよ、ということではよろしいでしょうか。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

- ・設工認で工事工程表を追加となっていて、特に工事に入った後等には、特にこれ変更手続等は具体的な規定はないんですけれども、基本その許可のほうでの工事計画、工事工程に紐づくものというふうに考えておりますので、変更があれば許可のほうの工事計画が届出として我々のほうに提出されるものというふうに認識しております。

※：ハッチング部は、今後、原子力規制庁研究炉等審査部門において検討すべき事案として残ったもの。

(2) 長期施設管理方針に関する御意見とそれに対する回答

御意見
<p>○日本原子力研究開発機構</p> <ul style="list-style-type: none">・資料 2 の 1 ページの 2 ポツのところを確認なんですけども、①のところ<u>に</u>運転開始後 30 年までにという記載がありまして、この運転開始の定義について、ちょっと確認なんですけども、これについては、<u>従来試験炉は文部科学省のほうから事務連絡というのがあるって、初回の保安規定認可日というところでほかの施設は評価を実施しているんですけども、一方で発電炉は使用前検査の合格日を起点としているというところがありまして、今後、使用前検査、発電炉と同じように使用前検査の合格日を運転開始 30 年の規定に統一していただきたいというふうに考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。</u> <p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <ul style="list-style-type: none">・今、御指摘いただいた点、ちょっと過去のほかの炉との並びもございまして、<u>ちょっと我々のほうで検討させていただいて、また改めてちょっと御回答させていただければと思います。</u>
<p>○京都大学複合原子力科学研究所</p> <ul style="list-style-type: none">・資料 2 のことでもちょっとお伺いしたいと思います。資料 2 の 3 ポツに保安規定変更の認可を受ける時期ということに記載しておりまして、長期施設管理方針については既に保安規定にもどういう形でやるということはもう既に記載されているところがございますが、我々のところ、来年度に見直すということで、下に書いてありますように迫っているわけなんですけど、<u>これは長期施設管理方針の見直しというものと、したときには保安規定を何らかの形で変えなければいけないということなんではないでしょうか。それとも保安規定で長期施設管理方針の決め方について変更した場合には保安規定を変更するということなんではないでしょうか。</u> <p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <ul style="list-style-type: none">・まず、<u>技術評価書のほうをまず評価をしていただいて、変更なしの場合は、そのときに取った評価をした日付ですね、それをきちんと保安規定のほうに明記して行うという処理がございまして。</u>・ちょっと追加で説明いたしますけれども、まず、<u>保安規定に長期施設管理方針を定めて、その日付、何年から何年までの対象だというところは明記いただくんですけども、それに加えて、技術評価書を添付することに、保安規定の変更認可申請において技術評価書を添付することが新たにこの 3 条改正後求められておりますので、必ず技術評価書と保安規定の本文なり、普通最後に添付だったか、ちょっと後ろのほうに長期施設管理方針を書いた上</u>

御意見

で技術評価書を添付するという事ですので、先ほど申しましたが、この技術評価書も申請いただいて、我々のほうでも見る、確認する必要がございますので、なるべく早く半年以上前に申請いただければというふうに考えているものでございます。

○京都大学複合原子力科学研究所

・ちょっと確認なんですけど、今の保安規定、我々のところに具体的に今のこの2013年からになるんですけど、13年から23年という日付は今我々のところに入ってないんですけど、今後、これについては保安規定のところに日付、いつからいつまでということを明確に記載するという事で対応するという事でよろしいでしょうか。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・そのような理解でお願いいたします。
・見直した結果、変更がなくても対象期間が変更されるので、保安規定変更認可は必要になるという理解でよろしいですね。

○日本原子力研究開発機構

・同じく資料2について2点確認させていただきたいと思います。まず、この長期施設管理方針に係る保安規定の記載について、今後、試験研究炉については保安規定にどう記載するかというのはちょっと御相談させていただきたいと思います。そのときは行政相談という形でよろしいでしょうか。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・この長期施設管理方針に係る行政相談、こちらでも承りますので言っただければと思います。

○日本原子力研究開発機構

・もう1点、この資料の2ポツの⑤のところに記載していただいています技術評価書に添付というお話なんですけど、ちょっとこの技術評価書の申請書に申請に当たっての位置づけをちょっと確認させていただきたいと思います。その理由といたしましては、試験炉規則の15条のほうに保安規定の申請に当たっての記載がございますが、その中で添付書類をつけるという規定にはなってございません。ですので、今回、技術評価書を示すようにという御指示なのは理解いたしますので、それについては申請の際、別途参考資料という形でお出しするという形でよろしいでしょうか。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・2点目の技術評価書の位置づけでございますけれども、求めているのは資料2の4ページ目に記載がありますとおり、保安規定の審査基準の中でこういった形で申請書に技術評価書が添付されていることということを審査基準

御意見

上求めてございます。したがいまして、審査において必要な書類、この審査基準を確認する上で必要な書類となつてはございますけれども、最初に言われたその規則との関係につきましては、ちょっとすみません即答できませんので、ちょっとほかの炉の実用炉等の例等も踏まえまして、少しちょっと我々の方でも整理させていただければと思いますけれども、確実にこの審査基準で求めているということで審査上必要な書類というところは御理解いただければと思います。

- ・御指摘いただいた技術評価書の添付の位置づけについては、内部で確認の上、別途お答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

※：ハッチング部は、今後、原子力規制庁研究炉等審査部門において検討すべき事案として残ったもの。

(3) 廃止措置実施方針に関する御意見とそれに対する回答

御意見
<p>○近畿大学原子力研究所</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今度は資料 3-1 の廃止措置実施方針の見直しについて、もう一度ちょっと確認させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。 <p>最後のほうで、見直しの対応のところです。3. 見直しの対応の最後の最後のほうなんです、見直しの結果、変更がなかったとしてもその旨を変更と公表しなさいということがあったんですけれども、確認させてください。<u>近大として見直した結果、見直す必要ないですよということになった場合も規制庁さんに連絡すること。それと我々のホームページでちゃんとその見直した日付がしっかり分かるようにして公表しておくこと</u>という二つでよろしいんでしょうかね。</p>
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ おっしゃるとおり、<u>分かりやすいところとしては実施方針の中に見直しを行った日付を明記いただいて、その上で公表いただく</u>と。それとともに原子力規制庁に御連絡をいただくということで御対応いただければと思います。
<p>○近畿大学原子力研究所</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>そこで、初版は何年何月ですよ、2 版目は何年何月ですよ</u>ということ公表するいわゆる電子文書の PDF に記載しておけばいいということでしょうか。
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>そのような形で御対応いただいて結構でございます。</u>
<p>○日本原子力研究開発機構</p> <ul style="list-style-type: none">・ 私も資料 3、廃止措置実施方針についてお伺いしたいんですけども、<u>ここで見直しと変更という言葉があるんですけども、その廃止措置実施方針の運用の仕方として、記載事項は何か変更があればその都度見直しを行うというものではなくて、定期的に見直しを行い、その結果変更がある場合はリバイスをかけるとい、そういう運用というふうに理解すればよろしいでしょうか。</u>
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>そうですね。5 年以内に見直すということですので、定期的に見直しを行っていただいて、その上で、先ほど近畿大学さんにもお答えをしておりますけれども、変更ありなしにかかわらず、ない場合は日付を記す、変更がある場合は変更点をしっかり明記をしていただく</u>ということで見直しを進めていただくということで対応いただければと思います。・ <u>今の点、補足ですけれども、3-1 の 5 ページ目に関係法令として規則をつけさせていただいておりますけれども、その前の法律ですね、法律の四十三条</u>

御意見

の三の第 3 項を見ていただくと、廃止措置実施方針の変更をしたときは遅滞なく公表しなければならないということで、もちろん少なくとも 5 年ごとに見直さないといけないんですけれども、それ以外でも、例えば変更許可を受けたりしてその内容が変わるとか、あるいは廃止措置の段階に入っている原子炉であれば、廃止措置計画の変更の認可を受けて、その変更によって廃止措置実施方針も変わるのであれば、その時点時点ごとに変更して公表することとなりますので、そこはそういう理解で御対応いただければと思います。

○日本原燃株式会社

- ・廃止措置実施方針の公表のところで、ちょっと 1 点確認の質問をさせていただきます。現在はこの公表後 5 年ごとに見直しをするという話になってございますが、日本原燃の埋設事業におきましては、昨年度の 3 号埋設等の安全審査の事業変更許可を取得したことに伴い、最新ですと 2021 年 9 月 17 日に改定をして公表してございます。そこで、次の、少なくとも 5 年を超えないという考え方の中で、例えば日本原燃の埋設、廃棄物埋設施設においては、次の改定というのは少なくとも 2026 年 9 月 16 日までという考え方でよろしゅうございますでしょうか。

※：**ハッチング部**は、今後、原子力規制庁研究炉等審査部門において検討すべき事案として残ったもの。

(4) その他の御意見とそれに対する回答

御意見
<p>○日本原子力研究開発機構</p> <p>・今、ここで個別具体のその課題・懸案等とお話しするものではなくて大変恐縮なんですけども、かねてより面談等の中で、今、管理官おっしゃられた過剰な規制要求になっているのではないかといった点について、いろいろとお話させていただいているという認識でございまして、機構の中でもそういったものがないかということは今、精査をさせていただきます。</p> <p>ちょっと考え方、解釈の仕方、様々ございますのでまずはちょっと機構の中で揉ませていただいた後で改めて、必要に応じて御相談させていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしますということと、あとは原子力機構、様々な施設ございますけども施設に応じて面談審査会合等で個別にいろいろと御対応いただいておりますし、またあの機構での話については安全・核セキュリティ統括本部の役職者との面談等も設定させていただいております、その中で良好なコミュニケーションができておると思っております、そういった場を利用して引き続きその円滑な許認可業務、御協力いただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
<p>○近畿大学原子力研究所</p> <p>・その規制の強弱というか、規制の仕方というところでちょっとお聞きしたい点が1点ありまして、<u>実用炉のほうでは工事に関して、たしかかつては認可工事と届出工事というグレード分けがされていたと思うんですけども、その仕組みが試験炉のほうには導入する予定とかそういう見通しについて</u>はあるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。</p>
<p>○原子力規制庁研究炉等審査部門</p> <p>・<u>実用炉と同様な、何が設工認で許可か、何が届出かというのは、なかなか試験炉の場合は施設によってタイプなり設備も違うので、今すぐにちょっと</u>どうこうするっていうところは、<u>なかなか今の時点ではないんですけども、ただ御紹介させていただきたいのが、行政相談等でいろいろ設工認が要るのか、要らないのかとか、あるいはこれ設工認の軽微変更届でいいのかあるいは認可なのかといったような行政相談をいくつも受けて</u>ございますので、それについて考え方をまとめたものを規制庁のホームページからアクセスできますが、「<u>審査業務の流れ</u>」というの、<u>試験炉関係の編が</u>ございますので、そちらに今言ったその実用炉のその考え方を踏まえて、<u>試験炉で設工認の要・不要、それから軽微変更届、特に最近判断した事例については事例集として、その審査業務の流れの中で添付させていただいておりますの</u></p>

御意見

で、ぜひそこも御確認いただいた上で行政相談していただいで確認していただければと思いますし、そこも非常に参考になるとと思いますので、そちらぜひ皆さん御確認いただければというふうに思っております。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤）

・まずは今日このような会議、機会をいただき、いろいろな御説明をしていただきましたことに、本当感謝いたします。

我々としては、添付 11 を忘れたというミスをしてしまいまして、それに対応として、こういう規則の改正というものを察知するようなシステムを作って、適切に対応するというところで適用処理をしたところでございます。

ただ、そういうこと自体、我々としてはしっかりと規則改正には対応しているというふうに思っておりますが、できればそういうことがあったときに、今回のような御説明の機会というのを開いていただきますと、特に今回の場合結構複雑なところもございまして、ということもあります。

もし可能であれば、何か大きな改正があったときには、こういう説明会を開いていただきますと、大変ありがたく思います。我々もしっかりと対応したいと思いますが、もし可能であればそのようなことも御検討いただきたいというふうに思います。

○原子力規制庁研究炉等審査部門

・こちらとしても、今回やはり 3 条改正について、しっかりと説明が周知できていなかったといったところが一つ原因としてあるのではないかなというところを反省しております。そういった反省から今回意見交換会を開かせていただいたところなんですけれども、こちらは今後とも、節目節目で行っていくべきものだと考えておりますので、また機会を見つけてこういった意見交換会なり、説明会なりというのはしていきたいと考えております。

○日本原子力研究開発機構

・今、管理官が御発言いただいたとおり、我々のほうでその過剰な規制要求等の改善について何か御意見できるところを精査中でございます。今回、この意見交換会の対象となっておりますクリアランス、あとは埋設に関しては、今のところ拠点のほうから、具体的な過剰規制になっているというようなことが思われるような案件については上がってきてございませんので、試験炉関係であったりとか使用施設関係であったりとかといった規制の中で、別途精査して御相談させていただきたいというふうに思っております。

○原子力エネルギー協議会（ATENA）

・今日はクリアランスに関する被規制者として出席させていただいておるの

御意見

ですけれども、今、コメントいただいたというか、問合せいただいた件については、クリアランスの実績としてまだ少ないものですから、今後いろんなクリアランス申請をしていく中で、今言ったような運用の合理化等を相談させていただきたい案件が出てくると思いますので、今時点、今、今日の時点で具体的にどういうものがあるかというのはないんですけれども、今後そういったものが出てきたときには、タイムリーに相談、意見交換させていただくというような場を設けていただくようお願いしたいというものでございます。

○日本原燃株式会社

- ・当然、当社は被規制者として事業活動を行っている立場として、今回のこの廃棄物埋設に係る 3 条改正に係る対応のみならず、日常の活動の中での廃棄物埋設に関わる廃棄物埋設確認申請であるとか、そういったもろもろの諸手続のほうも、規制庁のほうとは日常的にコミュニケーションを取らせていただきながら対応しているところというところでございます。現時点におきましては、特段そういった規制要求といったところで具体的にこうといったものは出ている状況にございませんが、先ほどの ATENA さんと同様、またこの事業活動を通じて、どうしてもこういった不便が出るといったようなことがありましたら、その都度また規制庁のほうに御相談しながら進めていければというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

※：ハッチング部は、今後、原子力規制庁研究炉等審査部門において検討すべき事案として残ったもの。

核燃料物質の使用の規制に関するご意見 ～アンケート結果について～

令和4年7月4日

原子力規制庁 原子力規制部
研究炉等審査部門 使用担当

1

アンケートについて・・・

- 経緯

令和3年10月15日第37回原子力規制委員会及び12月15日第52回原子力規制委員会にて、委員より、核燃料物質を使用している事業者（以下「使用者」という。）は事業者数が多く、使用の形態も様々であるため、積極的に情報交換を行うべきとの意見がありました。

核燃料物質の使用の現場において、日常的に困っている点、現在の規制のルールでわかりづらい点や改善点等を把握し、核燃料物質の使用に関する規制をより良い運用にするため、アンケートを実施しました。

- 実施期間：令和4年4月28日～5月20日
- 実施方法：メール
- 回答数：100件（全201事業所のうち、100事業所から回答あり）

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました！

2

1. 関係法令や制度に関するご意見

- 核燃料物質の使用に関する法令体系がよくわからない。
- RI法と一本化してほしい。
- 略語が多く、用語がわかりづらい。
- 要求事項がわかりづらい/安全機能の定義や火災の要求事項がわかりづらい。
- 関係法令の要約版、ガイドライン、解説等があると良い。
- 令第41条該当施設と令第41条非該当施設で、法令を分けてほしい。
- 令第41条該当施設の中でも、グレーテッドアプローチを適用してほしい。
- 規制緩和や規制の合理化を希望する。
(使用の用途や使用量等に応じた規制緩和を検討してほしい/RIの軽微な変更のようにできないか/
Puについては、使用量に応じた規制の合理化を検討してほしい/廃棄物の扱いや処分を合理化してほしい)
- 申請書の記載事項について、具体例、過去の事例、解説を示してほしい。
- 参考資料として添付する資料の位置づけを法令等で明確化してほしい。
- 申請時、変更箇所以外は記載不要にしてほしい。
- 申請時、他事業の施設における許可事項の記載を不要としてほしい。
- 許可基準規則への適合性を確認するチェックシートの位置づけを明確にしてほしい。
- 申請書の「予定使用期間」について、3年毎に更新するのは手間なので見直してほしい/「処分方法が定まるまで」等の記載してほしい。

3

2. HPや広報活動に関するご意見

- どこに何が掲載されているかわかりづらい。
- 申請書の様式や届出の記載例がどこに掲載されているかわからない。
- 届出の記載例は、適宜、見直してほしい。
- 届出の記載例はわかりやすいので、申請書の記載例や参考となる資料を掲載してほしい。
- どういった場合にどのような手続きをすれば良いのかがわかるようなフローを掲載してほしい。
- よくある質問のQ&Aのようなものを掲載してほしい。
- 様式類や法令等は、改定日を併記してほしい/HPに旧版の掲示が残っている。
- 申請時のチェックリスト（申請書の記載事項や添付書類の一覧表）を掲載してほしい。
- 核燃料物質の使用に関する情報収集の場が少ないので、今後も説明会を定期的で開催してほしい。
- 勉強会や講習会を開催してほしい（施設の種類に応じた勉強会を希望）。
- 説明会の資料は事前に公開してほしい。

4

3. 原子力規制庁の窓口や体制に関するご意見

- 窓口がわかりづらい。
- 窓口を一本化してほしい。
- 何でも相談できる窓口を設けてほしい。
- 担当者や担当部署によって見解が異なるので困る。
- 部署によって、申請書や届出の書き方が異なるので、見解を統一してほしい。
- 地震発生時や緊急時の連絡先や報告内容等、最新の情報がほしい（HPに掲載してほしい）。

5

4. 申請や面談の流れに関するご意見

- 今後も、事前に申請書の記載方法等について相談できるようにしてほしい。
- 申請や面談におけるQ&A集のようなものを公開してほしい。
- 面談資料の準備が必要である旨を周知してほしい。
- 面談資料の公開範囲を見直してほしい。
- 事前のヒアリングは実施されていないと聞いているが、何らかの形で事前確認できる場を設けてほしい。
- 手続きに労力と費用を要するので、負担軽減をお願いしたい。

6

5. 品質管理に関するご意見

- 要求事項がわかりづらい。
- 記載例を示してほしい。
- 記載例がわかりやすい。
- 申請書の様式に品質管理に関する記載のポイントを記載してほしい。
- 品質管理は、大学等では負担が大きいので、良好事例を示してもらえると参考になる。
- QMSは定期的に変更されるものなので、その都度の変更申請は馴染まない。軽微な変更届の提出も検討してほしい。

7

6. 廃止措置に関するご意見

- 廃止措置全体の流れがわかりづらい。
- 使用変更届と廃止措置計画の軽微な変更届を合理的に手続きできるようにしてほしい。
- 実用炉のように施設単位での廃止を可能としてほしい。
- 廃止措置計画の変更を繰り返していくと、使用許可の内容からずれていくと思うので、現在の許可の内容はどれが正なのかがわからない。
- 廃棄物を長期的に保管するために保管廃棄施設を新設する場合は、廃止措置計画の変更申請を行うのか、使用変更許可の申請を行うのかわからない。
- 廃棄物を他事業者に引き渡す場合は、廃止措置計画変更認可を受けることになっている一方で、使用許可の場合は、その範疇であれば変更許可申請は不要となっており、廃止措置の方が厳しいと感じる。

8

7. その他のご意見

- 使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分場を早く作ってほしい。
- 放射線管理等報告書の提出期限の延長を考慮してほしい。
- 国際規制物資の使用に関するご意見。
 - 核燃料物質受払計画等報告書等の記入例をHPで探すのに手間が掛かる。
 - 実在庫明細報告書等において、記号等がわかりにくい。
 - 報告書の提出期限について見直してほしい。

貴重なご意見をありがとうございました。

9

本日のご説明事項・・・

1. 核燃料物質の使用に関する関係法令
2. HPの掲載事項
3. 核燃料物質の使用に関する窓口
 <参考> 放射性物質の使用について
4. 申請や面談の流れ
5. 品質管理に関する記載事項
6. 廃止措置の概要

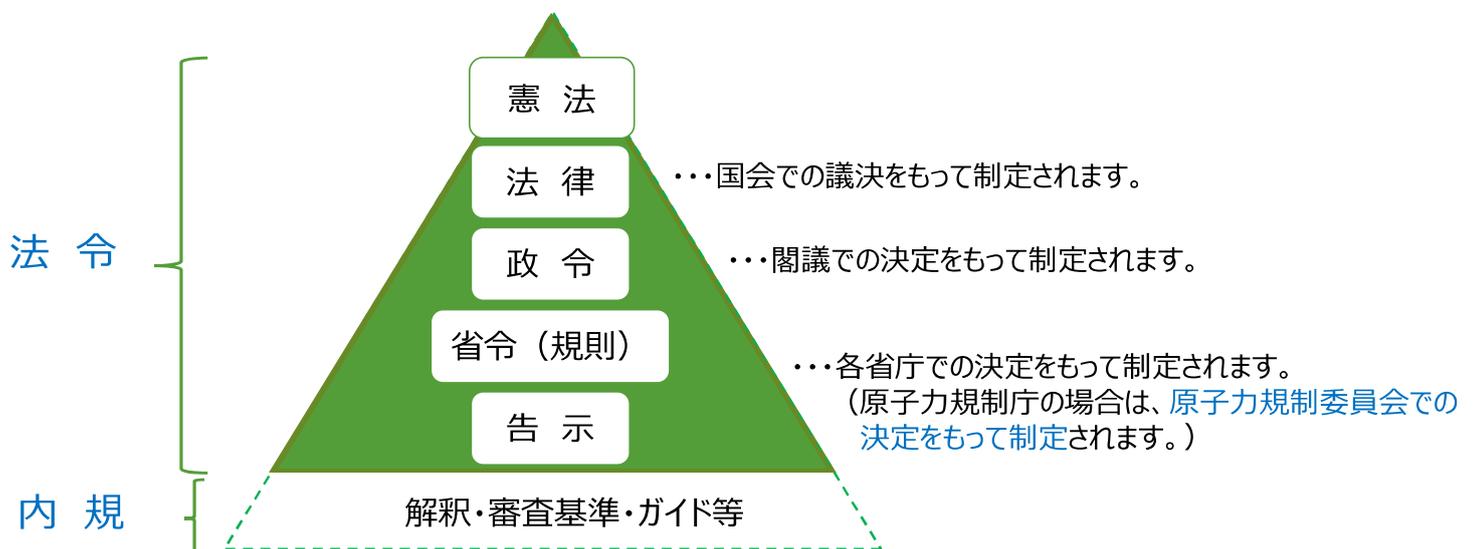
10

1. 核燃料物質の使用に関する関係法令・・・

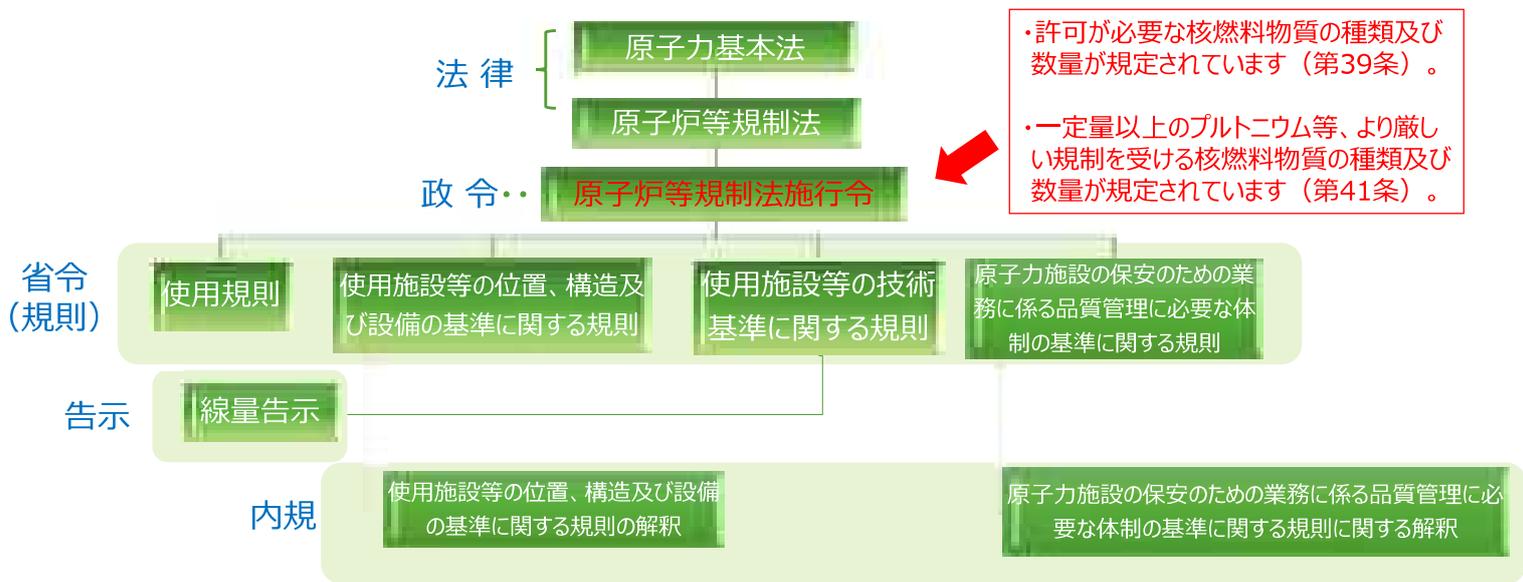
- 原子力基本法
 - ① 原子力の利用は、**平和の目的に限り、安全を確保した上で**行う。
 - ② **核燃料物質の使用**については、別に**法律**で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。
- **核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（略称：原子炉等規制法、炉規法）**に基づき、様々な規制が行われています。
- 原子炉等規制法の関係法令等は以下のとおりです。
 - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（略称：原子炉等規制法施行令）
 - 核燃料物質の使用等に関する規則（略称：使用規則）
 - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（略称：使用許可基準規則）
 - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
 - 使用施設等の技術基準に関する規則
 - 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（略称：品質管理基準規則）
 - 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する解釈
 - 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（略称：線量告示）

11

- 法令とは、具体的には、憲法・法律・政令・省令・告示を指します。
- 法令の下に、内規があり、具体的には解釈・審査基準・ガイド等があります。これらは、法令の要求事項について、事例を用いて具体化したり、行政庁が許認可等を行う際の判断基準をまとめたりしたものです。



12

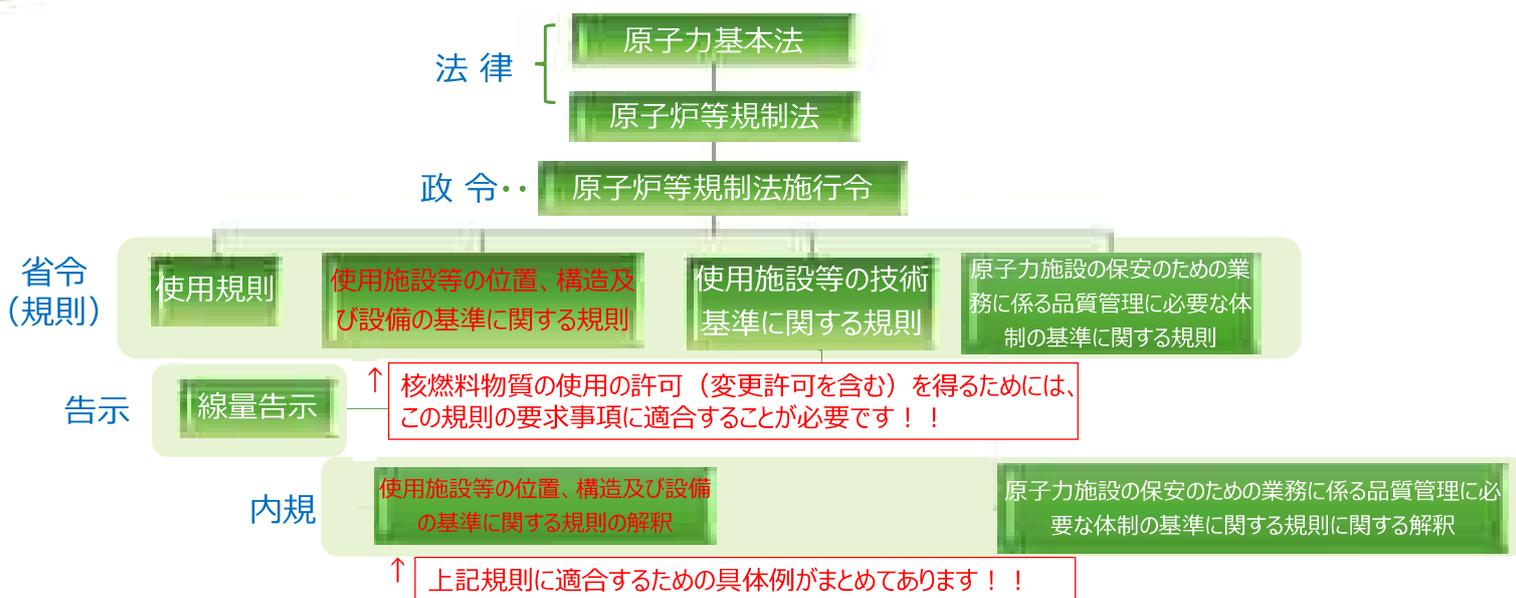


13



放射線業務従事者の被ばく線量の限度、管理区域や周辺監視区域境界に係る線量等が規定されています。

14



関係法令は、原子力規制委員会HPに掲載されています！

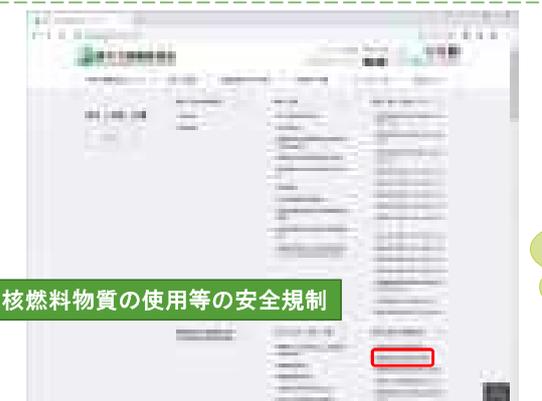
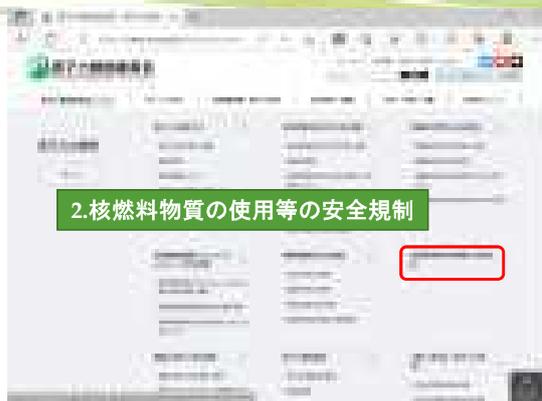
15

2. HPの掲載事項・・・

原子力規制委員会トップページ (<https://www.nsr.go.jp/>)

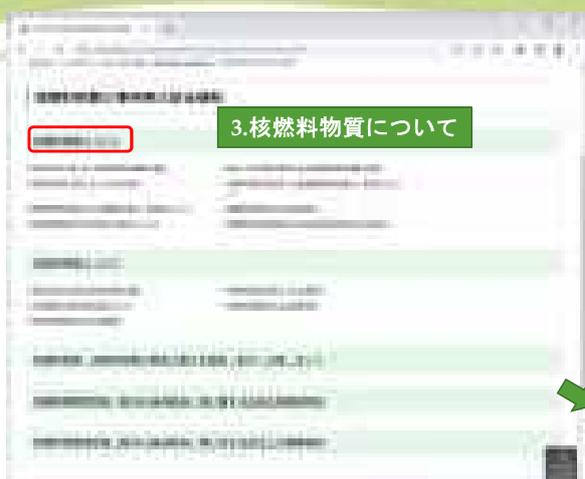
- トップページ > 法令・手続・文書 > 規則・告示・内規・ガイド
 - 「使用に関する規則・告示・内規・ガイド」に関係法令が掲載されています。
- トップページ > 原子力の規制 > 核燃料物質の使用等の安全規制
 - 核燃料物質の使用の規制に関する概要が掲載されています。
 - 「核燃料物質使用許可申請等の手続きについて」が掲載されています。
- トップページ > 原子力規制委員会について > 原子力規制委員会関連
 - 「原子力規制委員会」に、毎週水曜日に開催される原子力規制委員会の資料や議事録が掲載されています。

16

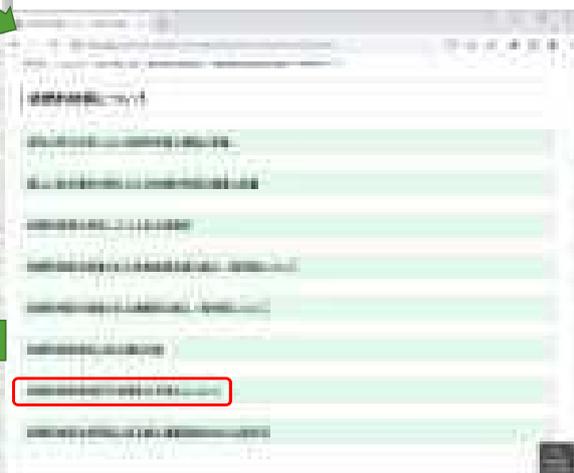


どちらでも「核燃料物質の使用等の安全規制」のページにアクセスできます。

説明会の映像では、HPの画面の遷移を動画で紹介しています。



4.核燃料物質使用許可申請書の手続きについて



3. 核燃料物質の使用に関する窓口・・・

- **原子力規制部 研究炉等審査部門**は、核燃料物質の使用に関する下記についての窓口となっています。
 - 使用許可申請（新たに核燃料物質を使用するための許可を得るための手続き）
 - 使用変更許可申請（既許可の内容を変更するための手続き）
 - 使用変更届（代表者氏名の変更等の軽微な変更をするための手続き）
 - 合併・分割認可申請（法人の合併や分割に伴って、使用者の地位を承継させるための手続き）
 - 廃止措置計画認可申請（全ての核燃料物質の使用を廃止するための手続き）
 - 廃止措置計画変更認可申請（認可済の廃止措置計画を変更するための手続き）
- 研究炉等審査部門の連絡先
Tel:03-5114-2118/ Fax : 03-5114-2191/ E-mail:shiyou@nra.go.jp

原子力規制委員会HPにも掲載しています！

18

その他の窓口については、以下のとおりです。

- 核燃料物質の使用に関する報告書（放射線管理等報告書、廃棄物管理報告書）の提出、原子力規制検査、施設の管理、記録等に関する窓口
 - 原子力規制部 核燃料施設等監視部門
Tel: 03-5114-2115、Fax:03-5114-2180
- 国際規制物資の使用・計量管理に関する窓口
 - 長官官房 放射線防護企画課 保障措置室
Tel: 03-3581-2102
- 核燃料物質の漏えい事象の発生等トラブル発生時の通報先
 - 長官官房 総務課 事故対処室
Tel: 03-5114-2110、Fax:03-5114-2197

19

<参考> 放射性物質の使用について・・・

- これまで放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資）を使用した経験のない方からのお問い合わせについて、原子力規制委員会のHP経由で簡単にご相談ができるようになりました。

URL:https://www.nsr.go.jp/Selection/houshasen_toriatsukai.html

トップページ> 目的別メニュー> 基本情報> 初めて放射性物質の取扱いを検討されている方へ

- こちらのページは、初めて放射性物質を使用する方に向けたページですが、以下についても掲載されていますので、ご参照ください。

- ① 放射性同位元素、核燃料物質、国際規制物資、核原料物質の規制の概要
- ② 輸出入の手続き
- ③ 関係法令

20

輸出入の手続きや
関係法令を確認
することができます。

The screenshot shows the website of the Nuclear Regulation Authority (NSR). The page title is "初めて放射性物質の取扱いを検討されている方へ" (For those who are considering handling radioactive substances for the first time). There are three red boxes with arrows pointing to them from external text. The first box is around a link for "放射性物質の規制の概要" (Overview of radioactive substance regulations). The second box is around a link for "輸出入の手続き" (Export/Import procedures). The third box is around a link for "関係法令" (Related laws). The text "こちらから放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資）の規制の概要をご確認いただけます。" (You can check the overview of regulations for radioactive substances (radioactive isotopes, nuclear fuel, nuclear raw materials, international regulated materials) from here.) is placed to the right of the first box. The text "【参考】初めて放射性物質を使用する場合は、こちらからお問い合わせいただけるようになりました。" (Reference: For those who are using radioactive substances for the first time, you can now inquire from here.) is placed to the right of the third box.

こちらから放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資）の規制の概要をご確認いただけます。

【参考】
初めて放射性物質を使用する場合は、
こちらからお問い合わせいただけるようになりました。

21

HPのトップページ～規制に関する各種手続きのページ→核燃料物質の使用の規制に関するページまで・・・



1.法令・手続・文書



2.規制に関する各種手続き

説明会の映像では、HPの画面の遷移を動画で紹介しています。

22



3.核燃料物質について



4. 申請や面談の流れ・・・

- 新規に核燃料物質の使用の許可を取得したい場合（核燃料物質使用許可申請の提出が必要）や既許可の内容を変更したい場合（核燃料物質使用変更許可申請書又は変更届の提出が必要）で、申請書の記載方法がわからない等、手続き上、不明な点がありましたら、必要に応じて、ご相談を承っております。
 - 行政相談という形で、Web会議システム又は対面により、お話を伺います。
 - 必要に応じて、相談内容をまとめた資料をご用意ください。
- 申請書ご提出後、申請書の内容で確認させていただきたい事項やご説明いただきたい事項があった場合は、当庁よりご連絡いたします。
 - 必要に応じて、面談を実施させていただきます。
 - 面談資料のご準備を依頼させていただくことがありますので、予め、ご了承ください。

23

- 提出済みの申請書について、記載内容を補正（修正）する必要が発生した場合は、補正申請書の提出により、申請書の補正が可能です。
 - 補正する内容について、予めご相談したい事項がある場合は、補正申請書提出前に面談を実施し、お話を伺っております。
- 行政相談や面談の資料について、非公開情報がある場合はマスキング版の資料もご提示ください。また、マスキングが適切か否かを面談時に確認させていただきます。
- 行政相談や面談の実施後・・・
 - 当庁にて、面談録を作成します。
 - 令第41条該当施設※¹については、面談録及び面談資料をHPで公開します。（令第41条非該当施設※²については、面談録及び面談資料を公開していません。）

※¹：原子炉等規制法施行令（P.4参照）第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設等

※²：令第41条該当施設以外の使用施設等（原子炉等規制法施行令第41条に該当しない核燃料物質を使用する使用施設等）

24

5. 品質管理に関する記載事項・・・

- 令和2年4月1日付けで原子炉等規制法及び使用規則が改正され、核燃料物質の使用許可及び使用変更許可に係る申請書に、**使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載するとともに、これを説明する資料を添付すること**となりました（議題1もご参照ください）。
- 申請書の記載事項及び添付書類の一覧は、次頁のとおりですので、申請の際にご確認ください。

25

<申請書の記載事項（原子炉等規制法第52条第2項）>

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 使用の目的及び方法
3. 核燃料物質の種類
4. 使用の場所
5. 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間） 予定使用量
6. 使用済燃料の処分の方法
7. 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
8. 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備
9. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備
10. **使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項**

<添付書類（使用規則第2条第2項）>

1. 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書
2. 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書※
3. 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書
4. **変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書**

※ 2. については、令41条該当施設にのみ適用されます。

26

- 記載例（ただし、令41条非該当施設に限ります）は、原子力規制委員会HPの「核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会」の配付資料に掲載されています。

URL: <https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/setsumeikai.html>

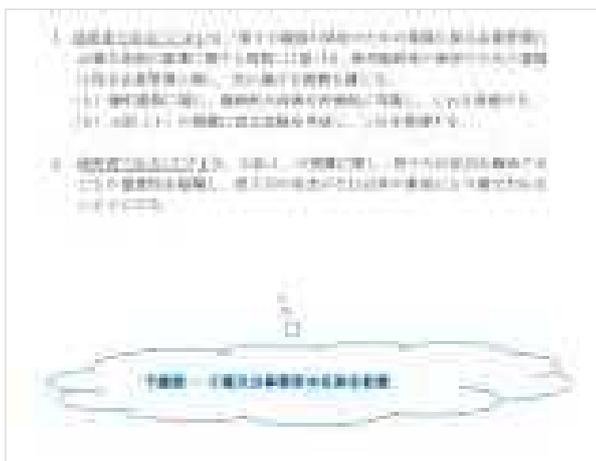


27

<記載例>

（申請書）

使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項



※ 前ページ記載の配付資料P.162に掲載されています。

（添付書類：使用施設の例）

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

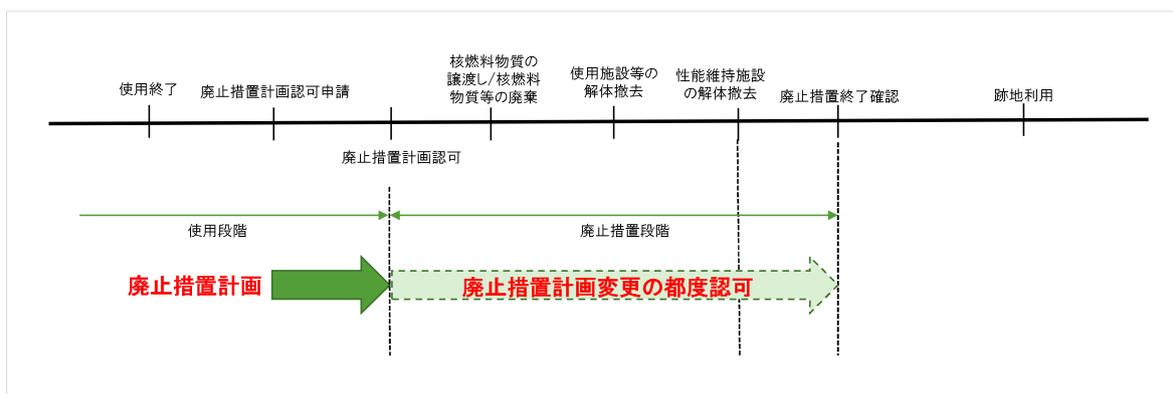


※ 前ページ記載の配付資料P.163-165に掲載されています。
（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の各施設の例を掲載。）

28

6. 廃止措置の概要・・・

- 核燃料物質の全ての使用（実験等による使用、核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄）をやめる場合、廃止措置を講ずることになっています。
- この場合、廃止措置計画の申請が必要となります。



29

- 廃止措置計画は、使用の許可を受けている単位 = 事業所毎に提出していただくことになります。
- 同じ法人（同一の会社や大学等）において、核燃料物質を使用している事業所が複数ある場合は、**事業所毎に廃止措置計画の申請を行う**こととなります。
- 令第41条非該当施設に関しては、廃止措置計画の認可に関する審査基準が令和3年12月15日に制定されました。
 - この審査基準については、原子力規制委員会のHPに掲載されております。廃止措置計画の申請書及び添付書類の記載事項について、こういった観点で審査するのかがまとめられていますので、廃止措置を検討される際にご参照ください。

URL: <https://www.nsr.go.jp/data/000376794.pdf>

30

- 従来は、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていなかったと廃止措置を実施できず、核燃料物質を貯蔵しているのみ、放射性廃棄物を保管しているのみの施設においては、廃止措置の段階に進めない状況となっていました。
- 現在では、以下の条件を満たせば、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていなくても、廃止措置の段階に進める運用となっています。
 - ① 令第41条該当施設：使用施設から核燃料物質が取り出されていなければいけません。
 - ② 令第41条非該当施設：使用施設における核燃料物質の使用が終了していなければいけません。
 - 使用施設（貯蔵施設や廃棄施設を除きます）において、実験や製造等の目的で核燃料物質の取扱いが終了していれば問題ありません。
 - ③ 廃止措置中に核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まり次第、廃止措置計画変更認可申請を提出してください。

31

- 廃止措置のポイントは、以下のとおりです。
 - 使用施設における核燃料物質の使用の意向がなく、かつ、廃止措置に向かいたい場合は、貯蔵施設での核燃料物質の貯蔵や保管廃棄施設での放射性廃棄物の保管廃棄を継続しなければいけない状況であっても、廃止措置計画の申請が可能です。
 - 廃止措置計画の認可後、以下のような場合は、廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください！
 - ① 核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まった場合
 - ！注意！
 - 変更認可後に、核燃料物質の譲渡し等を実施してください。申請後、変更認可を待たずに、核燃料物質の譲渡し等を行うことはできませんので、ご注意ください！
 - ② 廃止措置として計画していなかった変更がある場合
 - 例えば、廃止措置中に放射性廃棄物が大量に発生する恐れが出てきたため、保管廃棄施設を増設する、保管廃棄容器の種類や数量を変更する等。
 - 核燃料物質使用変更許可申請ではなく、廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください。

32

1. 関係法令や制度に関するご意見

- 核燃料物質の使用に関する法令体系がよくわからない。
- RI法と一本化してほしい。
- 略語が多く、用語がわかりづらい。
- 要求事項がわかりづらい/安全機能の定義や火災の要求事項がわかりづらい。
- 関係法令の要約版、ガイドライン、解説等があると良い。
- 令第41条該当施設と令第41条非該当施設で、法令を分けてほしい。
- 令第41条該当施設の中でも、グレーテッドアプローチを適用してほしい。
- 規制緩和や規制の合理化を希望する。
(使用の用途や使用量等に応じた規制緩和を検討してほしい/RIの軽微な変更のようにできないか/
Puについては、使用量に応じた規制の合理化を検討してほしい/廃棄物の扱いや処分を合理化してほしい)
- 申請書の記載事項について、具体例、過去の事例、解説を示してほしい。
- 参考資料として添付する資料の位置づけを法令等で明確化してほしい。
- 申請時、変更箇所以外は記載不要にしてほしい。
- 申請時、他事業の施設における許可事項の記載を不要としてほしい。
- 許可基準規則への適合性を確認するチェックシートの位置づけを明確にしてほしい。
- 申請書の「予定使用期間」について、3年毎に更新するのは手間なので見直してほしい/「処分方法が定まるまで」等の記載してほしい。

33

2. HPや広報活動に関するご意見

- どこに何が掲載されているかわかりづらい。
- 申請書の様式や届出の記載例がどこに掲載されているかわからない。
- 届出の記載例は、適宜、見直してほしい。
- 届出の記載例はわかりやすいので、申請書の記載例や参考となる資料を掲載してほしい。
- どういった場合にどのような手続きをすれば良いのかがわかるようなフローを掲載してほしい。
- よくある質問のQ&Aのようなものを掲載してほしい。
- 様式類や法令等は、改定日を併記してほしい/HPに旧版の掲示が残っている。
- 申請時のチェックリスト（申請書の記載事項や添付書類の一覧表）を掲載してほしい。
- 核燃料物質の使用に関する情報収集の場が少ないので、今後も説明会を定期的で開催してほしい。
- 勉強会や講習会を開催してほしい（施設の種類に応じた勉強会を希望）。
- 説明会の資料は事前に公開してほしい。

34

3. 原子力規制庁の窓口や体制に関するご意見

- 窓口がわかりづらい。
- 窓口を一本化してほしい。
- 何でも相談できる窓口を設けてほしい。
- 担当者や担当部署によって見解が異なるので困る。
- 部署によって、申請書や届出の書き方が異なるので、見解を統一してほしい。
- 地震発生時や緊急時の連絡先や報告内容等、最新の情報がほしい（HPに掲載してほしい）。

35

4. 申請や面談の流れに関するご意見

- 今後も、事前に申請書の記載方法等について相談できるようにしてほしい。
- 申請や面談におけるQ&A集のようなものを公開してほしい。
- 面談資料の準備が必要である旨を周知してほしい。
- 面談資料の公開範囲を見直してほしい。
- 事前のヒアリングは実施されていないと聞いているが、何らかの形で事前確認できる場を設けてほしい。
- 手続きに労力と費用を要するので、負担軽減をお願いしたい。
- オンラインで申請できるようにしてほしい。

36

5. 品質管理に関するご意見

- 要求事項がわかりづらい。
- 記載例を示してほしい。
- 記載例がわかりやすい。
- 申請書の様式に品質管理に関する記載のポイントを記載してほしい。
- 品質管理は、大学等では負担が大きいので、良好事例を示してもらえると参考になる。
- QMSは定期的に変更されるものなので、その都度の変更申請は馴染まない。軽微な変更届の提出も検討してほしい。
- 「品質管理」という用語がわかりづらいため、用語を変えた方がわかりやすいのではないかと（品質管理という用語だと、規格どおりに工業製品を製造するというイメージに繋がりがやすいため、核燃料物質の使用等について、PDCAを回すということに結びつきにくい）。

37

6. 廃止措置に関するご意見

- 廃止措置全体の流れがわかりづらい。
- 使用変更届と廃止措置計画の軽微な変更届を合理的に手続きできるようにしてほしい。
- 実用炉のように施設単位での廃止を可能としてほしい。
- 廃止措置計画の変更を繰り返していくと、使用許可の内容からずれていくと思うので、現在の許可の内容はどれが正なのかがわからない。
- 廃棄物を長期的に保管するために保管廃棄施設を新設する場合は、廃止措置計画の変更申請を行うのか、使用変更許可の申請を行うのかわからない。
- 廃棄物を他事業者へ引き渡す場合は、廃止措置計画変更認可を受けることになっている一方で、使用許可の場合は、その範疇であれば変更許可申請は不要となっており、廃止措置の方が厳しいと感じる。

38

7. その他のご意見

- 使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分場を早く作ってほしい。
- 放射線管理等報告書の提出期限の延長を考慮してほしい。
- 国際規制物資の使用に関するご意見。
 - 核燃料物質受払計画等報告書等の記入例をHPで探すのに手間が掛かる。
 - 実在庫明細報告書等において、記号等がわかりにくい。
 - 報告書の提出期限について見直してほしい。

39

最後に・・・

- 本日のご説明内容について、ご意見、ご質問がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

<連絡先>

原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門 使用担当

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

Tel : 03-5114-2118

Fax : 03-5114-2191

E-mail: shiyou@nra.go.jp

今後も情報提供や意見交換の場を設けていきますので、
引き続き、ご意見をお寄せください。

今後も、原子力規制行政へのご協力をよろしくお願いいたします。

40